

平成26年 第3回定例会

美深町議会議録

平成26年9月 8日 開会

平成26年9月12日 閉会

美深町議会

平成 26 年第 3 回定例会
美深町議会会議録
第 1 号 (平成 26 年 9 月 8 日)

◎議事日程 (第 1 号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第 38 号の提案説明
- 第 7 議案第 39 号 (北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について)
- 第 8 議案第 40 号乃至議案第 42 号の提案説明
- 第 9 認定第 1 号乃至認定第 7 号
- 第 10 報告第 5 号 委員会報告
- 第 11 休会日の決定

◎出席議員 (11 名)

1 番 小 口 英 治 君	2 番 藤 守 千代子 君
3 番 藤 原 芳 幸 君	4 番 南 和 博 君
5 番 中 野 勇 治 君	6 番 山 本 進 君
7 番 諸 岡 勇 君	8 番 林 寿 一 君
9 番 岩 崎 泰 好 君	10 番 齊 藤 和 信 君
11 番 倉 兼 政 彦 君	

◎欠席議員 (0 名)

出席説明員

◎美深町

町長	長山 口 信夫 君	副町長	今泉 和司 君
総務課長	渡辺 英行 君	住民生活課長	羽野 保則 君
産業施設課長	木戸 一博 君	会計管理者	吉田 克彦 君
総務グループ主幹	川端 秀司 君	企画グループ主幹	草野 孝治 君
生活環境グループ主幹	後藤 裕幸 君	保健福祉グループ主幹	望月 清貴 君
税務グループ主幹	山崎 義典 君	農業グループ主幹	中江 勝規 君
施設グループ主幹	杉本 力 君	管理グループ主幹	南坂 陽子 君

◎教育委員会

教育委員長	宮原 宏明 君	教育長	石田 政充 君
教育次長	玉置 一広 君	教育グループ主幹	桜木 健一 君
教育グループ主幹	大堀 裕康 君	幼児センター長	清水目 桂子 君

◎農業委員会

農業委員会会长	外崎 敬雄 君	事務局長	木戸 一博 君
---------	---------	------	---------

◎監査委員事務局

代表監査委員	岡崎 三郎 君	事務局長	長谷川 浩 君
--------	---------	------	---------

◎議会事務局

事務局長	長谷川 浩 君	事務局副本主幹	角田 敏彦 君
------	---------	---------	---------

開会 午前10時00分

◎ 開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

ただ今の出席議員は11人全員出席です。定足数に達しておりますので只今から平成26年第3回美深町議会定例会を開会をいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において7番諸岡君、8番林君の両君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 諸般の報告を事務局長より行わせます。

長谷川事務局長。

○事務局長（長谷川 浩君） 諸般の報告をいたします。初めに閉会中の議長の動向及び閉会中の各委員の活動等につきましては別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。

- 1 林業・木材産業の成長産業化に向けた政策の充実強化を求める意見書について
- 1 所得税法56条の廃止を求める意見書採択についての要望書
- 1 美深厚生病院に係る平成25年度損失金助成等の要請について
- 1 給与制度の総合的見直しに係る要請書
- 1 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情
- 1 軽油取引税の課税免除特例措置の延長を求める意見書の提出について
- 1 商店街活性化事業（プレミアム商品券販売事業）に対する助成についての要望の7件であり、これらは資料として配布しております。

次に閉会中議長に提出された書類について申し上げます。

町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率報告書

教育委員長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく平成25年度美深町教

育委員会の活動状況に関する点検評価報告書

この3件はいずれもお手元に写しを配布しておりますのでご覧いただきます。

次に、今定例会の提出議案並びに出席説明について申し上げます。

提出議案は町側提出のもの、条例改正1件、規約の改正1件、補正予算3件、認定7件の計12件です。

議会側提出のもの、委員会報告の1件です。

今定例会の説明員として出席通知がありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますのでご了承願います。

最後に、今定例会の一般質問の通告について申し上げます。

一般質問通告者は岩崎議員のほか4名です。

以上で諸般の報告終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

今定例会の会期は本日から12日までの5日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

今定例会の会期は本日から12日までの5日間と決定を致しました。

◎日程第4 行政報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第4 町長から行政報告について発言が求められております。

これを許します。

町長。

○町長（山口信夫君） 行政報告を申し上げます。

北海道大学との包括協定締結と8月24日の午後災害の2点について報告を申し上げます。

まず、北海道大学との包括協定でありますけれども、平成20年からチョウザメの養殖技術に関しご指導いただきおりました北海道大学大学院水産化学研究員及び水産学部と美深町は8月18日文化会館COM100において包括的な連携の下、学術教育文化及び地域振興に関する各分野において協力し、相互の発展充実を目的とする包括連携協定を締結いたしました。協定締結により、この度完成した旧恩根内小学校プールでの養殖施設など

を利用して今後チョウザメの人工孵化養殖キャビアや魚肉の生産、コラーゲン活用など教授や学生、研究者の方々を受け入れ、大学の研究事業への支援と本町においてはチョウザメの養殖産業に向けた指導や研究成果を得ることができるなど大学と美深町の相互協力体制が構築されたところであります。

次に8月24日の豪雨災害について申し上げます。

先の臨時議会で8月4日から5日の豪雨災害の関係についてはご報告を申し上げたところでありますけれども、今般8月24日の豪雨について議会の皆さん方にご理解いただくために申し上げておきたいと思います。全力を挙げて普及に取り組んできたところでありますが、ご存じの通り8月24日にさらに豪雨があり、復旧した町道や工事現場などに災害が追加発生しております。8月24日には前日からの降雨もありましたが、午前10時頃から降り出した雨は午後9時まで降り続き11時間の累積雨量は80ミリとなりました。特に午後2時からの1時間の雨量は27ミリと短時間で多くの降雨がありました。この降雨により川西、玉川地区を流れるウルベシ川やソウシベツ川と大手、報徳地区を流れるオテレコッペ川が急激な増水によって氾濫し、草地や田畠が灌水いたしました。これらの地区には雨量や水位の観測装置がないために正確には確認することができませんが、天塩川にある観測地点よりは多くの雨が降り一気に川に流れ込んだものと想定しております。この雨により8月4日と5日の降雨で被害を受けた町道や河川が再度の被害を受け、さらには増破、被害箇所の拡大でありますけれども、ソウシベツ道路やオテレコッペ線などの13箇所となりました。また、新たに被害を受けた箇所は川西6号線道路災害復旧工事の現場における法面崩壊など11箇所に及び、被害額は概算であります3,000万円と試算をしているところであります。農業では河川の氾濫により畑作物ではカボチャが2戸で1.7ヘクタール、飼料作物では牧草が3戸3.8ヘクタールほかデントコーンの2戸2.5ヘクタールの被害を受け、合計7戸の農業者で3作物8ヘクタールの被害を受け、被害額は約330万円と見込んでいるところであります。今回の豪雨における町の対応につきましては、24日14時30分からパトロールなどの河川監視と情報収集に努めるとともにオキキン第1避門や恩根内第1避門において排水ポンプ稼働による内水の氾濫防止策をとりました。その後、雨は止まずウルベシ川やオテレコッペ川などの水位も下がる状況にないことから午後6時には災害対策部本部を設置し、第一非常配備態勢をとり継続した現地監視体制と避難受け入れ準備に入りました。午後9時頃川西及び玉川の一部17戸53人、報徳地区4戸12人に対し避難準備情報を発し、玉川住民センター及び役場保健センター、恩根内センタープラザの3箇所での受け入れ体制をとるとともに消防車での警戒広報活動にあたったところであります。午後10時頃降り続いた雨も上がり警戒していた

ウルベシ川やオテレコッペ川などの水位も下がり気象情報を見極めた上で避難準備解除の決定をし、午後10時13分に対象となった21戸65人に対し情報端末機において通知をしたところであります。午後11時には災害対策本部を解散いたしましたが、排水ポンプの撤収や避難管理者との連絡など一切の業務を25日午前2時30分に完了したものであります。8月に2度も豪雨被害によって道路や河川さらには農業に大きな被害を受けました。今後、国に国費による被害認定の作業や農作物の作況状況を見ての被害対策など関係機関との協議を進めながら復旧対策に努めて参りたいと考えているところであります。

以上、2件の行政報告とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 只今の町長からの行政報告にお尋ねの向きがありましたら発言を願います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段なければ本件報告済みといたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 一般質問を行います。

一般質問の通告者は5人です。発言の順序は通告の順序といたします。発言の時間は再質問を含めて30分といたします。それでは通告順に従って発言を許します。

9番 岩崎議員。

○9番（岩崎泰好君） それでは一般質問に入ります。

本日、9月8日は東日本大震災と福島原子力発電所の原発事件から数えて3年6ヶ月になります。復興は未だ道半ば被災された数多くの方は未だに日常を取り戻すことができない環境の中で生活を余儀なくされておられます。1日も早い復興と原子力発電所の廃炉に向けた取り組みを、国をはじめ関係する自治体の努力に強く願うところであります。町民の皆様と共にこの事実を風化させることのないように被災された方々とどのように心寄り添うことができるのか、特に福島の子供たちに忍び寄る放射能汚染の深刻さと雇用の必要性という大きな課題解決に私たちができる事を模索するとともに、多くの学びそして私たちの地域づくりに生かしていく道筋を築いていきたいと改めて心に刻むものであります。

この度の一般質問は一問一答方式で行政について2項目、建設について1項目、教育について1項目、4項目にわたりまして議員に与えられましたアイパッドを活用して質問をしたいと存じます。

項目1と2については防災への対応に関する質問です。3.1.1の教訓にどう学んできたのか。また、その後の大島町や広島市での災害発生時の自治体の対応について問われている問題でもあります。美深町にあっては8月に発生いたしました豪雨に対する対応に不安と疑問を投げかける町民が多くあることも事実であります。今日のこの一般質問でこの後2人の同僚議員もこの問題を取り上げているという重要な課題でもあり、今後の町の対応、町民の安心につながるしっかりとした的確でスピードのある対応がいただけるようそのような答弁があること期待して質問に入りたいと存じます。

まず1項目ですが、只今申し上げました不安解消に向けた防災情報の伝え方の現状と課題、そしてその解決策について伺うものであります。1つ目は防災情報の住民への周知の手法はどのような形でそして手順で行われているのかその現状について伺うものであります。2つ目は8月4日、5日の集中豪雨とその対応について、非常に不安で一夜を過ごした住民が多かったというお話しを随分聞かれます。それらの対応について町の対応は適切であったのかということについてお伺いしたいと思います。3つ目は天塩川の氾濫に備えて避難準備勧告や避難勧告はどの時点で発令になるのか、その現状とその判断について伺うものであります。そして4つ目は今町が奨励をしながら自治会に防災組織を逐次築き上げてきているところですが、自治会の防災組織との連携が非常に重要なところであると思うひとりであります、これらはどう現状進めてきているのかという点をお聞きしたいと思います。そしてさらにはいろいろ今回の8月の2度にわたるこの豪雨の関係にあたっては情報の伝達における課題もいろいろ見えてきたのではないかと思います。それらについてどのように捉えておられるのかということと解決策をどう進めようとしているのかということを以上5点について町長に伺うものであります。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、岩崎議員から行政、建設、教育3項目4件の通告をいただきました。そして順を追ってであります行政について先の災害、集中豪雨についてご質問をいただきましたのでまずもって災害の部分から答弁を申し上げたいと思います。

1つ目として防災情報の周知の方法をどのような方と手順を追って行われたかということでありますけれども、8月4日からの豪雨対策では午前10時に災害対策本部を設置いたしております。ここで収集した情報を基に、今後起こりうる災害を予測しながら周知する内容、周知方法について決定を協議をしているわけであります。伝える手段としては防災情報端末機、広報車さらに一般的な電話と防災情報ネットワークを通じたテレビやラジオの情報伝達等々も活用されたわけであります。2つ目の情報発信が適切であったかというお話しでありますけれども、2つ目の部分については川西と南地区に午後8時過ぎであり

ましたけれども避難準備情報を発令しております。地域の方々の不安は大きかったと思いますけれども、迅速な非難については腹積もりといいますか心積もりさらには家や身の回りの準備を整えておくことが肝心でありますので、そして災害から身を守るために必要な情報判断として準備指令を発したところであります。結果からみれば情報は出さなくてもよかったですのではないかというご意見ご批判もあるかと思いますが、また一方では状況を含めて多くの情報を出すべきではないのかという意見もあるかと思います。そういう意味で情報は錯綜するといいますか混乱が起きないように注意しながらわれわれとしては考えているところであります。浸水の恐れが低い地域につきましては、天塩川などに近づかないように注意啓発をいたしましたが残念ながら、天塩川までわざわざ様子を見に来る方もいたように聞いたところであります。情報発信をすることで逆に気にする危険な箇所を覗きたいと、これも人間の心理だと思いますけれどもそういうことが起こらないよう行動は控えてほしいと望みを持って発信しているところであります。しかしながら特にこういう情報を出すことによって危険な行動を誘発するものであればそういう情報の発信の仕方等々もさらに考えていかなければならぬ検討をしていかなければならぬとそんなことが考えられるわけであります。次に避難の準備勧告や避難勧告をどの時点で発令されたということで3つ目のご質問がありますが、避難勧告と準備指令のタイミングでありますけれども、天塩川の水位が目安の1つであります。実際にどの程度の危険が迫っているかは内水の状況、降雨の場所、その量そして今後の測定雨量さらには土地の形状等々から総合的に判断する必要があると思っています。気象や水位の状況は似ているわけですが、ひとつとして同じものではありません。一律機械的に基準値を設定するということにはしておりませんし、美深町の広い地域においてあらゆる気象状況を想定しながら個々に設定するのはなかなか難しいという状況があるわけでありますけれどもそういうことにしたところであります。

4つ目の自主防災組織、自治会等々の関係でありますけれども、連携はどのように進めてきたかということでありますけれどもご案内のように自主防衛組織はそれぞれの自治体において組織されているわけであります。これまで町が行う防災訓練や自治会自主防衛組織が防災研修会、出前講座など防災について考え方をもつわけであります。今回の豪雨につきましては、自治会長さんなど特に南地域等につきましては高齢者住宅を訪問していただいて、持ち物や避難方法についてお知らせをしてきた状況であります。各地の災害対応で見られるように災害規模が大きければ大きいほど防災機関による適切な対応が困難になるわけでありますけれども、地域住民の助け合いが被害の軽減に大きな役割を果たすと考えております。避難時における機能的な組織としてさらにいま一歩踏み込んで実

践的な防災活動を考える機会を持っていただくことを地域の防災組織に期待するものであります。川西等については会長さん、副会長さんが避難場所として我々が設定しました川西改善センターについては避難解除が出るまで待機をして詰めていた状況もあるわけであります。情報伝達の課題と解決策などがありますけれども、今後の情報伝達の課題については今ほどの一部申し上げているわけでありますけれども、一言に災害といつてもその時々の状況は多様なものがあるわけでありまして、私共もすべての持っている情報は出せば良いのかもしれませんけれどもなかなかそういうことが、はたして良いのかどうかいろいろ考えて情報発信はしなければならない。災害から住民を守るために必要な情報はしかし出すように努めなければならないそういう課題があると考えております。ただ、これらの解決策としては正しい現状分析であり、地域特性を知ることそして防災知識を高めて的確な判断をする必要が今後ともあるのかと思っているわけであります。

以上とりあえず報告は終わります。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎議員。

○9番（岩崎泰好君） 今の不安解消に向けた防災情報の伝え方の問題点ということで再度質問したいと思いますが、1つは情報のあり方ということについてちょっと考え方を聞きたいのですが、今のお応えの中では、すべての情報を出すことはどうだろう、適切な災害対策本部の中で情報整理をして出したら良いのだという意向であると受け取ったのですが、しかし町民の多くは今回の豪雨に関しては天塩川の氾濫ということは非常に脳裏をはしった方が随分おられて 内排水の問題はあちらこちらで灌水だとかの状況が確かにありましたけれども、それ以上に天塩川の包みが壊れるのではないかという不安に陥った住民の方が結構おられたと私の聞き及ぶところではございます。それらについてやはり今、町長も言ったようにいろんな情報を取ることはできます。開発局の河川の水位の情報ですか、それからこれは道がやっている情報ですか、様々な形で取ることができますがしかし、これらについてはしっかりと情報を住民に提供することが逆に不安解消に繋がるのではないかと思うところなのです。そしてさらには先程の自治体でもっておられる防災組織でとりわけ地域住民の助け合いによるこれらの対応の仕方についてもやはりしっかりとその情報が渡されない限りは自治会としてどのようにしてどう対応して良いのかということについてもわからないのではないか。ですからそれらの情報のあり方について今一度考え方の整理をしていただきたいと思うのですが、例えば防災端末にしても最初に流れたのはお気を付けくださいというような情報でした。それ以後は道路の通行止めの連絡が2、3本入った程度です。しかしそれよりも先に報道機関で避難準備の報道が流れたり、或いは大雨による注意報がテロップで大きく流れたり、それらの情報が優先して町からの情報

がほとんどない状態であったということに町民は非常に不安を覚えていると思うのです。それらの情報を整理するのも大事ですけども、しっかりと一定の情報は流して、今こんな状態にある、例えば今の防災対策本部を設置しましたということも防災端末で流してそれに備えて準備を進めていますということも町民には知らせるべきではないかというふうに思うところなのですが、これらの情報の伝達の仕方ということについて先程は要するにもう1つは川にわざわざ見に来た方々もいると、危険を誘発するためには情報の出し方も制限した方が良いのではないかということを言わされました。逆に情報がわからないから川に見に行ったという自治会長さんもおられます。一切自分のところには連絡もこないので、果たしてこれでいいのだろうかということで川の様子を見に行ったという方のお話も聞いております。ですからその情報の出したというのも今一度検討する時期にあるのではないかと思いますが、その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 確かに情報の出し方等については今後課題を要するというか検討することだろうと思っております。しかしながら情報は刻一刻と気象庁もそうでありますし、国からもそうでありますし、道からもそうであります。一般住民もそうでありますけれども刻一刻と情報が入ってくるわけであります。そこでそれを細かにいちいちと言ったら失礼でありますけれども、住民に流すことは適當かどうか、それは一定の災害本部なり我々が詰めているものですから判断をしながら住民に情報を流すということが1つの混乱を起こさない方法ではなかろうかと思って整理をしながら出しているような状況であります。気象庁なり国なり情報機関等とマスコミもそうでありますけれども、情報というのは大きな枠の中で出すものですから、美深のどこどこがこうですよということではなくなってこないわけで、そういうことでありますから我が町としてはそういうことも想定しながらこの地域、あの地域はどうであろうかということを想定も入れながらやって判断をしながら住民に混乱を招かないように対応しているつもりであります。大筋としては先ほど申し上げました将来の検討課題としていかなければならないと思っていますが、今、出した情報としては大筋としてはそれほど混乱を招かなかった、また、間違ったということではないと思っております。今後も検討していかなければないということはもちろんずっと検討して参りたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎議員。

○9番（岩崎泰好君） 当然、物事にはベストというのではないのですから特にこういう防災情報等について町民に不安を与えない、よりベターな方法を選択するしかないのですけれども、しかし、情報というのはしっかり出すことというのは大事なことで防災端末を主

体的に使うということであるならば、防災端末も結果的には水害のことについては、最終的にすべてのものが解除になりましたという防災端末がされなかったのです。皆さん夜の夜中、心配しながら雨は止んでいたのですが川が氾濫するかどうかということを盛んに不安を抱えながらいたにも関わらず、町は一定のところでこれ以上水位は増えないということを判断した時に、町民にはしっかりそれらの水位が下がってきましたので危険はなくなりましたというような、そういういった情報をしっかり発信すべきではなかったのかというふうに思うのですが、これらについてはどのように考えますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 危険の準備でありますけれども、避難準備指令等々を発しているところについては解除するというのは出したのですけれども、一般的な町に避難準備指令とかを出しておりませんけれども、そしてまた天塩川が氾濫するということも想定させておりませんので、逆に心配をかけるのかなという気持ちもありまして全町的には流していないということでありまして、その辺はご理解いただけないのかなと思っているところであります。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎議員。

○9番（岩崎泰好君） 私もインターネットで天塩川の水計の記録を逐次眺めていた1人です。それによるとレベルが4段階あって、レベル4以上のところまで実は水位が行っているのです。レベル4というのは既に美深町内の土地よりも高い位置まで水位が来ていて、包みの部分、堤防の部分もあと何メートルかで包みを破るような状況まで来ていると。やはりその時に避難準備ですか今こういう状態にありますよ、心の準備をしてください、というある意味に対象となるところは、今回は南と川西ということで避難準備の指示を出したということでありますけれども、例えば第3自治会にあってはつくし団地あたりは1番に水が浸かる場所、かつて洪水で埋まったところですから、そこにもしっかりと情報伝達すべきだったのではないかと思うのです。やはりレベルの天塩川のあれを見るとレベル1・2・3の段階でしっかりと情報を出すか出さないかの判断をするというところを遙かに超えてレベル4、さらに超えた水位までなったのですから、こと災害には至らなかったからまだ良いとしても、これがさらに雨の状況ですとかそれらの状況でさらに水位が増えて堤防が崩れ決壊するというような事態なった時にやはりそれらのことは今回広島の件もそうですが、かつての大島の町の時もそうですが、情報はもっと事前に早い時期にしっかりと町民に今こんな状態ですと最低限の情報は出すべきだと思うのですが、それらについてはどうか思われますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 確かに天塩川の水位は雨量から計って徐々に上がってきてレベル1から始まってレベル4と堤防が心配だと、先程堤防が崩壊するという話がありましたが、堤防崩壊とは違います。堤防を越える要素があるかという心配事でありますけれども、そういう情報が来ている事実でありますけれども、それらをも参照しながら雨量の今後の推移、そして天塩川の上である土別だとか名寄の状況等々を見ながら、どの程度で我が町が下がってくるのか、そういうことを全部災害対策本部に詰めている人間で協議しながらどうすべきなのかということを堤防が超えるという状況は本来的には準備指令でなくて、ただ機動的にやれば避難勧告という形にレベル4ですからなるわけでありますけれども、そういう段階ではないという現地の判断をしたところであります。そういうことで準備指令というものを発しながらやっているわけであります。物事を机上的にやらなければならぬ部分もあるわけでありますが、そういう現地の我が町の判断も大いに対応としてやっていかなければならない。先程広島の災害だとか別の災害の話をしましたけれども、土砂崩れが起きるそういう地域、この天塩川を抱えている地域でありますけれども、俗に言う増水とそういう災害との考え方も違ってくるのかと思います。いろんな災害を想定しなければならないわけでありますけれども、土砂が崩れて人家がそこに張り付いているとかそういう災害とは我が町の災害とは想像としては違うわけでありますから、災害本部を設置しながらいろいろな状況を我々は抑えているつもりで判断をしているわけであります。ご理解を頂き、ただ、検討は今後ともいろいろな意味でしていかなければならないと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎議員。

○9番（岩崎泰好君） 非常にどなたも会う人会う人非常に不安だったという話が多いです。町の方でどういうふうにお話しを捉えているのかわかりませんが、やはりそこを解消することに今回の豪雨のような状況があってもやはり1つの安心があつて次に繋がるようなそういう対策というのが必要だと思うのです。その辺のところをしっかり今後の対応で取り進めていただきたいというふうに思うところであります。

次に項目2番に移りますが、河川管理の現状と緊急復旧作業の早期実施はということで質問したいと思います。美深町内を流れる河川の日常の維持管理はどのような現状になっているのかということが1点であります。それから2点目は、今回発生しましたけれども集中豪雨などによる増水や氾濫後の対応措置はどのように進めているのかという現場の問題。それから3つ目は河川の管理者等の管理課題それについての対応について考え方がどういうふうになっているのか。それから4点目はより具体的な問題としてウルベシ川の今回の8月2度にわたる氾濫と護岸ブロックの流出或いは農業への大きな被害をもたらしたことについて対応策についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 河川管理の現状と復旧等々のお話しが出されました。河川維持管理の現状でありますけれども、これは維持管理で日常直営による河川の増幅処理だとか土砂の上げだとかこれは隨時行っているわけであります。ただ、道路河川愛護組合があるのはご承知おきかと思いますけれども、25年度実績としては8自治会の協力を得ながら河川であるとか道路のゴミ拾いや草刈りを行っているところであります。あと、集中豪雨に洪水や氾濫後の対応をどうするかということでありますけれども、気象情報によりまして集中豪雨や河川増水、雪解けの増水もそうでありますけれども、この予測が確定された場合、雨量データや気象データを常に監視しながら早い段階で体制をどう対応するかと、そんなにそんなに起こるわけではありませんけれども、道路河川のパトロールを実施しているわけであります。その後の増水対策としては気象予報や天塩川の水位等々から推測しながらポンプによる内水排であるとか氾濫の未然防止等々に対応しているということでございます。さらにこの内水対策、避門の開閉が昼夜を問わずその管理者と連絡をとりながら内水の管理をやっているわけでございます。あの河川管理者との管理課題の考えも出されたわけでありますけれども、河川管理者は管理課題の質問がありますけれども河川の数というのは町内大小河川色々ありまして約100以上あります。集中豪雨になると一斉に河川が増水するわけであります。すべての河川の治水を同時に抑えるというのはなかなか困難でありますけれども努力はしているということであります。非常に過去の排水時の河川状況やこれまでの治水対策、現場からの情報を集約しながら大きな部分、国が管理する部分、北海道が管理する部分等々がありますので連携をしながら対応をしているという状況であります。次にウルベシ川の氾濫、護岸ブロックの流出、農業者の対応等が具体的に出されましたので答弁したいと思います。ウルベシ川は北海道の管理河川であります。護岸等の施設は国営で北海道管理の河川でありますけれども、護岸の施設は国営事業の国営補助で建設したものであります。これまでも北海道及び開発への状況等を改修の要望、工事が農業と言いますか開発でやって北海道の管理でありますから若干課題があるわけでありまして、既に壊れているところとかそういうところはあるものですから改修の要望に取り組んできたところであります。今回またこういう部分が課題を含んでおりますので、さらなる要請をして参りたいと考えているところであります。農業等の災害どこからか浸水をしているわけでありますが、全町的には先ほど行政報告申し上げた程度であります、特にこの地域がこれによって大きく被害をもたらしているという押さえはしておりません。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎議員。

○9番（岩崎泰好君） 私もウルベシ川の状況を見て参りました。やはり地元の方はあそ

この場所はやはり相当春の雪解けにあってもあのような状態が、今回の災害のような形まで行かなくても水が出ている場所であると聞きました。今日、先ほど貰いましたこの豪雨に伴う被害状況の概要、ここにも実はその場所の写真が出ているのですが、ここは河川が非常にカーブを描いている場所でございまして、被害の起こった1つの原因として考えられることは、私が素人的に考えているのですが、右岸の砂利が非常にそのまま管理の中でそのままの状態に、かつてはまっすぐ流れていた川が右岸に非常にカーブを描いている関係で、非常にこの右岸の部分に砂利が堆積して、さらにそこには柳の木が鬱蒼と生い茂るような状態を作り、流れをさらに左側のところに持ってくるようなそういう流れになっておりました。それがやはりこのような状態になってきたと思うのですけれども、非常に毎回ここは水が出て困っているということで、地元の方に聞きますとこれによって3戸の農家に大きな被害が出たというような話でございました。それらについて特にこれから問題として、春にまたここは当然同じような形で水がつくだろうと、それであれば右岸の方に溜まった砂利を緊急対策で避けることはできないのかというふうにそういう切実な話でございました。それらの対応を今おっしゃられたように国営の事業でした関係、或いは河川そのものは道の管理だと、いろいろ複雑な問題があろうと思いますが、それらの課題を解決するまでに時間が相当かかるのだろうと思います。しかしながらやはり出る水は春には少しでも改善をすべきだというふうに思うのですが、それらの緊急対策としてそれらの実施を考えておられないのかお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、お話しのように先程答弁いたしたわけでありますけれども、これらは道の河川であると、そして国の工事でやったところであると、国の事業の工事で実施した河川でありますから、言ってみれば少し断面が小さいというか川の流量に対してどうなのか、工事でやる場合は仕事としては早いと思いますが、今となってみれば結果的に流量等々から考えるといかがであったのかと。我が町でもこのウルベシ川だけではなくて、何ヵ所か町内にもそういう河川工事をした場所があるわけで、従ってその部分の河川が荒れているという状況があります。これは道も国も知っているわけでありますけれども、道も北海道中といいますか北海道以外は調べてないのですけれども、北海道中あっちこっちにあるという現象でございます。工事の経緯、河川の管理の現況等々からそういう状況なのでありますけれども、そこでその地域住民さらには我々もそうでありますけれどもこれはなんとかならないかという切なる要望であります。何年か年度は忘れましたが、私の時代になってからも実は北海道の町村長会議の政策委員会の中でこれを議論したことが、私から提起したわけではありませんけれども、全道の政策委員会の中で我々も議論した経

緯があります。しかし、道も国との間でなかなかいい話がまとまってこうするということには行き着かないでうやむやになっているところであります。非常にお金のかかる話、権利関係の話、さらには引き継ぎの関係、実は難しい課題である。ただ、我々としてはある意味1番困るのは現地、現場であって、我々が困のだということを申し上げて、今回もそういう課題がまた新たに出てくるのだろうと思っております。おかげさまで議員もご承知おきかと思いますが、道会議員もこの問題に注目しながら現地まで見に入っているところもありますから課題としてあげてくれるのかなと思ったりするわけでありますけれども、しかし、これは大きな問題として全道的な問題、そしてどこから手をつけていくか、我が町から果たしてやってくれるのかどうか、そういう問題で相当金の掛かる話で時間の掛かる話ですので、応急処置をどうするかということを我々も国になり道と少し話を申し上げながら、既に申し上げておりますけれども検討していく課題であるとおさえております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎議員。

○9番（岩崎泰好君） 私も改めて今具体例でウルベシ川を取り上げてお話しをしているところでありますけれども、この被害状況のこの図を見ると相当な場所が、河川にあっても被害を被っているという現状であると思います。国や道といろいろあると思うのですが、これは緊急時の対応として、例えば個人的に機械を入れてそこをすることは不可能なのかどうか。その辺のところはどうなのでしょうね。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 物事でありますから絶対という話はあり得ないわけでありますけれども、命に関わるであるとかそういういろいろな条件があると思いますけれども、なかなかこの河川をこうであるからさわらせてくれとかそれは河川管理者がおりますので、無断でやるわけにはいきませんし、かといって相談したら答えが簡単に出てくるというわけにはなかなかならないというものでありますので、我々も忸怩たるものがあるわけでありますけれどもご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎議員。

○9番（岩崎泰好君） この2項目の問題については非常に大変な部分はあると思いますが、しかし、緊急でやらなければいけないことは早急にやらなければいけないということで、さらなる努力を求めて次の質間に移りたいと思います。

次、3項目は教育に関する項目ですが、文化財や郷土博物館資料の保存管理状況と活用のために必要な専門委員の配置はいかがであるかということ。そして、文化財

専門委員会の開催状況と新たな文化財指定の対象物件はあるのかないのかということ。それから2つ目に郷土博物館資料の充実と活用の基本的考え方と保存庫の現状はどのようになっているのかということ、その2点。もう1つありました。専門委員、学芸員の配置や郷土博物館の運営に民間活力の導入の考え方はないかどうか。以上3点について教育長に伺うものであります。そしてもう1点、文化的向上や郷土に対する認識を深めるために、専門員の配置に関して予算的な処置を講じる考え方があるかないかということについては、これは予算の関係でございますから町長に伺うものであります。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、岩崎議員の方から教育についてのご質問いただきましたので答弁をさせていただきます。

まず文化財専門員会の開催状況、それから新たな文化財の指定についてですけれども、まず、文化財専門委員会については、現在、文化財保護条例の中で社会教育委員が務めるということについてはすでにご承知のことだろうと思います。その中で指定等の関連が出てくれば協議をしてという状況でございます。現在のところ文化史跡という形で3点ほど指定に向けた協議をさせていただいているところであります。開催状況のご質問がございましたので、昨年の9月から4回ほどの協議を重ねている状況でございます。次に、郷土資料室の活用の基本的な考え方とそれから保存庫の状況ということでございますけれども、これまで郷土資料室については興味関心を持っていただくということを考えながらいろんな形で事業を進めてきたと、その中で郷土研究会の皆様にも大きなご協力をいただきながら、例えば伝承講座の開催ですとかそれから収蔵品の展示等々事業展開をしてきたというところでございます。町の歴史を伝える施設として引き続きそういうものの充実していきたいと考えているところであります。その中にあって保存庫の状況でございますけれども、遊学館を保存庫として活用させていただいているが、ご存じの通り遊学館については一般の方に見学いただける形で公開をしております。ただ、その中で1室展示スペースとは別に保存専用として資料保管をしているという状況でございます。数年前には台帳等の整備もしながら管理体制について進めてきているところでございまして、引き続きしっかりと管理をしていかなければならぬという考え方をしております。それから専門員、学芸員の配置の関係、それから郷土資料室の運営についてですが、民間活力はどうかというご質問でございます。学芸員の関係につきましては以前にも質問をいただいている経緯がございます。その時にも対応させていただいておりますけれども、現組織体制の中で取り組んでいきたいと、学芸員という形で人が増えるということになれば本当に良いことであることは間違いないのですが、全体的な町の役場機構との兼ね合い等から考えて、現体

制の中でしっかりとやっていかなければならないのかということで考えているところであります。それから資料室の運営等につきましては、先程もお話しを申し上げましたが、本町の場合は幸いにも郷土研究会という本当にしっかりといろいろな郷土の歴史について研究していただいている団体がございますので、こういった組織にこれまでいろいろな形でご協力いただいているわけですけれども、さらにご相談を申し上げた中でご協力いただける、そして、共々に適切な運営管理ができるような努力をして参りたいと考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 私の方にも専門員としての配置ということで考え方はどうだという質問をいただいているのですが、今ほど教育長が答弁しておりますけれども、教育委員会の社会教育全体の中でしっかりとこれを対応してほしいなとそんな考えでいるところでございまして、ただ、うちの場合はおかげさまで有識者の方々、他の町よりかなり厚くおられるということもありますので、今専門員を配置するような考え方には基本的には全く持っておりません。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎議員。

○9番（岩崎泰好君） まず、文化財の専門委員会の開催ということで、昨年9月から開催をしていて、史跡について検討しているという答弁でございました。安心する部分もあります。しかし、これらについては条例の中では指定や解除については教育委員会が指定解除について諮問委員会に諮問して事を進めるということで、今、その諮問が進んでいるのだろうと思いますが、今、時代はたくさんの高齢者が元気な内に町を離れようという方が結構おられまして、それらの方々が個人的に所有している文化財に匹敵するようなものが実はあるのではないかと。離町に際してそれらは判断の問題になってくると思うが、廃棄処分をされる方が結構おられるのではないかと。非常に貴重な大事なものが処分され失われていくという現実が、ここに至って出てくるような状況に今なっているのではないかと思うのですが、それらについてしっかりと条例の中では郷土博物館条例が6条からなっております、1条は目的、設置の項目、2条目は名称と位置の項目、それから3条目は事業についての項目でありますので、4条目は職員について、第5条に資料の寄付という条項が1文追加してあります。そこには町民からの寄付を受けるのだということを条例の中ではしっかりと出しています。そういうところでしっかりとここでいう美深町の文化財に匹敵するものは有形文化財、或いは民俗資料、そして今お話しであった史跡の問題、それから天然記念物等もこれらに入ってきますので、改めてそれらにしっかりと情報を町として提供して、資料提供願うような態勢をとるべきではないかというふうに考える1人であ

りますが、さらには今閉館になっております西里の竹内資料館、あそこの資料も非常に貴重なものがたくさんあるように伺っていますが、それも管理体制がなかなか個人的な管理ですから難しくなってきて、ゆくゆくは処分せざる得なくなる状況も多分生まれるのだろうと思います。それらの対応をしっかりとする必要があるのかと思うところがありますが、今、諮問委員会が開かれているのでありましたら、是非それらのことについても検討課題として追加をしてしっかりと資料を残していくというような作業が必要ではないかと思いますが、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 個人が所有されている貴重な資料についての取り扱いについてということでありますけれども、これまでも離町に際してということですとか、いろいろな場面でご自宅で保存されている多くの資料、たくさんご寄付をいただいてきているという状況でございます。その中でそういったことをわからないでいるとか、貴重なものが失われていく状況がもあるならばそういったことについてもしっかりと意を払いながら対応していく必要があるのと思っています。決してそういったものを受けないという考えではございませんし、ご紹介いただければその都度担当職員がご自宅の方におじゃまして、それがどのようなものか、それから結構すでに資料としていただいているものと重複するようなものもたくさんございます。そういったものの扱いをどうするかってことがございますけれども、所有者の方に対していろいろな状況説明する中で、意向を持たれる部分については寄付をいただいているという状況でございます。そんな中にあって今お話しがございました西里にあります竹内さんの回想館の資料ですけれども私共も1度見せていただきましたけれども非常にたくさんの資料があるということで、よくここまで頑張ってやられたかなと思います。先日も郷土研究会の会長さんの方からどうなのだというお話を聞かせていただきました。今後、郷土研究会の皆様にも皆さんの中から見る郷土としての資料の部分もありますでしょうから、ご相談申し上げながらそういったものについて協議を進めるような形で考えて参りたいと思っています。ただ、やはり町として郷土資料としてお預かりする分については、全てのものをお預かりするということはできません。やはり一定程度のものを見せていただきながら残していくことが適切であるかどうか、残していくべきものかどうか、そういったものを見極めながら対応していく必要があると思います。そんな形で基本的にはいろんな機会を皆さんに提供していく必要があるのかと思っていますけれども、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎議員。

○9番（岩崎泰好君） 答弁の中では、町民の資料提供、寄付については受けるというこ

とでございますから、何らかの機会にそれらの情報もぜひホームページ或いは情報誌等にしっかりと記載をしていただきたいところですが、その受けた寄付の物品になるのですが、それが郷土資料として残しておくべきものかどうかの判断というのは、現場では兼任の職員の中で対応するという現状ですよね。そうなってくると例えば非常に貴重な資料もこれは必要ないのではないかという人の見方、それは専門職員の方に失礼ですが、そこには学芸員としてしっかりとそれらの資料に精通した方がそれらを分別すると言いますか、仕分けをするというかそういう作業はこれからは必要になってくるのではないかというふうに思いますが、それらについてはどう考えますか。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 非常に例えればいろいろな資料の中で判断が難しいもの、きっとこれからもいろいろな部分がでてくる可能性があります。全て職員がということではなく、やはり例えれば道ですかいろいろなところとの照会をしながら、判断のつかないものについてはやっていく、そういう形で専門家の知恵をお借りしていくということが必要なことだろうと思っています。ただ、今おっしゃられた通り、それは学芸員という形で、特にその郷土資料に精通した学芸員がいらっしゃればそれが1番良いことかもしれませんけれども、ただ、学芸員といってもどの分野を考えていくのかということによって非常にただ学芸員がいれば良いということではないと思います。それよりはやはり職員の現状体制の中で、各専門の方にご相談をしながらやっていく方が本町の場合は合理的といいますか有効性があるのではないかと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎議員。

○9番（岩崎泰好君） それと先程来、今資料の保存には遊学館を現物展示の部分と、別に1室を設けてそこに保管をしているという話がありましたが、その保管庫の大きさと収容能力がどの程度のものなのか。その現状はどういうふうになっているのか。まだ空きスペースがあるのかどうか。またはもう既に満杯状態になっているのか。そしてさらには、そこに火災ですか、或いはそれが低いところにあれば水の被害ですか、或いは保管上の腐食ですか防虫対策ですか、その辺のことについて現場はどうなのですか。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） ご存じの通り旧厚生小学校ですから、教室1つの分を保管庫として利用させていただいております。それについては議員も十分ご承知の通りと思います。保管状況の関係ですけれども、3年前ですか、予算を付けていただきながら整理をさせていただきました。保管の量的には8割9割ぐらい保管状況だろうと思っています。まるっきりスペースがないかというと多くのものを受け入れるとスペースがございませんけれど

も、若干の受入余地はあるかと思います。また、特に南向きなものですから、日の関係があるものですから、遮光カーテン等をしながらそういった日焼け、それから場所を2階においてございます。そういった部分では今心配されました水の問題等はないかと思います。ただ、防虫等の関係が、これはたまに見ているのですけれども今の所そういったものは見られていないと思っています。もし、そういったことがあればやはりいろいろ状況があるとすれば、そういった対策もしていかなければならないし思っています。いずれにしても現場でできる限りの適正な管理をしていきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎議員。

○9番（岩崎泰好君） 私も郷土研究会の一員でございまして、先般、枝幸町のオホーツクミュージアム枝幸の中を見学させていただいた経緯があります。今、学芸員の配置の問題、それから博物館の運営に関する問題を質問しているわけですが、1つは郷土博物館が謳っている条例の目的ということが充分に機能された施設になっているかということが非常に大きな問題点でありまして、先程来の答弁の中では、人的な配置の問題が優先して、本来、文化的価値のあるものをしっかりと保管をして、展示をして、さらには多くの町民をはじめ多くの方々に見ていただき、文化を知っていただくそういう機能がしっかり果たされていないのではないかと私は思うところなのです。非常に皆さんいろいろなところの担当兼任しながら職員の方は業務をしています。そこに1つ無理があるのではないかと思います。こんな大事な事業に対して兼職の中で、担当をつけるという形はもう止めにして良いのではないかと思っているところなのです。例に出して悪いのですが、時間もあまりありませんが、今のこのオホーツクミュージアム枝幸は平成11年のオープンから累計で今8万人の方、年間平均して5千人の方が訪れています。昨年まで学芸員1人でした。今年から2人体制をとっています。さらにはここでは毎年40から50の1番大事なところですが、子供たちへの体験教室、或いは出前講座など順次開催して、ここに年間1千人の子供たちが学ぶ場を作っています。こういうところが実はこの博物館の意義の1番大事なところでありまして、それが今現場ではうちの町はできていないことを考えると、ここはしっかり人員を配置すべきではないかと私は考えるのです。近々では礼文町にも或いは利尻町にも2人学芸員を配置しています。中川町にも1人配置しています。名寄市も配置しています。やはり博物館の使命といいますかあるべき姿というのは十二分に發揮させるためには今1度今までの考え方を改めて、しっかりととした体制を作って、この郷土の姿というの知ってもらう、そういう教育の場にしっかりと立ち返っていく必要があるのではないかと思うところなのです。時間がありませんからもう1点紹介しますが、民間活用の導入に関しては白老の仙台藩白老本陣屋資料室、ここにあたっては学芸員の方とさらには地域のボ

ランティア説明員の協力で運営されています。年間9千人の方が入っています。ここは観光の面も意識した施設にしています。ですから美深町もあれだけの施設があるのですからそういう観光面をプラス視野に入れたそういう対応が必要になってくると思うのですが、それらについて伺うと共に、町長、改めて一人について500万円もあれば十分職員は採用できるのではないか、そういう町長はハードの充実からソフトの充実ということを何かの機会にも話されました。これから来年度改選時期になりますが、そんなハードの面からしっかりソフトの充実のためにこれら学芸員の配置をする関係はないかお聞きをして終わりにしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 只今いろいろな各地方の取り組み状況、体制等についてお話を伺いました。確かにいま言われる部分でしっかりやっておられるなど、私も枝幸については見させていただきましたし、名寄についても何回か見せていただいているけれども、それぞれのしっかりとした地域の歴史を含めて、そういった1つは材料含めてあるのだと、それから体制等についてあると見せていただいております。先程から話をしておりますけれども、本町の場合はそこまで行けるかどうか。これは将来に向けた1つの課題でもありますし、この町の問題についてもいろいろな部分で考えていただけはならないと思っていますけれども、現状の中ではなかなか今お話ししいただいております状況には至っていないこともご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ハードだけでなくソフトという部分については文化であるとかスポーツであるとか、諸々のことがあるわけでありますけれども、そういう風に意を用いながら、今町政を進めているわけで、今後そういう方向で進めなければならないと、しかしながら具体的に今学芸員を配置する、専門員を配置するということにはなかなかならないと思って、教育長の答弁と同じでございます。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君には4番目の質問がありますけれども、これは許可をいたしませんのでご了承いただきます。以上で岩崎君の質問はおわります。

○議長（倉兼政彦君） 次、1番 小口君。

○1番（小口英治君） 私の一般質問は項目財政、件名ふるさと納税制度の取り組みについてです。この問題は平成20年6月定例会でこの制度ができる前に同僚議員の質問でこの実施にあたっては美深の顔というべきチョウザメからキャビアができたら送るなど美深を売り込むアイディアなど寄付を頂ける方を刺激する内容が必要なことと美深に住まわれている親類等を通じ美深の宣传マンになっていただくための情報発信が必要とあり全く私

も同じ考えです。町長答弁は町民の意見を生かしながら取り組むいろいろアフターばかり大きくなると行政としてもつらいが先行している市町村もあるので研究しながら取り組む等の答弁がありました。それから6年近くが経過していることと自治体間の競争をあおる考えはありませんが質問したいと思います。

他市町村では指定の宿泊施設に無料または半額等の優待制度を設け定住に結びつくような自治体もある中、具体的に下記の項目等における中身の充実した施策を伺うものです。1つ目に制度が始まってから6年近く経過していますが、都道府県別寄付者はどのような特徴があるのか。2つ目に寄付金に応じた特産品の贈呈を行っておりますが当町の取り組みは十分と考えておられるか。3つ目に町の情報を発信できる媒体ととらえておりますが、お礼状とともに当町の紹介等をどのような形で発信しているのか。4つ目にこれに合わせて地場産業に結びつく特産品の開発、育成はできないのか、考えられないのか。以上項目財政に対しての質問の趣旨を述べました。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今小口議員から財政という項目中身はふるさと納税制度についての取り組み等についてのご質問を頂いたところであります。順を追って答弁したいと思います。ご案内のようにふるさと納税制度が創設されたのは平成20年度以降そして平成25年度まで寄付をいただいた関係でありますけれどもこれはわが町として、全国27の都道府県の方々から252件1,967万8千円という大変大きなお金をご寄付いただいたところであります。都道府県別の寄付者の特徴的なことを申し上げたいと思いますけれども、1番多いのはやはり北海道であります56件1,594万5千円次に2番目は東京都でありますけれども49件137万5千円そして3位が大阪府25件69万5千円その他埼玉県、千葉県、愛知県、神奈川県、兵庫県とこんなふうに続くわけであります。全体的には地域別に見ますと北海道も多いわけでありますけども関東地方の方が全体の40%超えるのかこんなふうに見ております。そこで特産品の贈呈の取り組みが十分だったのかというご質問であります。ふるさと納税制度の創設には寄付のお礼に品物を贈ることなどはこれに特産品品物を贈るのはいかがなものかと疑問視する声もあったわけでありますが現代では当たり前になってきておりまして昨今では特産品を競わすと言いますか競うというかこういうテレビ番組等々がありまして時の状況の経過とともに考え方も変わってきているとそんなふうに感じております。本町としては1万円以上をご寄付いただいた場合に例えればふるさとメロンなどだいたい3千円相当の品物を贈呈しているわけでありますけどメロンがまた別でありますがそういうものを中心に毎年寄付して頂いている方に送っています。そういう意味では特産品でありますから一定の効果があるとこういうふうに考え

ております。ただ今後としては寄付者が品物を選択できる金額に応じてでありますけれども品物を換える工夫こういうことも工夫をこらす必要があるのかなとそんなふうに思っております。わが町の特産品のリストであるとかそういうものについては今までの例としてはイチゴワインであるとか太陽の水であるとか先程申し上げたメロンであるとかその他くりじゃがであるとか南瓜であるとか杵つき餅であるとかチーズであるとかさらに春先であればアスパラであるとかいろいろなものをわが町の特産品のリストに加えながら対応してきた状況であります。次に寄付者に対して町の紹介をどのように宣伝しているかと発信しているかとこういうことでありますけれども美深町を紹介するパンフレット等のたぐいは直接的には送っていませんけれども寄付をいただいた方々にそれぞれ故郷の納税情報を発信したり約8割の方がインターネット等を見て送ってきてているというのが実情であります。その中に特産品を贈るときにそういう情報も若干入れているさらにホームページでご覧頂いているのかなというふうに考えているわけであります。そういうわけでホームページ等を更に一層充実させる必要があるのかなというふうに考えております。地場産業に結びつく特産品の開発育成の考え方方はこの特産品今まで申し上げた特産品、実はそれぞれ町的には特産品であるのですけれどもなかなか特産品のロットが小さいというか数が少ないというかそういう部分があってわが町としての農産物を含めてこれらをどう開発していくかそして定着させていくかそして1つの製品として大々的に開発していく事が可能かどうか非常に難しいものがあるわけでそれとまた今まで作ってきたものもあるわけでありますけれどもしかしながら新たにとなっていくとそう簡単に一朝一夕にできないのが現実であります。それをきっちりとした産業化小さい物であれば産業化ができないわけではないわけでありますけれども大きな意味でとらえて産業化ということにはなかなかなっていかないのかと難しいなと思っているところであります。しかしこれらについてはロットが小さいということがあるわけでありますけれどもできた農産物が農協さん更にはそれを販売する観光協会なり商工会等々それぞれ皆さんのご意見をいただきながらこの問題については我が町の宣伝になりますからそして財政に少しでもご協力いただくわけでありますから対応して参りたいと思っている次第であります。

○議長（倉兼政彦君） 次、1番 小口君。

○1番（小口英治君） 都道府県に特徴があるかなと思ってお聞きしたのですがこれは北海道内が多くて次に東京大阪と続くとの答弁があったのですけれども、美深町の実態は平成23年から見ると53件67件57件とありますて金額も25年度はどういうわけか極端に実績が低くなっています。今町長の答弁通り1万円以上の寄付で金額にしては3千円相当のものを贈呈していると中身等も今紹介がありましたけれどもよその例を出しては

申し訳ないかもしれませんですが上川管内で身近な地区を言いますと当麻町などは1万円以上の寄付ですから大体調べてみると1万円以上の寄付の自治体が多いようですけれどもこちらですと5千円相当の品物で今ブームになっています東京などでも高い評価をいただいているでんすけ西瓜ですとか低温の貯蔵米というまじり米というのですか大きな道路からすぐ見えるところに立っていますけれどもそういう面で大変ふるさと納税に対して寄付してくれている方が多いとまた鷹栖町ではこれも1万円以上の寄付同じですけれどもトマトジュースだとか1キログラムの鷹栖の牛ですとかこれを送ると。銘柄になっているのかどうか私は分かりませんけれどもこれですと昨年10月から月百万円以上の納税額12月はなんと1,000万円を超えるようなことで需要が追い付かないと納税して頂いた方への贈呈するお肉の生産が間に合わないとそういう中で美深町のことに戻りますけれども冒頭に言いましたように自治体競争をあおるつもりはありませんけれどもどんなものでしょうか、冒頭に言いましたけれども東川町などはそういう施設等町営の施設等に優待して品物のほかに選べるそういう希望する物がとれるということをやっている自治体がある中でそこら辺の町長の考え方ですけどどういう特産品が求められているのかそこら辺の情報の収集はどのように考えていますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） どんなことをどんな特産品が求められているというのは美深町に限ったことではないので無い物を言われても困るのですが道産の食材であるとかそういった物の方がどちらか言うと喜ばれるのかな食材も野のもの山のもの場合によってはお酒類等々もあるのかなと思っていますけれどもなかなかわが町としてはあるものは多用しているつもりであります。なかなか新たなものが作り切れていないというか産業化にできてこないというただ昔あったのは新しいものを作ると同時に後先もあるわけでくるような状況でありますのでご理解をいただきたいと思います。トマトジュース等は先ほど申しましたようにあったかもしれませんけれどもそれについては対応できると思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 項目2番目にも同じような質問が出るかと思いますけれどもチョウザメ等も果敢に今取り組みをやっておられますので、そういうようなものを含めて美深町はこれだというものの発信がないために道外からの寄付者が少ないのでないかと、私は思うのですけれども件数で言うとこれだけの件数でしたらふるさと会員にも満たないぐらいの件数しか情報発信力が美深町はないのかとそういう風には思われる節があります。そこで今も言いましたけれども宿泊施設にこれはよその町村ですけれども無料または半額で六泊まではそういうようにしているとそして特別町民章を贈呈していると一度投資する

と特別町民として隨時町の置かれている情報を発信していると毎年発信していると先程は町長は、インターネットがあるからインターネットで特別の町の広報的なものは入れてはいないのだとお礼では入れているとは思いますがそれで実績を伸ばせるのかどうなのかこれはソフトの面だと思いますけれどもそこら辺再度お聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今の情報化時代でありますから求める人はまた情報を求めるそれはこちらからの発信ももちろんありますけれどもかなりの人は自ら情報をとるというようなことがありますのでその辺も今言われた事も分からぬわけではありませんけれどもそこら辺を踏まえて考えていくたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） それでは具体的に美深町の温泉のコテージの利用率を見れば4棟あって実績が事務報告書にも載っていますが十分こういうような、もしふるさと納税者に対して斡旋なり宿泊は余裕は十分あるはずです。そういうような何も使われていない施設を有効に利用するのも私は大変大事だと思うのですけれども美深町の今までやってきた物品のほかにそういうような施設実際に泊まって頂く無料宿泊券を何泊までは贈呈しますとそういうような考えは具体的にはお持ちでしょうかどうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） コテージの話も今出たと思っているのですが何も利用されていないと聞こえたのですがちょっと違うような気がするのです。そうではなくて結構それほど稼働率が高いという認識は持っていないまあまあの稼働率と思っているのですがそのへんはご理解いただきたいなというふうに思います。そこでその町有施設といいますかあれは温泉に任せている温泉に私も兼ねている部分もあるのですがそういうところの兼ね合いがどうなのかきっとやってそういうことがやれるのかどうかそういうことが果たしていいのかどうかもろもろあると思います。そういうことをご意見いただきましたのでそのことも頭の中に入れておきたい。たとえば思い切って先程言わされましたチョウザメ1匹やりましたと1匹もらってもどうしょうもならないのではないかなと思いますので所有の空き地もありますので土地も寄付者に1千万円も寄付していくればあげますよということも言っていいのかどうかこれは非常に難しい話でありますのでいろいろなことをその町その町の特徴出しながらやっているのだろうと思います。わが町のような山村農村こういう部分でどうやって特徴を出すかとかいうことについてはいろいろ考えていかなければならぬと思います。おかげさまでトロッコもありますのでいろいろなことを考えでいかなければいかないと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） そうですねいろいろ考えていただきたい事だなあと思っています。重ねて言いますけれども予想ですけれどもこれは士幌町ですけれどもふるさと納税で熱気球をあげたいというところには役場の担当が現地に行ってあげる体験を踏むんだと何とですね2億4,000万円を超えていります。ふるさと納税の寄付金が美深はどうだとうと25年度で133万円です。やっぱりこれは知恵を絞ってもう少し魅力のある情報発信するなりしないとだんだん発信力が低下で美深の特産品は何だか勢いがなくなっていくのではないかと思っているのですけれどもこれで最後にしたいと思いますけれどもチョウザメでも何でもいいですから牛肉何キロでもいいですから発信するのだというような何かありましたら最後この項目に対してお願いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） たまたま53年度からかなり低い水準でないかというご指摘もいたただいたわけですけれども全体的に年度年度の事もあるのですけれども昨年低かったなどいう感じがないわけではないのですけれども特別わが町がふるさと納税制度の扱いとして全国的に力負けしているということはないというふうに考えています。上方だと思いませんけれどもまぁまぁのランク付けはされて居ると思います。それとまぁまぁの制度の特産品に対応する考え方があるのです。素晴らしいところはいっぱいあるのですよ。そこを拾い上げればあるのですけれども、かと言ってそんなにそんなにわが町がこれに対しておぞいのだという私は認識は持っておりません。寄付をするということは皆様もご承知おきかと思いますがなかなか寄付をするお金をだすということはこれは難しい事であります。その辺のことのご理解を頂いておきたいと思います。ただ美深町のために一生懸命こういう問題について努力して行きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 意っていないというような答弁をいただき私は意っていると思いますがまだまだ負けないで一生懸命にやっていただきたいと思います。

項目に商工観光の方に質問を移したいと思います。

件名びふか温泉双子座館の運営について

昨年の一般質問でも名寄美深道路開通後の運営、道の駅を核とした地場産品の育成等で質問しましたが社員教育と陳列方法の改善など答弁として述べられておりましたがどのように改善されたか具体的にお伺いいたします。

1つ目双子座館入り口右側の直売所これは通告書には載っておりませんけれども担当に聞きますとアウル市場と呼ぶそうですけど私も初めて聞いたのですけれどもこここの場所が

一般の方の利用がない現状の中でいかに有効利用を図っていくのか。2つ目双子座館休憩場所の拡充の使用に対する考え方。3番目びふか温泉におけるさらなるチョウザメを利用した取り組みの考えは括弧書きをしまして生体パック詰め料理キャビアの販売等です。4番目外国人観光客に対応するための指さし会話集及びマナーに対するユニバーサルデザイン等が必要な環境と思いますが考え方伺います。5つ目電力料金が値上げ申請中また来年度は消費税が上がる予定ですが温泉における入館料宿泊料等に対する考え方をお聴きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、2つ目の質問としてびふか温泉双子座館の運営状況第三セクターに対する質問をいただきたのでありますけれども1つ目の双子座館の入り口にある直売所の活用利用有効利用ということでありますけれども、そこで野外売店がアウル市場につきましては毎年4月から4月末になるわけですけれどもゴールデンウィークの頭であるわけでそれから11月3日ごろまでの祝日の開店となっているわけで野外売店北側の双子座館玄関に面した直売所部分と南側駐車場に面したオープンスペースこういう部分からなっているのです。北側の売店等についてはとうもろこし、メロン、栗南瓜とかそういう地場産品である野菜等を中心に販売しておるわけであります。できる限り新鮮なものを朝もぎいいと言いますが美深野菜を販売していると努力しているわけであります。またアウル市場といわれる部分についてオープンスペースでありますが8月末まで毎日曜日ごとに杵つき餅の実演販売であるとか玄関スペースがちょっと狭い関係もありましてピザであるとかチーズの実演販売をやるのですけれどもなかなか実演販売が取りつけに限られるということがあります。その他観光客のお客様が減るという状況にありまして市場を閉鎖しているような状況であります。ただ玄関ホール入り口で雪中キャベツとかがあるときはこういうものも扱って販売させていただいている。このほか南側のオープンスペースにつきましてはフリースペースとなっておりますでいつもではありませんけれども焼きとり焼きトウモロコシや高等養護学校の焼き物であるとか美深福祉会のトマトジュースの臨時販売の売店も利用させてもらっているわけであります。全体的に休憩スペースなどが狭いという話があり玄関が狭いわけでありまして有効利用をもう少ししてという部分がありまして、あの売店そのものがトイレ道の駅併用で早くに造っているですけれどもそういうことがあるわけで将来的にはそういう課題があって道の駅に課題が残ってくるのかと思います。今の段階ではあのようなものです。

それと休息場所これは現在観光バスのドライバーさんと添乗員さんの休息室としてより良い情報を兼ねて館内に設けております。ただ若干狭いとこういう認識は持っています。

野外にこんなこともありますて夏の部分については玄関前にイスやテーブルを配置して対応しているということあります。ただ今年4月でありますけれども道の関係移動研究所の道の駅アドバイザーなるものの現地調査を受けておりまして、こういうことがもうもう助言を頂いているという部分もありますので、将来の課題として考えていかなければならぬなと思います。陳列をどう直したかという部分については行ってみてご理解いただいていると思いますけれどもまだ十分とは言えないでありますけれども陳列の方法等についてはご指摘があった部分から直したわけでありますけれども言ってみれば商品の配置や陳列方法は地元の商品をどこに置くかということは考えてもらっている。こんなことで鋭意努力してということをご理解いただきたいと思います。それとびふか温泉におけるチョウザメの更なる取り組みは行政報告で申し上げましたけれども行政と振興公社の大きな事業の一環としてチョウザメ利用をいただいておりまして飼育をいただいておりまして先般恩根内小学校プールの養殖施設を大学と結んでなかなかこれも簡単に30年もやって今こういう状況でありますからそう簡単にはいかないですけれども、全魚種全体の利用の研究開発に具体的に取り組んでいく方向付けが出来たというふうに考えており進めてまいりたいとこの様に思っております。今温泉で提供している魚肉ですが研究会の質問で食べたことがないと言われて泡を食ったのですけれどもチョウザメのハムだとたたきだとか刺し身だとかマリネサラダとかこの間も炊き込みご飯とかありますので食べたことがないと言わないで食べてみてください。

その他民間の方々業者とも連携をしながらチョウザメ事業を立ち上げていますので今後の展開についてわれわれも努力しておるということでございます。キャビアの部分はあるのですけれどもキャビアの排卵の可能性というのは期待はしておりますし期待されるのでありますけれどもそう簡単なものではありません。サメの大きなサメといいますか抱卵するサメの絶対数が限られておりますので言ってみればメスしか抱卵しませんのでオスはダメなので8年オスかメスかなかなかわからない状況なのあります8年から10年以上かかりますし、それも今持っている親魚でやれる部分では非常に限られるそのような状況でありますのでそれはそういうことはそういうことでまず持って認識をしてほしいなというふうに思っております。しかし30年以上チョウザメと取り組んでおりますけれども今後の事業展開といいますか事業の取り組みについて一つの方向性が出てきたということありますのでご理解をお願い申し上げたいと思います。

外国人に対する環境整備といいますかその部分でありますけれどもアイランドといいますか温泉等を利用している外国人と思われる人々は20~30人というふうにしかとらえておりません。近隣においては外国人の団体ツアーや利用されているわけですが、マ

ニュアルというかユニバーサルデザイン等の環境整備は確かにその通りだという部分はあるのですけれども今うちでの施設はそこまで大々的に打ち出していいけるかどうかこれはあるのかなというふうに思っています。費用対効果の事ばかりを申し上げるつもりはありませんけれどもそういう面も含めて全体的に考えていかなければならぬと思います。只、温泉に聞きますとバスで食事等によってくれている人もありますということも聞いていますのでその辺も含めていろいろ考えていかなければならぬとこのように思っています。それとご質問の入館料といいますか宿泊料に対する考え方であります。今電力料金の改定とか消費税の導入で今年から条例改正はせず料金については今年だけではなく元々そうであります。料金については条例の範囲内において指定管理者である温泉が決める事になつてますのでそういう中で経営判断をしながら入館料もろもろ考えて行く必要があるとこのように思います。町としては消費税等の改定を見極めながら先般の答弁にもあります。料金の見直しについてはそれらのことを念頭に置きながら振興公社と協議しながら新たな消費税導入等々が出てくる時には考えて行かなくてはとこのように思つてたところであります。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 陳列方法と社員教育の話からもう一度お伺いしたいのですけれども陳列も改善したのだというようなお話しでしたけれども私はあえて極力アウルの方は美しい農産物がどれだけ力がはいっているかなというのが第一目で、通ると寄るように心掛けているのですけれども双子座館の入り口ですよね、入り口が混んでる時にあそこにテーブルとイスが置いてあってよけるようにしてようやっと入ってその施設自体・問題もいろいろあると思いますけれども、どこが陳列が改善したのかさっぱりわかりませんけれども、右奥の方南側ですか館内のあそこなどは開館当時から何の変わり映えしないでどこにでもあるようなものばかり売っていると、何でもう少し良い物を売つていただけなのかなと常々思つていますけれども、それと合わせてやはり今言った通り入り口の休憩場は場所をもう少し右側に移動するなりしないとあれだけ混み合つて客が入るような体制ではないのではないかと思います。アウル市場の右側のスペースがいっぱいありますからあそらへんもうまく利用できないものかと思っています。それとアウル市場はあれは建てるときは一般の農家の方なりそういうような方を何とか地場産業おこしに使う施設だというようなことで私は始ましたと認識しておりますけれども、今見ると物産館アウルの施設になっていますよね。そこらへんをなぜそんなふうになつてしまつてはいるのか、これも一般の方が入店出来づらい何かがあるのか、せっかく建物は建てたけれど利用があまりない。そこら辺をもう一度お話しを聞かせていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 改善は徐々に陳列等々はさせているつもりでありますけれどもまだまだ努力が足りないのかなと、そんなふうに聞いていたところであります。それと外の利用の方法ですがあれは地場の農家人等々に使ってもらうのに作ったのだとそういう中身は含んでいますけれどもあれは双子座館と言いますかアウルと全体の施設の一つであり管理はむこうでやってるわけですからその中で農家の方であるとか町の方であるとか利用する方が少ないのであるように使っているのでご理解いただきたいなと思いますけれどもそれは当初と大きく考え方はずれているわけでは基本的にはないと思います。ただあれを今考えると適當かどうか狭いわけでありますから広場もそうやってみれば言われるのも分かるとわからないわけではないとそんな風に思っています。ただもう少しみなさんが利用してくれればいいのかなというふうに思ったりしております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） びふか温泉の運営等も含んでいる質問ですのでこれはインターネットでよくびふか温泉を検索するといろいろ記事が出ましてその下に食べログだとかいろいろ評価ですね星が3つだとか、5つのうち2つだとか出てくるのですけれども、たまたま見るとその社員教育がちょっと質問項目であげていますので敢えて苦言を呈したいと思いますけれどもそこ開いてもらえばすぐ私の言ってることは接客がねということが出てくると思いますけれども7～8人で温泉の食堂レストランに行ったそうです。そうしたら誰もいらっしゃいませも何も案内もなく席に着く案内の方もいらっしゃらなかつたので勝手に空いている席に7名くらいが座ったそうです。それでもなかなか係りの者が来ないのでコップで給水器でご自由にどうぞとあったものですから人数分のコップに水を入れて自分たちでテーブルに置いておいたところ少しすると同じ数のコップをウェイトレスさんが持ってきて結局は7人ですから14個がテーブルの上に並ぶようなことがありましたというようなことが載っていましたけれども料理はそこそこおいしかっただけにやる気がない接客は残念でならないというお客様の声でしたけれどもこれは私も経験ありますし何人かも経験あることだと思いますのでこれはしっかり社員教育としてそういうことがないようにしていただきたいと思います。それとチョウザメのことで今のはびふか温泉これは評価5つ星のうちの評価3点でした。接客の方は。また別の人北は北海道の人ですけれども五つ星で、2.3という評価ですけれどもこの通りちょっと読ませていただきますけれどもチョウザメを養殖しているのは国内では数えるほどしかない。国産のチョウザメキャビアは非常に貴重である。夕食に選択したのがチョウザメ御前・（1泊2食付き9,000円）ルイベ、キャビア、照り焼きの3点盛りがつくが他は普通の和食である。ニンニクのきいたカレー

がかかるついて本来の味がよくわからない。おそらく食塩で漬けているのだろうがにぎり分の多い天然塩を使うなどまろやかに仕上げたほうがよいのではないだろうか。料理に関して言えばせっかくキャビアがあるにフレンチベースの料理を期待したくなります。それをせっかく珍しい食材があるのだからそれを生かす努力を期待したいというようなことが載っていました。私も前の恩根内プールの完成式の時にお話しの中で食べたことないと言ったのは間違いないですけれども実は食べたことはあるのですよね。ある程度のコースでは家が家族で第1号だったと思いますけれどもせっかく内地から来ている方に何をごちそうしたらいいのかと思ったところやはりせっかく来ていただいたので物のことで迷いましたけれども結構利用しているという話だったものですから利用したところ第1号だったみたいですけれどもそういうことがありました。それで質問は今お話しをしました接客のお話ともう1つ合わせて回答いただきたいのですけれどもチョウザメこれは利用するのはコラーゲンなどがいろいろあるというようなお話しですけれどもコラーゲン10グラムを取るのに2.5キロの生体が100匹位いないと10グラムにならないと大変難しいことにこれから挑戦していくという認識ですけれどもそれこそびふか温泉でキャビアはちょっと厳しいと料理にするのでしたら可能性はあるのではないか。料理で出すのがチョウザメを利用するものが1番可能性が高いのではないかと私は思っているのですがそこらへんをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ちょっとご質問が抑え切れなかったのですが温泉の従業員の接客が非常に悪いのだと言われたらこれはなかなか我々も注意をしているのですがなかなか改まらない部分が無いわけでもないと忙しいだけではないと思っています。それなりに訓練を受けた、研修を受けた職員や社員を抱えればそれだけの金が係るのかなと思ったりその辺のバランスを考えながらどうやって温泉の支出を抑える運営について僕も頭を悩ませておりますけれども支配人が苦労されてるのかというふうに思っております。徐々に良くなってきてると考えておりますので、2.3もあるかと思いますけれども3か3.5になるよう努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。議員はあちこちに行かれて食通の部分もありますからご指導の程よろしくお願い申し上げます。サメの関係でありますけれどもサメは先程言って認識されている通りであります。手前のはキャビアを食べるコラーゲンをとるというのは大変なまた時間もかかる訳ですからまず食べることからスタートするとその食べる部分についてもいつでもどこでも食べられるということにはならずまず温泉からある程度食べられるようにするということを検討させているわけでありますからそしてそういう施設を温泉の方プールの方さらには民間等々と協

力をやってやっているということありますのでもう少し長い目で理解をいただきたいと30年かかっているわけでありますから私もあきらめるつもりは毛頭ございませんしもう少し時間を貸していただきたいとこのように思っております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 今町長が30年かかっているのだと30年かかってこれだけかと私は思っているのですけれども広島チョウザメとインターネットで見ると載っています。そこでは10年前から始めているのです。是非インターネットで調べてほしいのですけれどもここに資料を持っていますけれどもチョウザメの料理を真空パックにして実際売り出しているのです。これは3,500円と書いてありますけれどもあとキャビアですとか親子のセットですとかチョウザメのスマートとか、10年でこれだけやっているのですよ。美深は30年もかかって何をやっているのでしょうか、反対にもう少し先進地に人員をどんどん派遣してさっきのふるさと納税ではないですが、負けないように技術を持ってきてやっていただかないと私は町費の無駄になるのではないかと思っていますけれども負けないで頑張るのだという意気込みを聞かせてください。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今いろいろある町の話をされたわけでありますけれどもそこでキャビアなんかいっぱい出ていると議員食通でありますから食べに行かれたのかも知れませんが僕はそこで国産のキャビアなどが十分生産されているというふうに認識は持っております。そんなことにはなっていないと僕は思っていますのでどこから仕入れてきてどうしているかわかりませんけれども、なるべく自前でそういう方向に近づけたいという努力をしているのだということを力強く宣言するようにと言ふことですがそう申し上げておきます。それとチョウザメというのはもちろん温泉の事業としてまた町の事業として取り組んでいるわけでありますけれどもひとつのキャラクターとして町のキャラクターとしてこれは大きく町の宣伝にもなっているんだということを議員の皆さんにご理解いただきたいなとこんなふうに思っている次第であります。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） それでは外国人観光客の事をちょっとお聞きしたいと思いますけれども、今日の新聞にも出ていましたけれども外国人が北海道に来ている方が23年度で100万人を突破したという記事が今日載っておりましたけれども、上川北部の観光客の入り込み数を見ますと24年度ですけれども剣淵名寄について美深は3番目の4千人位美深町に入っていると花で有名な美瑛等は133万人入っているとこういうような実態がある中でJR北海道のレールパスという外国人に対して出しているそうですけれども前年比

6%の6万8千枚を売り上げたとそして大きい空港だとか駅には英語だとか中国語を話せる職員も常駐している。やはり外国人をターゲットに入れているわけです。町長答弁も過去にはあったとは思いますけれども観光は団体旅行から個人旅行にシフトしてきているなというような話を承っておりますけれども実績で言いますとびふか温泉を利用しているのもさっきの数字と私は違いますけれども25年度ですけれどもいろんな外国人が居る中では年間は12人のような資料もありますけれども、その中にあってご存じだと思いますけれども先ほどもそちらの方も言われたと思いますけれども枝幸町歌登などはタイ人の観光客が来ていると450人くらい年間来ている様ですけれども、もし美深町にそういう外国人が何人かでも来て頂けるとありがたいことですけれども、果たして会話が成り立つか要望がちゃんとわかる人がいるのかどうか簡単な指さしブックのようなものがあって何がいるのですかとしたら向こうの現地語を両方書いて指させば何を言ってるかお互いに理解できるそういうのがアウルと温泉を含めて必要じゃないですかというようなお話だったのですけれどもどうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 必要かと言われれば必要かなと思っておりますけれどもなかなかその段取りが出来きらない状況にあるのだということもご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 出来きらない段取りと言われてもそれはやらないとやっていかないと大変私は困ると思うのですよ。全然ちんぶんかんぶんで話もフロントに行っても話が通じなかったらが決して美深の印象は良い訳ないですよ。外国人がせっかく来ていただいて美深はどんな町だろうと泊まるときにそれぐらいはサービス業の社長さんなのですから町長は、それはしっかりやっていただかないと私は困ると思いますけれどもあとは簡単な私のユニバーサルデザインと言葉ではあるのですけれども簡単な絵看板なのですね。それぐらいは言葉を発しなくとも温泉の中ではタオルをなるべく入れてはダメだといろいろありますけれどもこういうような○×で交通標識のような感じでこれはダメだと×印のようなものがありますけれどもそういうような取り組みですね。これからはやっていかないと国際化には乗り遅れますよと私は思っているのですけれどもどうでしょう。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ご指摘の部分についてはまったく理解をしているつもりであります。なかなかそれはわかっているのですけれども段取りとしてはおいそれといかないのだと。ただ言わることは分かりますからやれるものからやっていくのだという姿勢は持っているのだという事をご理解いただきたいと思います。我々も海外に出たときなど日本語

がしゃべれないものですけどそんなに至れり尽くせりではないのですよ。どこへ行っても。大体我々も旅行者でありますのでその旅行者としての1つマナーも身につけながら来ていただいているまた出かけるとこれが1つのルールかなという部分もありますので何でもかんでも用意してハイどうぞ上げ膳据え膳ということには果たしてなっていくのかなと僕はそういう疑問もあります。しかし我が町の施設としてその部分については努力をしてまいりたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） せっかくですから時間がちょっとありますから入浴料だと料金関係なのですがこれはあくまでも指定管理が決めることですからそれは私にもわかります。ただあの温泉の施設は老人の福祉施設という意味も込めて料金設定になっているはずです。補助金も出していますから。そこで値上げは本当に燃料費の値上げこれは今やるバイオマスのボイラーそれとて追い付かないほどの値上げの幅だと認識しております。電力量においては温泉の方は検圧電力という部門だそうですけれども、昨年度も値上げして今度また14%上がると街路灯に至っては28%を申請しているとこの中で当然経営に与える影響は大であると思いますけれどもその中にあってあそこの施設は老人対策としての料金の考え方だけお聞きして質問を終わりたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ちょっと老人対策というのは明確に温泉と老人対策というのは結び付けて考えられないものですから具体的にどういうものかな。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。きちんと説明してあげてください。

○1番（小口英治君） 入館料ですね。70歳以上ですか、びふか温泉はその金額でやっていますけれども燃料電力上がって大変経営も厳しくなるとその料金を決めるのはあくまでも指定管理だけでも町は補助金を出しているわけですから年寄り対策老人対策として福祉の部分として出しているわけですからたとえ燃料電力が上がってもなんとか今の現状で維持するのかを、もう少しやむを得なければ少しは上がるとかそこら辺のお話を聞かせてもらえばという質問です。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） だいたいわかりました。特別、老人対策とかそういうことではなくて電力料金なり消費税が上がる具体的に上がってきた段階にあそこの料金体系をどうするかということについては議会と相談しながら条例で決めていかなければならないこう思っています。その中にあってとりわけ老人対策の部分を引き抜いて具体的にこうしたいああしたいということは今は基本的な考えは持っていない。全体の中で基本的にはそれ

ほど今の老人対策で温泉の部分をあえて考えているということです。終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で1番小口君の質問を終わります。これから暫時休憩に入ります。再開は13時30分といたします。

午後 12時21分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 私からは行政と教育の2項目です。そして、まず最初に、豪雨防災対策の抜本的な改修ということで件名をつけております。まず最初の質問の要旨に入らせていただきます。8月の4日からの豪雨、そして24日の大雨ということで観測史上最高の151.5ミリを記録しまして床下浸水3件、農業被害約27ヘクタールがありました。地球温暖化の影響か巨大災害が日本全国に発生をしております。本町の今回の大雨災害は昭和51年、38年前のことありますけれどもこの時は121ミリでこれらを大きく上回る今回の災害であります。この教訓からいつ起こるか分からない災害から命を守るために早急に防災対策と応急対策が必要であります。今後の災害対策にあらゆる面から分析をすべきであります。特に、各河川の被害の状況、この調査を徹底しまして災害対策はどうあるべきか、どのように行うべきかについて所見を伺うものであります。

まず1番目でありますけれども、辺渓5線11号道路、それから斑渓東2号道路、天塩川の左岸道路などの当面の復興のめどなどこれらについてはどのようにしていくのかお伺いいたします。

それから2番目でありますけれども、川西全地区と南地区の一部に避難準備が発令をされました。発令が午後7時45分でありますけれども、これはもう5時ごろからすでに危険水位を突破しているという状況にありましたのでこれらの対策についてこのような指示・発令が妥当であったのかどうかについて私なりに思いますと早めの体制づくりというのも必要ではなかったのかと、これについてお聞きいたします。

次に、家屋の流水、汚水の流れ込みなどの対策、そして支援協力方法の指示ということでありまして、多くはそれぞれの自治体の中で災害対策を考えるといった組織づくりというものが考えられているところでありますけれども、町側・行政側としてはどのような方法等対策と指示方法を行なうべきであったのかについてお聞きをします。

4番目でありますけれども、住民からもいろいろ対策等について電話等また現地に行つた際にお聞きをしているところであります、南町30番地このところなどについては排水口の整備や排水路の整備といったものが求められておりました。大雨が済んでも次の日まで水処理にかかっていたのでありますがこういったことについてお聞きをいたします。

5番目でありますが、天塩川の堤防の決壊の予想されたこと、また、氾濫等こういった非難時には特に恩根内地区については屋根のついた避難所がないわけであります。従って、確かに高いところの山はありますが夜中でありますとか豪雨の時などはやはり場所的な要求が出ているわけでありますこれも今回について特に求められていたところでありますが対策についてはどう考えておられるのかについてお聞きをいたします。

6番目につきましては、仁宇布川の堤防の決壊・氾濫、これらについては例年のように大変心配をしているところでありますし、これは勿論道の河川であるとかというところでありますですが抜本的に水路の改修や堤防の改修等が必要ではなかったのかと、これらについてその対策についてお聞きをするものであります。

最後に豪雨防災対策についてであります、東2号道路の法面越えについては今回の災害では色々な所の法面越えがあるわけであります、特にこの地域では新生地区に被害をもたらしたわけであります、これらも非常に最近災害等が繰り返されるのではないかと心配をしているところであります。抜本的な対策をどう考えるか、また、スキー場の景観づくりということで7年計画で町でやろうとしている場所がありますがこれらの景観づくりというものには影響が出てこなかったのか、そしてまた、そういった災害を予想した中の景観づくりというのを考えられているのかについてまず行政についてお聞きをします。

○議長（倉兼政彦君） 諸岡議員に申し上げますが一問ずつお願ひいたします。

諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 失礼をいたしました。

一問一答方式でありますので第一点をお聞きをします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 諸岡議員から行政、豪雨災害対策の抜本的な改修についてご質問がされたわけであります。順を追ってご説明、答弁をさせていただきたいと思います。

まず、通行止めとなった道路の復興のメドということでありまして、これは辺渓5線11号道路他2路線の通行止めの復旧でありますけれどもこれらの3路線は8月5日に被災した以後は通行止めをしているわけでありますけれども現在詳細の被災状況を調査中であります関係機関と協議を進めております。早期の復旧に努めたいと考えておりますが、災害査定後の工事発注を目指さなければならないということありますので今年度の着工

はこれから降雪時期となるわけでありますので来春の融雪後の復旧が望ましいと考えているわけでございます。

次に、体制の関係であります。早めの体制づくりということでこれらが万全だったかということでございます。避難準備情報を発したのがこのタイミングで万全だったのかと問われているわけでございますけれども、今後の危険性を予測して行動するわけでありますからその時点でベストを尽くすしか方法がないというのが実態でありますけれども、8月4日からの対策については結果的に言えば避難は必要なかったわけでありますから避難準備情報というのは地域の方々に不安を与えたのかもしれません。しかし、準備が必要ではなかったのかと、そういう意味で準備指令を即避難ということではなくて準備情報を出しながら体制づくりをしたわけでございますのでその判断は間違いではなかったと思っていけるわけでございます。この判断をするに当たっては降雨の状況であるとか天塩川の水位の状況であるとか天候等の今後を総合的に想定したものでありますのでご理解を賜っておきたいと思います。

次に、家屋への流水、汚水の流れ込み対策、支援協力等の指示等の問題でありますけれども、先ほど9番議員さんの答弁と一部かぶるところがありますけれども、ポンプ稼動によって内水排水作業を早期の段階より行ったわけでございます。家屋周辺等の土のう設置対策も併せて行っておりましてこれらの作業について私どもの町職員の対応のほか消防との連携やあるいは町内に入っています建設会社への依頼、開発への要請とこういう協力体制で対策を勧めているところでありますのでご理解をいただきたいと思っております。

それと、4つ目の南町30番地等の排水口の設置、排水路の整備を住民が今後の対応として求められているのでその対応ということでございますけれども、ご案内のようにこの付近の土地については周辺より少し低く降雨により冠水しやすい箇所であります。雪解け時期等もこのような状況が時々発生するわけであります。8月の豪雨時については周辺道路も冠水してこの箇所においても冠水状況が断続的に続いたと考えられるわけであります。民地内への排水口などの設置は難しいということでご理解をいただきたいと思いますけれども、道路側に改善の必要性がある場合には対策を講じていかなければならぬと思っております。そういう意味でいかがな方法がよいのか調査を進めてまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

それと天塩川の堤防決壊、氾濫など避難時には恩根内地域の関係の避難場所はどうなだということであります。現在の洪水ハザードマップでは恩根内市街地から北の天塩川沿いについては安全な高台に避難をお願いしようということで、地域は安全な避難場所を求める声もいただいているわけでありますけれども、ご指摘のように高い安全な場所という

ことで施設をハザードマップでは指定しておりません。恩根内市街地の中核施設の恩根内センター・プラザが天塩川の堤防より低いこと、さらには小車、楠木地域には集会施設がないことなどから危険が迫った時には高台の方に逃げてくださいというのが鉄則ではないかと考えておりますし、今の段階ではハザードマップにこういう表現をさせていただいているところであります。いざというときの安全な避難場所の必要性は理解いたしますけれども、新たな施設整備は簡単ではないと考えておりますし、しかし、この間天塩川の築堤改修や稼動掘削ポンプ施設の整備などによって入水効果は大きく向上し非難を要する災害発生はないとは申しませんけれども非常に低くなっていると押さえているわけであります。従いまして、当面は恩根内センター・プラザを第一段階の避難所として利用していただき状況に応じてより安全な避難場所へ移動するなど段階的な対応で安全確保をしていきたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

さらに、仁宇布川の堤防の関係で氾濫に抜本的な水路改修、堤防改修が必要ではないかということでございますけれども、今回、辺渓9号において仁宇布川の延流水といいますか土地改良区の仁宇布川の用水に入ってきたいるということでありまして、その下流部で影響を受けたものであります。仁宇布川についてはご案内のように北海道の管理河川でありますし、8月5日のものについては土地改良区において状況説明と対策を北海道と協議したところでございます。町においても仁宇布川をはじめ北海道管理河川について地域の意見を集約しながら協議、要望をしていきたいと思っているわけでございます。

最後に7番目のご質問ですけれども、東2号道路の法面の水害による新生地域の被害対策とスキー場等の景観づくりの影響等についての質問でございますけれども、東2号道路の延流水でありますけれども先に述べたように仁宇布川から延流水が土地改良区の用水を伝いながら流入しているとの影響が大とみております。東2号と並行して走る土地改良区の用水については現在土水路から走行トラフに改修を開始しております。今年度で完了し流下能力も向上すると考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

それと、スキー場の景観づくりへの影響等については今回2度の豪雨がありましたけれども土砂の流出がゼロではありませんけれども非常に少なく、さらに今年度は排水対策に重点を置いて只今整備しておりますので影響はほとんどないものと考えているところでございます。

以上、冒頭の答弁にしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） それでは1番から順を追って再質問をしたいと思います。

まず、1番目であります、調査協議中ということでありまして早急な回復を望むが来春までという話をいただきました。確かにそういった面では協議も必要で早急なことということであります、しかし、それぞれに先日も天塙川左岸などは感謝状などが出るような状況があってそれなりに民間の方も気にされている。そういう作業に就かれているという状況の中ではやはり必要な部分というのはある程度暫定的でもやるべきではなかったかと考えておりますがこれらについてはどうでしょうか。具体的には辺渓5線11号それから斑渓東2号道路こういったところについては現実には暫定的な処理というのがあり得ないということでおよかたのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○山口町長（山口信夫君） なるべく早くということはわれわれも考えていてできれば通行止めはしたくないわけでありますけれども、先ほど申し上げましたように災害の査定等々はうちが査定するだけではなくて国・道の補助事業に上げるための査定でありますからそれを通行止めだとそれを解除してしまうと国の補助金等々が入ってこないということになってくるわけであります、ただそれらがう回路がないとかそういうことではありませんので、迷惑をかけるわけでありますけれども災害の査定を受けて補助事業に持っていくということはほとんど国ないし道の金を持って災害査定を受けて復旧をすると、そうしないと3本の道路で億を超える事業になるわけでありますから町単独費ではなかなかできないと。ちょっとした応急措置はできるわけですけれどもどうしても通行止めをしておく必要があるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） これはそのように国との協議が必要ということありますのでそのように進めるべきかと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

2番目でありますが、発令の時期は確かに町長のおっしゃるように災害は予測されたにしても必要はなかったのではないかということが頭の中にあるようですから、再度多くは出すべきではなかったという感覚の中で誤りはなかったという評価をされているのですが、しかし、時間的なことで午後の7時45分ですから日没になって暗くなってくるということで危険水位が5時ごろに分かったとするならばもう少し準備指令だと思いますがそういうものをもう少し早めに出すべきではないかと私は考えているのですがその点についてお聞きをしたいと思います。

それとこれに関連しますが、レベル4の関係の取り扱いで先ほど同僚議員からも質問がありましたけれどもやはりレベル4というのは堤防を超える超えない、町長答弁もありま

すけれどもその辺の判断というのは非常に難しいのかと思いますが、しかし、やはり、防災組織があるとするならば早めに対策をもらわなければ取り組みができないという実情があるわけでありますと、全町的にいろいろなこの時の災害状況というのは非常に心配ごとであります。従って、早めに準備指令というのを出すべきだと理解をしていますがその辺の感覚はどうも町長の考えと違うようですので住民がやはりどういった状況なのかということを早めにつかみたいという同僚議員の質問もあるわけでありますけれども私も同感であります。もう少し早めに対応すべきではないかと考えます。確かに水の状況は天塩川の状況と併せて内水面の状況、それからこれから気象関係のいろいろな情報、それからその土地の事情ということ、その場所における事情等もあるわけですがそれぞれに課題がありますし分析が必要とするならばもう少し行政の方がそれぞれの地区に担当を置いた形で準備指令の出し方というものが必要な気がするわけですがこの点についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 準備指令の出し方、準備指令のタイミング等々のお話をいただきました。準備指令ではなくて避難指示こういうものがあるわけですけれども、レベル4でありますから即避難に結びついてくる段取りにと理解されがちですけれども、わが町は一部まだ堤防がかさ上げになっていない部分もありますけれども堤防を超える、決壊する、従って橋が危ないという状況ではうちの場合は即川のレベル4というとそのように聞こえがちでありますけれども、そうとらわれがちかもしれませんけれどもそれは必ずしもないのだということをご理解してほしいと思います。非常に危険な状況に近づいているのは事実ですけれどもまだ橋について即付くとか堤防を超えるとか堤防が決壊するとかそういうことではありませんのでご理解をいただきたいと思っております。そういう危険に近づいているということだけは理解は必要でありますけれども、そういうことを含めてこれからだんだん雨が降ってくる、水が増えてくるそういう諸々を判断しながらわれわれは対応しているわけでありますので、必ずレベル4になったから非常に機械的に出してしまえば良いのかもしれませんけれども、では、具体的にどこに危険があって、どういうことになってということたがたくさん出てきて、それでは非難する場合でも段取りをする場合にも非常に混乱が出てくるのだと。今回の避難指示にしても実際に指示はしておりますけれども、準備指令は出しておりますけれども、例えば、川西地域の方々に準備指令をお願いをして各戸の様子等を見てもらおうと、いや大丈夫だと、地域の人の判断として経験的な判断としてぜんぜん何でもないと、そういうことが非常に起こっておりまして非常にわれわれとしては苦慮していると。意外に現地、地域、例えば川西なら川西の方に避難命令をかけて

玉川にもとか、経験的にそういうことを踏まえておりまして、われわれがいろいろ指示をしたりお願いをしてお知らせするのですけれども経験的になかなかそうはなってこないと。ひとつとしては、自分たちとしては若干農地だとか水がついたところはあるわけですけれども人命にかかるとか家の床下まで上がってくるとかそういうことを地域住民はなかなか想定できない、想定しないわけです。そういう状況でありますし、しかしながら一時南だと冠水の関係で大手地区の方々についても非難してもらえないかと、そして、南地区については内水の関係があったわけですけれども、避難とかそういう指示は出していませんけれども避難させてくれといういろいろな意見があって現実対応としいのは非常に難しいという中でわれわれは対応していると。そしてそういう方々に役場の職員ほか災害対策本部の職員も消防も含めてありますけれども張りつく場合、そして廻って歩いて情報交換等をやりながら対応をしているつもりでありますので少しでも早い情報をもう少しこまめにということもあるうかと思いますけれども対応としては間違った対応にはなっていないと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 今回はそのような評価をされていることについては再度やれるのですからそうだと思うのですが、やはりここであげております川西全地区と南地区というのは状況が違いますね。やはり今町長も内水面の心配があったといわれましたが、内水面が非常に水かさが増していくと、天塩川と並行するくらいの高さでなければも開けられないという状況になっています。これも今回ポンプの話が出ておりましたが備え付けのポイントは2台しかないと、ただそれだけでは対応ができなくて、さらに、ポンプもひとつ稼働しなかったということあります。実態がそうありましたら心配するのは、そうしますとよそから借りて来るポンプであったとお聞きをしますが、ある人に言わせるとポンプは2台などで済むものではないと、あの程度の災害では50台のポンプが必要だと、それも今備え付けているのが20台と言いましたがそれが大きなやつで3倍もある大きな給水ができるものを50台ないと内水面は整理できないという話があるのですが町長はどの程度でポンプの内水面の処理ができるとお考えでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 非常に手持ちのポンプが少ないと、更には消防のポンプもというご指摘をいただいたところかと思っていますが、実際にポンプをうちで稼働させたのは借り入れも含めてまた全部で13台を動かしているわけであります。今50台という話してありましたがどういう方が言われたのかわからないのですがそんなにいるのかなと。ポンプの規模にもよるわけです。ポンプの能力も。夜中でありますけれども開発も初めてと

いいですか行政に応えてくれていて旭川段階の開発にあるポンプは他の町村に出ているということでわざわざ全道的な展開をしておりますから帯広から夜中にポンプを持ってきてそれがたまたま他の町村で要請したものがそこでいらなくなつたということでうちの方に回すという手配をやって、ポンプだけではなくて開発でありますから大きな当光機も入れてもらって対応を執ったということありますので何台といわれても能力の問題がバラバラでありますので即答ができないわけでありますけれども、たくさんあれば越したことではないわけですけれども當時そういうものをわが町として揃えておくことが可能かどうかということについても先ほど申し上げましたように開発だとか北海道も持っているでしょうしそういう部分との連携・展開をすることになっておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 3番目に入ります。

実際には家屋の流水やら床下浸水とか汚水の流れといったものが実際に起ろうとして、町長も言われましたが土嚢を積んだという事態があるわけです。これは消防と連携を行うということで今回は行ったようありますが、消防との連携と行政という形で取り組まれたのは良いのですがまだまだ取り組みの方法といいますかそれだけではだめなのではないかと。私はもう少し道レベルや出先機関があるわけですからそういったところと行政、消防含めてそういった体制づくりというのが必要であるし、いろいろ広島の今回の被害を見させていただいておりますが、警察でやっている情報と消防でやっている情報がまた違ってこのような被害に発展して人数も違っていたという事実があるわけですけれども、そうなると美深町はそれほど組織的に広くないわけですからもう少し行政側、消防含めてさらには関係機関と連携をとるべきではないのかと。ひ門も70も80もあるわけですからそういう中ではもう少しそういう体制を組んだ中での支援協力という方法があるのではないかと、そして指示というのがありえるのではないかと思いますがその辺の考え方をお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 関係機関、消防、警察を含めてありますけれども連携をとってやっているつもりでございます。また、建設会社等応援していただけることについては応援をしていただいているつもりであります。先程の話とかぶる部分もあるのですけれども、例えばオキキン川の内水の部分のだと恩根内市街地の内水対策についてはそれぞれポンプを配置するとかそういうこと、さらには、民間協力等で川西地区には民間協力のポンプを設置するとか、オキキン川の部分さらには大手等については開発の機械を持っていくとい

う対策、さらに消防車等の出動については5線、大手に向けるとか、消防は全体的には見回り等もふくめて警戒態勢をとりつつあると、そのほか土地改良区では消防含めて土嚢の段取りをするとか建設会社でも土嚢の段取りをするとかいろいろあるわけで、うちの方に災害対策本部を設けておりますのでそれぞれ消防も警察も現場中心に歩かれておりますのでそれぞれ現場からそれぞれの所属の所に報告が上がりながら、直接うちの方に連絡に入る部分もありますけれどもそれぞれの警察は警察の所属といいますかそういうところから逆にうちの方にお互いに情報交換をしているという状況で、マスコミもそうでありますけれどもそういうことであります。十分対応しているということでありますのでいろいろな見方、言い方があるわけですけれどもそれほど問題になる課題になる対応ではご指摘いただくほどのことではなかったのかと、十分とは言いませんけれどもそれなりの対応はできたと思っております。ひ門の関係も北海道が管理するひ門と開発が管理するひ門それぞれあってそしてひ門の管理者もそれぞれの部署で置いているわけであります。今言われたように70というのは多いのではないかと、正確にいくつとは申せませんけれども70というのは多いのかと感じでおります。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 考え方についてはポンプのこともやられて実際に対応されているわけですから良いのですが、13が必要であるということですがこれはやはりそういたときに借りるのではなくてやはりわが町で準備をしておかなければならぬものではないかと。私はまた来年も同じようになった場合にはそういった態勢で借りられると思ったら大間違いではないかと。ですから、徐々に整備が必要ではないかと考えております。検討されるということですからこの点については終わります。

4番目に南町の30番地の件ですが、民地にかかる廃水のことと言われましたがあそこは森づくりの独身寮もある場所ですね。ですから民地ばかりではないわけです。あそこの排水路は北電のあるところから流れてくるわけですからこれらはそういったことではなくてやはり道路側に全部流れるようになっていくですがのみ込めないと、従って、排水路なりそういった排水口みたいなものを設置できないかということなのですがどうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今回の災害だけではなくてあの地域はたまにのみ込めない状況が起こるときもあるのですが、結果的には私も知っているのですが、ただ、あの水を全部処理するために側溝を新たに整備するというのは今の段階では非常に難しいと思っております。大変なお金だけではなくて大変なことが起こるのかなと、災害でありますからしかし災害と比較しながら、即水が引いているわけではありませんけれどもそんなに長い耐水時

間があったと理解もしていなくて早めにひいておりますのでよかったですと、床上浸水になる状況にもなっていないわけでありまして床下は少し入ったということは理解しておりますけれども、ないことに越したことはないわけですけれども、どうしても何十年に1回か起こる場合も災害でありますから致し方ないとは言いませんけれどもご理解をいただかなければならぬのかと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 私は洪水の関係は一般質問で何回もやっています。70ミリになつたらあぶないと言っています。回答書もあります。ということはこのことは簡単に考へてあるようですが私は命を掛けてこの美深は危ないところだと言っています。室蘭の大学教授が、体育館のところに避難をしても美深町民は皆死んでしまいます、と言っているわけです。行くのなら線路の東へ行って逃げなさい、と言っているわけです。美深町は大学教授が4、5年前に指摘をされている場所なのです。ですからそんなに簡単に考へているのではなくて私は議員として命をかけて質問をしているつもりです。ですから構造的な部分で南30番地などについては考えが必要かと思うのですが、ぜひとも長い期間を考えた中の構造的な部分の構成そういうものが排水路というものが必要ではないかと。地元の方は、昔は消防の人が随分排水溝も整備してくれたのだけれども最近は来ない、ということを言わっていました。そういうことを言われていることについては間違ひありませんので次に進めたいと思います。

5番目は、天塩川の堤防決壊時、氾濫時、避難時、これは恩根内の方がつくづく言っておりました。確かに水面と天塩川の水面と合わさないと逆流してくるわけですからそのひ門をやっている方も非常に真剣であります。ただ、やはり現実を見たときに答弁でもありましたように、コミセンすら川より低いですから大変なことだと思うのです。ですからその地区に避難所が必要だと言っているのは長い間言っているようです。地元の皆さんも言っています。ですからまずセンタープラザに避難をしていただいてそして融合した中の対策を考えるという答弁がありましたけれども、それはわからないわけではないわけですがそういう重要な地区であるということだけは認識いただきたいと思います。

続いて6番目に行きますが、仁宇布川の堤防決壊・氾濫、これは先ほど言いましたように抜本的な水量改修や堤防の改修が必要ではないかと考えております。それで、確かに土地改良区のいろいろな対応等もあるうかと思いますしそれなりの状況設計もされていることだと思いますが、実際にはここについても4番の所でも難しいという答弁がありますけれどもやはり抜本的に堤防の築堤などの整備とかこういったものを考へないとすべて低い所といったらほとんどが街の中に流れてくる、または南地区に流れるという状況になってい

るのです。仁宇布川の水は。先程私はポンプの台数を50台と言ったつもりなのですがそれだけポンプは必要だということなのです。これは全部仁宇布川から流れた水なわけです。これが皆町の中に入るという予想をしているわけです。ですから町長はそういったものを早めに対応した中で天塩川に流していくと、そして水面に内水面となるべくためないような方策の中で分析が必要ではないかと言っているわけです。堤防のひ門などの管理も今や家の中で水面を管理していくようなものもこれから国も作ろうとしているわけですからそういうといったものもいち早く取り入れた中でやるべきだと考えておりますがこの件について答弁をお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 仁宇布川は先ほど申し上げましたように道河川ということではありますけれども、仁宇布川が天塩川の水面が上がるたびにのみ込めないという状況については先ほど申し上げましたように土地改良区の水量等についてもかつて浄水場があったものが今工事を進めておりまして本格的にきちんとした用水になってきておりますのでそういう意味では少し解消されてきているのかと、少しずつでありますけれども仁宇布川等々についても心配な状況が回避されてきているのかと思います。特に天塩川の部分については堤防がほとんど整備されてきているということでさらに天塩川の整備が進められてきているということです。そういうことで大分かつての状況と変わってきているのではないかと思います。記録的な雨が降ったわけですがそういう面では50年前に起きたような町がかなり水浸しになるような状況からそういう面ではかなり回避されているのかと思っております。災害でありますから心配がないわけではありませんけれどもそういう意味で少しずつ災害対策、取水対策が進められているということもご理解いただきたいと思います。心配なのはうちの区間は名寄とかまた音威子府、中川まで行くと天塩川の築堤の幅といいますかそういうものは広くなるわけです。ここは名寄と同じような築堤でそして仁宇布川が入ってくるウルベシが入ってくるいろいろな川が入ってくる関係があるものですからそういうことが少し心配されます。ただ、天塩川の堤防の断面というのがそういう状況になっております。これはわれわれが研究するより国・道が専門的に研究しておりますので国の研究機関がありますのでそういうことを含めてそうすればわが町の災害対策をどうするのだ、取水対策をどうするのだということで堤防の関係さらには取水対策として河川をどうするのか下げていくのかということをやられておりますので、われわれは国がそういう部分を信頼をおきながら連携をしながら言う事は言わなければならないと思っておりますけれども一緒に進めていきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 時間がなくなってきたので次に入ります。

もちろん同僚議員からまたありますのでお任せをして2番目の項目であります。

これは教育長に答弁をいただきたいのですが、北海道学術自然保護地域松山湿原、これは道北の秘境地として近年観光、学術研究に人々が訪れております。堀田准教授が植物エネルギーの著書を発刊されました。多くの関心がさらに広がり今日もそういった影響の中で活用を見入られております。

1番目であります、四季を通して冬はなかなか難しいのですが冬でも活用法がないわけではありませんけれども登山道または頂上の花々こういった植物からエネルギーを感じるような気がするわけですが、私も環境マネジメントということで週に2回ほど頂上まで上がっています。従って、肩が痛い腰が痛いというのがすっかり治りましてこれはリハビリみたいな感じで大変よいのかと考えている1人であります。たしかにそういった面では体には健康でありますしこういったものの効果をもう少しPR等について充実すべきと考えております。

それから2番目でありますけれども、登山道に今はエゾアジサイが咲いていてこれは山のアジサイなのですがツルアジサイもありますし木に生るアジサイもありますがこれは広大な場所でずっと3分の1はアジサイが1ヶ月くらい咲き誇っていてあれほど素晴らしいものはないわけであります。それと、ゴゼンタチバナ、これは2種類あって頂上にはエゾゴゼンタチバナがあるのですが、このゴゼンタチバナも登山道の中で松山湿原ほどの広大な場所にゴゼンタチバナがあるという場所はないそうです。登山をされている方に聞くのですがそういったものです。従って、これらについてはもう少し森林室などとの協議の中で増やすことはできないのかと。例えば笹などを刈りますとそこをアジサイが広がっていくて広大な場所にさらに広がるということがありますのでこのことについて2点目についてお聞きをしたいと思います。

3番目につきましては、登山道の中で大きな岩が2つあります。ちょうど中間の展望台のところに1つ大きな岩があります。それから頂上の真下になるのですが、それから右に曲がって橋の木道に行くのですがそこにも大きな歓迎をするような岩があるのです。あれらなどはもう少し周りを見せたら本当に驚くような感じの岩盤です。それから倒木更新これはあちこちにあります。これがほんとうに松の木かと思いますとこれがナナカマドであったりそういう中身の中で非常に倒木更新が進んでいる場所が何カ所もあります。これは学術的に素晴らしいものだと考えています。それから珍しい地形、ここであげているのは何かと言いますと、ちょうど三叉になったところにツルアジサイが咲いていたりシラカバ

の木なのですがその真ん中に高い所なのですが松の木が育っています。ちょうど三叉などは山の仕事をする人はあれには神が宿るということで大事にしていて、そこには森の守り神を奉って山の願いごとをするということです。そういう木があったりしましていろいろ珍しいものが随分あります。やはり調査研究をしてガイドブックを作り上げて教育長サイドの中で研究をされてみてはどうかという提言でありますけれども答弁をお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 諸岡議員の方から松山湿原の魅力をいかにPRしていくかという趣旨のご質問をいただきました。お話を聞いていますと、本当に松山湿原に深く係わりを持たれてその魅力を人一倍感じられているということがよくわかるわけでございます。その中で、観光面とそれから私どもは教育委員会ですから地域の歴史なりいろいろな郷土のものをどう残していくかという2つの要素がありまして、そういった部分で私どももやはり観光という部分については意識をしないわけではありませんけれどもどちらかというと教育的な視点のご答弁になるのかと思います。まず、PRをもっと効果的にやってはどうかというお話の中で、登山することによっていろいろなりハビリ効果があるのだというお話、まさしくその通りだと思っています。教育としてやはり松山湿原の植物なり何なりがどういう状況にあるのかということで植物エネルギーという本のお話しが先ほどありましたけれども先生の方にお願いをしてまとめていただきました。そういった部分では非常に興味を持つ関心の部分では意味のあったことと思って喜んでいるところでござりますけれども、そういったものを観光資源として活用していくということはそういった部分では植物エネルギーそのものがそういった役割を大きく果たしたひとつになっていくのかと思っております。今後教育としてどうPRしていくのかという部分についてはなかなか答えの出しきれない部分もあるかと思いますけれども、いろいろな知恵を考えながらしっかりやっていかなければならぬと思っております。

次に、エゾアジサイ、ゴゼンタチバナの関係でございます。端的にお話をしますと登山道の管理そのものは北部森林室の方でやっていただいておりますし、町の企画の観光の方との協議の中でそういったものの管理もされていると認識をしております。そういった中で、今お話しおありました植物等の保護等について教育委員会としてどうなのだと求められている部分があるとすればそれはしっかりと参加をしていきたいと思いますけれども、先ほどお話しがありましたけれども森林室等との管理に係わって委員さんもかかわりを持たれている部分ですからそちらの方も意見反映されているのかと思いますけれども教育委員会としてはそういう立場かと認識を持っているところでございます。

次に登山道から眺める倒木、岩の問題等のお話しがございました。地域のいろいろな歴史の中でそういったものが語り継がれていくということもこれから将来に向かってどうなっていくのかと思います。植物と並んでいろいろな問題をそういった地域の資源を今の美深のひとつの歴史として残していくということも必要な部分だと思いますけれども、そういった部分で将来そういった機会がもしもてるとすれば係わっていく必要があるのかと思いますが、いずれにしても、やはり松山湿原そのものを管理されている北部森林室さらには観光として勧めている観光サイドとの関係もございますので十分協議をする中でその中で教育委員会としてどこまでできるのか、当面は植物エネルギーを通してそういったものを伝えていくことが今当面の教育委員会としての役割なのかと認識をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 教育長は遠慮しているようですが、確かに企画も管理していますし森づくりセンターも管理をしていますし森林室も管理をしています。ただやはり、こここの場所の名称が北海道の学術自然保護地、さらにピヤシリ保全地域にもなっています。ですから名寄のピヤシリ山一体の全部保全地区に指定されているわけです。これはどこが管理をするかといったら教育長の所ではありませんか。私はそれでそのように質問をしているわけですが、前回は柱状節理の女神の滝の話しをしてぜひとも取り組んでほしいという話をしましたが、自然に対する考え方というのはだんだん深まってきたし全道的にも化石だとかそういった地球規模の研究がどんどん進んできていますし博物館も札幌は別のものを創ろうとしています。こういった中で、やはり自然のものはまったく変わっていないと、化石等も含めて変わっていないということで自然保護地域などはそういった課題を踏まえているのではないかと私は考えています。ですから、今は確かに観光協会の方で去年あたりはショッピング情報を流してくれたわけですが最近はあまり流れていないと、忙しさに紛れているのかと思いますがそういったものもだんだん少なくなってきていてそういった懸念もありますし、もう少し关心を持ってほしいと考えていますが教育長は柱状節理含めてもう一度答弁をお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今、観光協会等の情報がいただけないという話でありましたけれども、その分を教育委員会が補うということは残念ながらできないのですが、今言われました柱状節理の話、それから岩等の話、議員が言われる部分は十分わかります。そしてそういったものがひとつのこれも美深町の文化だと思っています。自然そのものが美深の

文化であると思っています。そういうものをしっかりと残していくということはどこかの時点で記録としてそして後世に残していくということは必要なことだろうと思います。ただ、それが矢継ぎ早に次から次とできるかといったらなかなかそうはいかないということもご理解いただきたいと思います。そういう部分で、まずは植物エネルギーができたということは長年植物そのものがどうなのだということ、教育委員会も昔から例えば地域の先生方のお力を借りてだとか過去に何十年か前にも植物調査をやった経緯が記録にございますが、そういうものが形として公表できる形になったということで非常にそういった部分では意味があったと思っています。それと、もうひとつは岩と木々等に対する神が宿っているのですとか、地域としてのお話しということはどんどん出てくるのだろうと思います。そういうものをまとめていくと、その後どういった形でまとめるのが良いのか分かりませんけれども教育委員会の1つのものとしてまとめるのが良いのか例えば民衆史の中でいろいろな伝説としてまとめていくのが良いのか分かりません。そういう部分でそういったことは次の段階として取り組まれていくのだとすれば教育委員会としてもしっかり手を携えてやっていければいいかなと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 企画と関連をしますから難しい部分もあるのかと思うのですが、ただ、企画で責任者だった人が次長さんについているようですから簡単なことかと考えていますし、やはり企画のトップが教育長の下におりますからそれなりの対策というものがあるのではないかと思って質問をしているのですが、確かに森づくりセンター企画、そして教育委員会、いろいろな課題がありまして大学教授もかかわっておりますからそういった面では魅力的な場所だと私は強調しておきたいと思っています。そしてこれから調査研究にもし進むとするならば協力はやぶさかではないといわれていますからそれを正に有言実行していただきたいと思っています。時間はないですが教育長の答弁その決意をいただいて私の質問は終わります。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 仰せの通り、非常に心強い企画から次長に来て頂いています。その部分では今観光サイドからのお話含めてよく見るわけですけれどもそれぞれの役割分担がございますのでその部分はだれが来ようと乗り越えられないものがあるということはご理解をいただけるものと思っております。それと、今申し上げたいいろいろな条件が整えばというお話をさせていただきましたけれども、これは教育委員会だけではなくてやはり地域の方々の特に仁宇布の地域ですからそういう話がこれまでどういうものがあるのか、本当にある意味ではこれもひとつの先程の話とからめると怒られるかもしれませんけれど

も、例えば郷土研究会等々との中でもそのような話もされているのではないかと思います。そういった知識のある方々にやはりいろいろな知恵を借りてそしてそれぞれの立場でいうものがあればやはりそれを共にやっていくということもやぶさかではないと思っていますけれども、教育委員会だけがやってできるものではありませんので、皆さんのお力添えをいただければそういう時期がやはり来るものとすればお互いに協力をしながらやっていければと願っているところでございます。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 以上で諸岡君の一般質問を終わります。

次、3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 予定より早かったものですから準備をしながら急いで話そうかと思いますけれども、私からも項目で防災の対策、件名ということで災害発生時の対応策についてということで質問をさせていただきたいと思います。すでに午前中も含めて先輩議員がいろいろと質問をしておりますので3番目になることを想定して質問を作ったわけではないので重複する点もあるかと思いますけれども私の視点からいろいろ質問をさせていただきたいと思っています。まず災害に関する議論、これは平時から進めておく課題と思っておりますがそのへんに関しては私たちももっとそういう部分に気を配っていかなければいけないのかと今回の災害等に対する質問を作りながら感じたところでありますけれども、今後もまだまだこういった災害が起こる可能性が十分考えられるということを考えればこのようにして議論をしていくということは非常に意義が深いものがあると思っております。全国的に昨今の気象変化による異常降雨が相次ぎ、広島の災害をきっかけにして情報のあり方が再び今議論されております。美深町もここ数年異常気象が顕著でその気象変化というものが肌で感じられるようになってきております。先日も過去に例のない降雨量を記録し町内各地に農業、土木等に被害をもたらしたばかりであります。幸いにも人的被害がなかったことが救いではありますが自然災害をすべて克服するということができない以上いかにして生命・財産・生活基盤を守るということが最大の目標であるということは言うまでもありません。今後も今回同様の降雨量が十分に想定される中でどのように今後対応していくのかについて伺うものであります。

まず1番目、美深町では平成15年4月に天塩川の洪水を想定した美深町洪水ハザードマップを住民に配布しております。今回美深町の天塩川に洪水警報が出たことにより改めてこのマップを手にとって中を開いた住民もいらっしゃることと思います。しかし、これらのマップは東日本大震災以前の資料であり、また先日の広島の災害の記憶もありこれらとは天塩川の洪水を想定した災害ということで内容は違うものではありますが昨今の気象

状況の変化に不安を感じる町民も多いのではないかと思います。この不安払拭のために説明が必要と思うますがどうお考えでしょうか。

2番目、防災時に避難することに対する心構えや具体的な行動の手助けとなる手引書のようなものを作成し配布する必要性を感じますがどのようにお考えになるか伺います。

3番目、防災端末機で私の地区は第5町内ですけれども私の地区には8月5日18時に天塩川の増水によって危険なので近づかないでもらいたいという情報発信がありました。同3分5分にそれぞれ道路の通行止めに関する情報の発信がありました。第一報の天塩川の増水に関してはテレビ等でも報道した後ということもありますが、それ以前に川の情報、水位の情報というものを伝えることが必要ではなかったのかと感じますが所見を伺います。

4つ目、瞬時に多くの情報が出て自らも情報を取れる時代であります。しかし、情報弱者なかなかそういう状況にない人も存在する状況の中で住民に次の行動の手助けとなるような情報の発信が必要ではないかと感じます。このことについても質問をさせていただきます。

5番目、町内にも過去に例のない降水量がありました。これによる内水処理というものが重要な問題になったと思いますけれども、先ほども質問にありましたが排水ポンプ場等の起動も想定に沿った機能をしてくれたということで大きな被害があることなく効果があったと思われるわけでありますが、今後に備えた定期的な可動訓練などのサポート体制を万全に行っていく考えはありますか。

この5点について質問するものであります。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、藤原議員の方から行政、具体的な災害発生時の対応策等についてご質問をいただいたところでございます。この件については午前中から何人かの議員さんに質問をいただきながらそれぞれ答弁をさせていただいておりますけれども藤原議員さんにおかれましてもこれについて何点かご質問がございますので重なる部分もあるかもしれませんけれども答弁をさせていただきたいと思っています。

この8月の2回の集中的な豪雨によりまして記録的な降雨ということで災害に対する部分については町の方々住民が防災意識という経験を糧にして自主防災組織の今後についていろいろ考えるところがあったのかと思うわけであります。具体的に少し申し上げたいと思いますけれども、まず、ハザードマップに関する不安払拭の住民説明が必要ではないかという部分があるわけでありますけれども、ハザードマップというのは図面もそうでありますけれども議員さんにおかれても理解されておられてのご質問だと理解しておりますのでハザードマップの役割としては天塩川の水位が堤防を超えることを想定したりそれらの

準備、推進を示しているわけで、そういう意味でこの危険性がどれほどあるかだけではなくて可能性として危険があるということを認識いただくと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。ただ、すでに洪水ハザードマップは作成から10年以上の月日がたっているという話でありますけれども、マップに示す内容自体東日本だと先ほど言わされました災害の件もあるわけでありますけれども大きく変わるものではありません。天塩川の洪水に関する部分に対しては。しかし、そうはいってもこの間天塩川の稼動掘削であるとか築堤改修等が進んでおりますから実際には以前より安全性という面については高まっている部分もあるということをご認識をいただきたいと思っております。そこで、稼動掘削機による治水効果の向上について説明するわけでありますけれども、ハザードマップが意味するところは別であります。それは防災意識を低めてしまう恐れがありますのでハザードマップに関する不安払拭の説明をする考えはここでは持っておりませんけれども、ただ、気象の情報の基準であるとか名称などは当時と少し変わっているわけでありまして、また新しい住民等またすでにどこかにしまいこんで無くしているという世帯もあると思いますのでハザードマップの更新については今後検討をしていかなければならぬと思っております。

2つ目の防災に関する手引書の配布が必要ではないかというご質問でありますけれども、ひとつの提案でありますけれどもいろいろ作ることよりもこのハザードマップを水害、火災、震災に備えた準備こういうことだと考えておりましてこのハザードマップを手引書という1つの考え方もあると思いますのでこれをもって対応してまいりたいと役立てほしいと思っているわけでございます。

次に、防災端末とテレビ等の情報の錯綜といいますかどちらが早い遅れたという関係でありますけれども、天塩川の水位情報は常に流れていたわけでありますけれども危険カ所、危険水位になったということがどの時点でどのテレビで流れたのか判然としない部分があるのですけれども、気象情報と同じように基準となる水位を超えた時点で迅速に発表されたのではないかと抑えております。町の情報発信がテレビよりも遅れたという捉え方をされておりますけれども、先ほども答弁しておりますようにそれぞれのことを参照しながら無用な不安をいだかせないために配慮をして情報を発信しているということもご理解いただきたいと思います。それと、情報発信の次の行動の手助けとなるような情報発信が必要ではないかということであります。それぞれ住民が対応していただくための手助けとなる情報発信という意味で私どももいろいろな情報を出しているわけでありますし、そういう意味では避難準備情報についても具体的な大事な情報発信ではなかったかと思っています。

24日の豪雨では今後予想される降雨量についても個別に説明をいたしましたので対象地

域の方々にはご理解をいただいていると考えております天塩川の状況とそれぞれの河川の状況は24日は違ったわけありますけれどもご理解をいたいたのかと思っております。

それと最後の質問でありましたけれども、排水ポンプの定期的な稼働訓練などこれらの体制をやっておくべきではないかというご質問であります。町内3カ所の排水機場等については月1回の定期点検を実施して有事の際には稼動できるような維持管理等々をやっていただいているわけでございます。ただ、昨年整備した敷島と恩根内の小規模なポンプ施設等については新しい施設でありますので今年度は定期点検を行っておりません。来年度からこれらを含めて年数回ポンプと発動機の移動テスト等を実施する予定としているところでございます。移動式ポンプ等については少ない年でもさらに年間1~2回は実際に稼動させておりますので、さらに頻繁なテストだとか訓練の必要性は少ないのでないかと考えているところでございます。

以上、先の議員さんに対する答弁がかなり含んでおりますので答弁に変えたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 今町長の答弁にありました中から1番目のハザードマップに関して町長の話を聞きますと地理的条件等は制定時と変わっていないという中で逆に天塩川の中での安全対策をしているので当時よりも安全性は高くなっているという回答がありました。その中でハザードマップの位置づけとしては天塩川の洪水を想定して作っているものではあるが手引書として整備をしていきたいという見解と受け取ったわけでありますけれども、そのハザードマップの持つ意味というのは私なりに十分理解をして質問をしているわけでありますけれども町民の中には災害時に役に立つための手引ととらえていてこれをどのようにして今回は利用するのかということでいろいろと戸惑ったという意見も聞かれたわけであります。それでいきますと先程の見解からいくと2番も含めて回答をいたいたという感じがするわけですけれども、今回の築堤を越えて低いところから溜まっていくという想定をしたハザードマップとは逆に今回は美深町自身にも相当の量の雨が降ったことによって標高の高い所から低いところに水が流れて予想外の水の動きを感じて不安になったという側面もあるのかと感じております。その辺に関しては前回の臨時会の時にも若干触れた部分もありますけれども、ハザードマップの中にそういったものも含めた防災の手引書としての整備を十分盛り込んでいただけるものかと感じたわけでありますけれどもそのへんに関して町長の見解をお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ハザードマップはそれぞれ新しく整備するところ検討しなければならないところもあるわけでありますけれども、今のハザードマップでだいたいそういうことも網羅しながら出来ているのではないかと思っているわけであります。ただ、新たに堤防のかさ上げをすることによる地域は逆に内水だとそういうことがより多く推移するといいますかそういう傾向が出てきます。堤防が上がることによって天塩川の水が超えたりすることはないのですけれども、逆に内水が入ってきて天塩川の水面が上がるのだとすれば内水が溜まるといいますか内水がはけない部分について面積が増えていく範囲が広くなってくるという傾向が出てくるのかと思ったりするわけでありますが、そういうことも含めてマップをそういうことが必要な部分が出てくるとすれば矛盾が出てくるとすればそういうことを含めて考えていかなければならないと思います。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） そういうことも含めて検討されていく中でその前段として今のマップそのものもそこそこ有効なものだと町長も感じてそういう理解をしているわけですけれども、先ほども町長もふれましたけれども10年経って持っていない人もいるかもしれないという話もありましたけれども、美深町に転入されてこられた方には防災マップは渡っているのでしょうか。ゴミの分別に関しては間違いなく渡っているようですがこの災害マップは平成15年4月となっておりますけども転入者には今わたっている状況にあるのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今利用しているハザードマップは有効かという話で、そこそこではなく十分有効でございますのでご理解いただきたいと思います。今新しい町民になっている方々にきちんと配布されているかといえば仕切れていませんのでその辺のことは先ほどのこともありますけれども考えていかなければならないと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 十分有効だということでいけば先ほどの町長の説明と加えますと町民にとってはしっかりと安心のできるものという認識をしていただける部分もあるかと思いますけれども新しい人には渡ってない部分もあると、また住民の中でもどこかに行ってしまってなくなってしまった方も当然いらっしゃると思いますのでこの機会にこのマップについて各家庭も含めて点検をして必要な部分は補充していくという形の対応策をとっていただければありがたいと思いますけれどもそれに関して対応していただけるのかどうかについても質問したいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先ほど答弁した通りでございます。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 今若干2番の所にも触れたいと思うのですけれども、災害時の基本行動の手引きとなるものと私も言ってそれが防災ハザードマップを有効なものにしていくという回答でしたけれども、例えば私なりにちょっと考えてみたのですけれども、情報というのは、何々がありましただけではなくて次に行動に転嫁できるような情報というのがすごく情報として生きてくるのではないかと思うのですけれども、これは私なりに考えた部分で例えば第1段階として発表される情報に十分注意をしてもらう旨の情報。2段階として例えば家族、家の中の状況などを確認してください。3段階として非難に備えて必要なものを準備してください。4段階として避難指示が出たら速やかに行動をとれるよう待機してください。そして5段階として避難指示に従って速やかに避難を始めてください。このような形の情報の出し方というのもあってどうなのかと、感じるわけです。先程来いろいろな同僚議員の中にも避難情報、非難指示というものが出て出ないの話がありますけれども、避難指示というのは情報の中ではだいぶ最後の方の段階に近いものがあるのかと感じます。となりますと、最初の情報が最終情報に近い形になるのではなく、そこにいく段階として例えばこのような今いったものを使えということではありませんけれども今言ったような形の段階を経た情報の出し方というのも検討する価値はあるのかと思うわけですけれどもその辺町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 言われることはごもっともな話しかと思う所もありますけれども、我が身のことは我が身で心配をするということは諸々日常的に考えておられるのかと思っています。それで、ハザードマップを配布する段階において打ち合わせ事項等々も当時の防災家族会議等々の情報の中でもこういうことを気を付けてくださいと、準備してくださいということが細かく今言われたようなことが書いてあって手順的なものも書いてあるわけであります。それらを含めて先ほど来話題になっている避難準備情報を受けたときにいよいよ行動ができる次の段階にしてほしいという情報をうちとしてはやっているわけであります。先ほど言われたような細かいものは日常的にやっておいてほしいと、地域自主防災会議の中でその辺も議題にしていかなければならない。そして避難準備をしていよいようちで避難勧告であるとか避難指示であるとかという段階があるわけでありますけれども、この段階になってくると非常に的確にうちから情報を出していかなければなりませんけれども、心構えだとか準備の段階はそれぞれがやっていただかないとそのために情報は出していきたいと思いますけれどもそれはそれで自主防災という考え方の基本に立ってやってほ

しいと、そこまで細かくなかなかできないということもご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 中身が防災ですのでどの項目といいますか全部の項目にまたがって町長の答弁も何番に対してというよりも全部に係わる部分が結構多いものですから今最終的にはそれぞれの判断ということで自主防災の中でありましたけれども、私も最終的には個人個人の判断になってくるのかという部分は否定はしませんし、現場でいきますと最終的には個人個人の判断という見解が多いといわれております。そうであるならば、先ほどいったように個人の判断の手助けとなる情報発信ということが必要なものになるとを考えているわけでありますけれども、その中でいろいろ町が情報を出す部分については非常に判断の難しい部分もたくさんあった中で決断をして判断をしたというのは午前中の同様の質問から町長はずっと答弁をしてこられた部分でありますけれども、たとえば避難情報が出たと、そうしましたら当然その後に結果からみて非難したのに何も起らなかったのではないかという心配も出てくると、逆に指示が出ずには被害が発生したことによりなぜ指示が出なかったのかというのはこれも問題になってこれは広島のケースでありますけれどもその両面が当然ある中での情報発信というのは非常に難しいというのは十分理解しているわけでありますけれども、少なくとも情報が出ないことよりも情報が出ることの方がはるかにいろいろな避難だとか状況を判断するにあたって必要なことのように私は感じております。無い情報では判断できないけれども有った情報の中でいろいろな判断をしていくという形になればやはり今回は情報がだめだったとは私は思っておりませんけれども、もう少し事前に具体的な情報が出てもよかったですのかと感じるわけであります。その件に関して町長も何度も同じ答弁になろうかと思いますけれども、もう少し情報のあり方について早い段階でいろいろな水位情報であるとか住民がとろうと思えばとれる情報がたくさんとれる時代があるので、その中で防災端末機というものを有効に使った情報の発信というものを調査、研究できる余地が十分あると思いますがどうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） どうも混乱させて質問をされているのかと思っておりますけれども、日常の体制づくり、考え方、そういう部分と先ほどから言っている避難の関係、準備、指示、そしてそれを超えた時にいよいよ勧告を出していく、そして指示を出していく、議員さん言われたようなご質問で途中で混乱されているのかと、自主で判断をして自分でやると、それはこの勧告とか指示の段階になったらうちの指示に従ってもらわなければならぬのはそれはその通りでありますので住民が混乱するようなことまでやっていませんので間違いのないようにしてほしいと思います。そして準備の段階でありましたけれども必

要な準備指令なり準備をしてもらうための必要な情報はそれぞれの必要な地域にうちとしては8月の豪雨については出したつもりでおりますので混ぜないでもらいたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 私が申しているのは的確な情報がなかったということは申し上げていないわけで、それプラスもう少しキメの細かい情報発信があってもよかったですないかと感じていた部分であります。その辺で町長は必要な情報はちゃんと出していると、当然言うのは解るのですけれども、それプラス今の時代それに至る経過というものが住民が知りたかった部分ではないのかと、水位がだんだん上がってきているとかそういう部分に関してはインターネット等でも十分調べられる時代ですからその情報を出したところで問題にはならないと思うのですけれども、そういう部分も含めて今回は情報端末にどういう情報が載るのかと期待と言ったらおかしいですけれども、はじめてこのような災害の中でどういった情報が流れてくるのかというところに関心を持った市民も多かったのではないかと感じるわけでありますけれども、あいう設備ですから毎度毎度リアルタイムでの情報提示というのは難しいでしょうけれどもそういう部分でもう少し早い段階で何らかの情報があってもよかったですと考えるひとりなのですけれども、町長にしましたら必要以上のことをやってというように聞こえるかもしれませんけれども、もう少しキメ細かい情報発信が前段階としてあってもよかったですと私は感じているわけですけれども。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） これだけの情報化の時代でありますからマスコミもテレビもない家庭、ラジオのない家庭はテレビをつけていれば聞いていないかもしれませんけれども、ただ、必要な情報は十分行き渡っていると思っております。そして、わが町として必要な地域、必要な場所、必要な人にはそれぞれ情報発信をしたつもりであります。それぞれの地域に防災電話も入っておりますのでそれについて十分活用させていただいたと思っておりますので、何でもやれば良いのかもしれませんけれども逆に混乱するではありませんか。私に入っている情報ではそのようには入っていないのですけれども、議員さんと見解が少し違うかもしれませんけれどもあまり情報過多にして混乱させるのもいかがなものかと私は思います。

○議長（倉兼政彦君） 質問者それから答弁側に申し上げますが、一般質問ですから政策議論で議論をお願いしたいと思います。

3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 町長は、今言ったように必要な情報は出していると、そして情報過多の時代なので情報のとれる時代、まさにその通りだと思います。その中で、増水した

情報等警報等はどんどん情報が入る時代ですので私が言いたいのはせっかくの防災端末機プラスアルファの部分で活用ができると期待をしていたわけで、その件に関して今後の運用にプラスになるような形が取れないのかという印象があったものですから質問という形でさせていただいた次第です。

だいたい町長の考えは聞けましたので5番目の件に移りたいと思います。5番目に関しては先ほども同僚議員の中で回答があったわけありますけれども、その中でこういったものを数十年に1回の災害だということも言っておりましたけれども、状況的にいくとそこそこそういったものが起きても不思議でないような状況に感じるわけでありますけれども、その中で、昔は災害は忘れたころにやってくるという話もありますけれども今は忘れる前に8月でも2回も来たということありますと数十年ではなくてこの秋にもまた起りうるという形で次の体制を準備していくという心構えというか気構えが必要になると思いますけれどもこれに関して質問をさせていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 災害に備えた心構えを職員ともどもに執っていきたいとこのように思っております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 5番まで聞きましたので以上で終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で3番 藤原君の一般質問を終了します。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は3時30分といたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時30分

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き一般質問を再開いたします。

4番 南君。

○4番（南 和博君） 私は今回項目3件、行政、産業、行政ということで質問をいたします。

まず1件目、項目行政、件名農作業事故の救急救命活動の現状と課題について町長にお伺いいたします。日ごろ消防署員による救急救命活動については敬意を表するところであります。事務報告書によりますと25年度も210回の出動ということで私自身も今年の1月に屋根から落下しまして大変消防救急救命にはお世話になっております。今年も農作

業事故が後を絶たない現状の中で一般的な救助活動・レスキュー活動は日々の訓練の中で技術向上されていると思いますが農村地帯であるわが町において農業機械操作の基本的なノウハウを周知することも必要だと思います。さらに、高度な操作を必要とする場合もあることから、農業機械業者との連携・連絡網が必要と思うが必要性について伺いたいと思います。また、役場職員を全地域に全自治会に地域担当員制を配置しておりますけれども、消防署員にも地域担当制を引いて土地勘又は町民とのコミュニケーションの保持、地域特性の認識を図ることが迅速な救急救命活動につながると考えますが町長の所見をうかがうものあります。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 南議員からは2項目3件の通告をいただいておりますけれども、初めに農作業事故の救命活動の現状・課題という質問の趣旨でありますのでお答えをしたいと思います。本町の基幹産業である農業は近年大変大型で高度な性能を有する機械化が進んでいる現状にあると認識しておりますこれらによって操作の誤りであるとか機械の性能を熟知しない操作ミス等々農作業の事故の発生や時には人命にかかるような事故にもつながっていると推測をしているところでございます。本町においても過去10年間で農業に関する事故が発生しております。平成24年にトラクターの横転事故が1件発生しておりますし、本年はすでに3件の農作業事故が発生をしております。事故が発生した場合、消防署では通報を受けた後ただちに急行し救助・救命に近隣の方々のご協力をいただきながら迅速・的確に取り組んでいるところでございます。ご質問にあります特殊性のある農業機械による事故対策のため関係事業者との連携が必要ではないかということでありますけれども、農業に限らず林業や商工業などあらゆる産業活用や生活に機械化が進んでいる状況であります。これらの事故対応にあたっては、上川北部消防事務組合では各消防署単位で特種機材の整備充実や災害救助協力会などを組織し救助体制を強化しているところであります。美深消防署においても特殊災害における関係事業者との連携が必要であると判断し、農業用機械販売店及び町内の整備工場などと農業用機械やハイブリット車両などの事故による対応をするための連携体制を整えこの9月からでありますけれどもスタートをきることにしております。今後模擬訓練などにより迅速な対応ができるよう努めてまいる所存であります。合わせて他産業における機械事故にも対応できるような連携体制も検討してまいります。

もう1点ご質問のありました消防職員の地域担当員の配置につきましては過去に役場と消防署で検討いたしましたけれども、上川北部消防事務組合の所属であることや消防職員の特殊な勤務体制と専門性などを考慮した時容易に配置できる状況にはないと判断をして

おりまして配置する考えは今のところございません。署員の土地勘や特性などの地域特性などは平時の訓練等によって積み上げられるよう努力してまいりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 今町長から答弁があったように上川消防事務組合という特性もあるのは重々承知しておりますし、また、前段の農業機械メーカーさんとの連携についても9月からそういう体制を執っているということでこのことについては私もかなり前の時点でも同じような質問をしてやっとそういう体制が出てきたのかなという気がいたします。ご承知のように今年の春も恩根内地区でドクターへリが出動するような事故がありましたけれども、結果的に救助したのは農業機械メーカーの所長さんという話も聞いております。そういった面でそういった特殊性、なかなか消防職員も日々訓練をしているのは事務報告書を見ますと非常に多岐にわたってやっているのは理解しているのですが、その辺をもうひとつプラスアルファで重大な事故が迅速に対応できるという観点でいければそういった機械メーカーと十分に連携をとってやってもらいたいと思います。

それから地域担当制の件ですが、確かに容易ではないと思います。ただ現実、先日の吉野地域の事故に関してもなかなか土地勘がないものでいま現場農家がその敷地内に農地を持つということがなかなか少なくて、場合によっては地域外にも圃場があってそういう連絡を受けても違う動きもある事実もあります。そういった観点で確かに容易ではないかもしれませんけれども少し地域に根差すような活動をもう少しやっていただければ十分迅速な救命救急活動につながるのではないかと思いますので地域担当という形でなくてももう少し地域に消防署員が入りこめるような体制ができないかと思うのですけれども再度その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 地域担当員の配置はなかなか難しいという答弁をさせていただいたところでございます。ただ、いま南議員がおっしゃるように畠があちこちにあるということもあるわけでありますけれども、そこまでは詳しく消防署員が抑えるということにはなかなかならないと思いますけれども、もう少し地域の事情だとかそういうものを把握する工夫といいますかそういう研修といいますかそういうことは限られた署員の中ではありますけれども消防署とどのようなことができるか再度検討をさせてほしいと思っております。今回の答弁としてはそこまでにさせてほしいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 農家の機械利用に関してはそれぞれの農家で檀家といいますか具

体的に言いますとクボタとかイセキだとかヤンマーがありますけれども、利用者によってメーカーが違うという事情もあって事故があった時にどの所長に連絡をしたらよいのかというそういうタイムロスもあると思うのでそれは若い職員には無理でしょうけれども幹部の人と機械メーカーの方で少し連携を取れるような体制をぜひ執ってほしいと思います。これは答弁はいりません。

次の産業に入りたいと思います。農業実習生宿舎及び中国人研修生宿舎等の現状と課題についてお伺いいたします。

1として、農業の担い手確保のために解決策のひとつとして農業実習生宿舎を整備しましたが、これまでの実績と評価及び今後の展開をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

2つ目は、農業実習生はインターネット等電子通信情報機器をフルに活用した世代の若者たちであり農業実習生宿舎にもWi-Fi等の環境整備が必要だと思いますが整備の考えがあるのかどうか。

3つ目として、農業実習生宿舎に愛称をつけてさらにPRをすべきではないか。

4つ目として、農業研修として中国人研修生が美林寮に話を聞きますと11名滞在しておりますが、インターネット利用のために市街地に集団的に集うことで町民の生活環境に苦情があると聞いています。これも解決策として美林寮にもWi-Fiの情報通信の環境整備の考えはないか伺うものであります。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 農業に関して農業実習生の寄宿舎及び中国人研修生の宿舎等の現状と課題等についてご質問をいただきました。中身は4件にわたるものでありますけれどもひとつずつ答弁したいと思います。

まず、研修生宿舎の利用実績と評価のご質問でありますけれども、24年度に林業木材産業構造改革事業を活用して25年4月から本業開始をしているところでありますと、25年度の実績としては農業実習生5名、延べ1,093名の利用を中心として観光協会の受け入れ事業である東大生の体験活動プログラム事業やエアリアルプロジェクトチームの合宿などを受け入れておりまして全体で1,405名の利用があるところでございます。農業実習生の拠点としてあるいはまた地域振興事業などに有効活用されているのかと認識しております。今年度におきましても農業実習生今5名が利用されておりまして今後も積極的なPRを図りながら農業実習生の受け入れを進めようとしているわけであります。今年も東大生12名が3回に分けて今もご利用をいただいているわけでございます。

次に農業寄宿舎にWi-Fiの整備はどうかということでありますけれども、宿舎は建設時

光回線が対応できるように整備したものとの契約は各個人の対応となるため経費的な面から利用する方法はいまのところありません。また設計当初からインターネットへの利用形態はスマートホンの利用に変わってきているという状況も理解しておりますけれども、その中でより手軽に利用できるWi-Fi環境を求められているとは認識しております。利用者からの整備の要望等があること更には整備に向けて今後検討をしてまいりたいと考えておりますとして農業振興センターにWi-Fiを整備しているところがありますのでこれらが一連の中で併用できて使い回しができていくことがあるのかどうかさらに具体的に検討をさせていただきたいと考えております。

寄宿舎の愛称の件もございました。寄宿舎に愛称をつけてPR宣伝をするというご質問もあったわけでありますけれども、設置条例制定の際にも同様のご質問がございましてその時愛称は特に考えていない農業者や利用者から意見や要望があれば相談するという報告をしていたところでございます。今運用をして始まりまして愛称についてのご意見がなかったわけでありますけれども、今まで特に意識したことはないわけではありませんけれども今後愛称だとかそういうご意見が出てくるのだとすれば愛称の使用については検討することはやぶさかではないと思っております。利用される皆様方の声を大切にしていきたいと考えております。ただ、その場合条例を直すとかそういうことではありませんので愛称の話でありますのでそれはそれでよいのかと考えています。積極的にそういう部分について具体的な対応をして問題は議員さんの声もそうでありますけれども農業者の声が利用される方の声が大切でありますので何々寄宿舎でありますから堅い部分もありますのでそれを簡単に一言でいえるものが必要なのかと思っておりまして検討を加えさせていただきたいと思っております。

次に4番目の中国人の研修生の関係でWi-Fiを整備してはいかがかと、中国人が農業の研修生として入っているわけでありますけれども、昔の美林寮に入っているわけであります。あそこの運営等についてはJ A北はるかさんにお願いをしてやっているわけでありますし、今言われましたように美深町内に11人の中国人の方が入ってきて農家にそれぞれ実習生として研修を積んで美林寮に住まわれているということは承知しております。この方ばかりではないと思うのですけれども、智恵文地区辺りに入っている中国人の方が多いのかと思っておりますけれども街のあちこちでWi-Fiが使えるポジションを探しながら彼らがたむろするような感じが若干あるようでありましてそれは私も目撃している部分もありますので気にしている部分もありますけれども、どういうことがよいのか実際に美林寮にこういうものが設置できるのかすることが妥当なのか管理をいただいている研修生を受け入れている農協さん等々と協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） まず美林寮の関係ですけれども、私の今立っている後ろの議員もそういう声を出していたようですのでそういう対応も必要だなという思いであります。また、中国人の農業研修生も非常に根付いて美深町でかなり農家からもありがたく思われているようなのでこういう整備をすることによってまたスムーズに研修の受け入れができるのかと思いますのでよろしくお願ひします。

また、施設の愛称についてですが町長の後ろに座っている草野主幹が担当のころにそういう議論があったように記憶しております。本当に当農業実習生寄宿舎という硬い軸がどうなのかという議論を確かにしました。そのようなことで今後展開も考えて町をPRする上でもほっとプラザ☆スマイルのような一言でいえるようなそういう施設名があることによって根付くしPRもできるかと思います。

それと、町長から今後の展開というところが聴けなかったのですが、今実習生の声からこれから夏場の実習は確かにありがたいことだけれどもできたら通年で実習が受けられる体制が欲しいと、酪農・畜産においては年間通じてできますけれどもその部分があまり得意でないという実習生もいるわけです。そういう彼らを年間通じて受け入れることによって町に農業の担い手として根付くようなそのようなものがあってもよいのではないかと、巷でいわれる六次産業化といったものの研修を踏まえた勉強をしてもらうとか、そういうことによってまた新たな実習生も増えてくるというそういう事業展開をこれからやっていくことによって寄宿舎も有効利用になりますし要望がどんどん出てくれば2棟3棟と増設していくてもよいというそういう時代だと思うのです。その辺の事業展開について町長から答弁がなかったのでその点についても伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 質問の趣旨にあったのかどうかおさえきれていないのですけれども、今南議員が言われるようなことがベターだと私自身認識をしております。問題は受け入れ側の農家の方、酪農家の方さらには実際それを運営する農協さん等関係機関の声が大きくなってきて町に何とかしてほしいとなってくれれば私はありがたいなと、行政として何でも先にというのはなかなか難しいと、といいますのは補助事業でも何でも単独ではなくなかなか行かないものですから事業を受けたり補助事業に乗せたりすることもありますのでタイミングを計りながら将来の農業のあり方をその中で議論しながら雇用の面、中国の受け入れ態勢等々も考えていけたら良いなと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 民間からの声が一番大事なことは重々承知なのですけれどもそ

いう展開をぜひとも応援していってほしいと思います。最近の農業実習生は美深の定着意識が非常に高くて中には旦那さんも連れて結婚して美深に入植しようかという方もいます。今若い方で20歳くらいの人も美深を気に入ってぜひとも美深に定住したいと、そのかわりやはり冬の間も美深に居られるような環境作りが欲しいという声があって、私も微力ながらJA等々にも働きかけながら街に向かって強力に進めていきたいと思っております。

次に3番目、行政に入ります。

役場機構体制と職員教育等労働環境について。

役場の機構体制は平成17年度から大課制を引いておりますが行政改革に取り組む中で職員数の減少もあり広範囲な業務をこなす状況であります。少ない職員数で多様な業務をこなすには職員のスキルアップが急務であります。職員教育はどのように取り組んでおられるのか。そして、自主研修などの成果をいかに評価しているか、さらに職員数の減で職員の業務遂行、労働環境、健康管理に影響があるよう見受けられますが町長の認識を伺いたいと思います。また、今後の職員体制を行革及び人口減に沿ってさらに削減していく考え方か、あるいは臨時職員等を増員して雇用の場を提供しながら職員体制を構築していく考え方について伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 役場の機構体制そして職員の教育、労働環境等について3点にわたってご質問いただいたわけであります。順を追ってご答弁を申し上げたいと思いますけれども、行政サービスは本当に多岐にわたっていると申し上げてよいのかと思います。そして、公共サービスを担う民間利用者が多い都市と本町のような地域では何でもとは申しませんけれども行政が担う部分も非常に多いし異なっているのかと思っております。それだけに小さな自治体ならざる行き届いた行政サービスが求められているわけであります。その中に苦しみもあるわけでありますけれども、ひとつとしては、職員教育の取り組みであります。職員数の削減と行政サービスの維持拡大をどうやって両立させていくかということ、昔から言われる言葉でありますけれども、少数制という言葉が言われているわけでありますけれども、この言葉はイメージとしては分かるのですけれども現実のものとしては非常に難しいと、非常に酷なものがあるなと思っておりまして言葉通り単純なものではないということをご理解いただきたいと思います。ただ、職員が持っている能力をフルに活用して職務遂行に尽くすのが職員に与えられた大原則であるわけであります。能力を持っている職員、全員職員は持っているわけでありますけれどもフルに活用してほしいと思っております。職員が限られておりますので何とか行政サービスを個々の能力を高めると同時に発揮してほしいと願っているわけでございます。ただ、日ごろの仕事は先輩

であるとか上司が指導的に教えるといいますか教育するそれは肝心なことでありますけれども、より専門的な部分がいま非常に多くなってきておりましてこれらの部分についてはなかなか簡単に身につくわけありませんし、従って、そういう部分については仕事で派遣をするといいますかそういう部分の研修に通わせるということが必要になってくるわけであります。ただ、職員も色々な人間がいるわけでありますけれども、若い職員も含めてでありますけれども役場の職員は言葉適当ではありませんけれども一人前になるためには相当の部署をこなさなければならぬしそれぞれの経験を積まなければならぬということとで将来のことを考えると人事異動で若い職員も適時動かしていくと、一部技能職等々は動かさないということもありますがただ技能職員についても技能職で入ってから一生そこにいるのかといったらそうではなくて一定の時期2～3年経つとそういうことも考えていかなければならないと考えております。異動等があるたびにいろいろな経験を積ます教育を考えているわけでございます。それと職員の立場といいますか、特に中堅になると日常業務の中で非常に遂行能力といいますか業務能力が問われるわけでありますけれども、非常に知識だけではなくてこなしの能力、頭ではわかっているのかもしれないのですけれどもこなしの能力が求められているところでありますけれどもこれは非常に現実厳しいものがあるということで、そこでわれわれはただ研修に行きなさいと先輩等々が教えるだけではなくて職員として自己研鑽の心がけといいますかこういうことが大事なってくるわけで自主研修制度なるものを作りながら後押しする制度で取り組んでもらっているところでございます。そしてその中で学んだことをより広く職員全体に伝わる手法としてこれらの職員が講師となりながら伝達講習等々も内部でやっているわけであります。これらの様子を見る限りにおいては研修の成果が徐々にではありますけれども出てきていると私は認識をしているわけでございます。従いまして、今後の職員研修・自主研修等についても大いにこの研修のやり方を今後も続けてまいりたいと考えております。

職員の減少等々によって健康を害している職員がいるのではないかと、労働環境という面ではいかがなのかという心配が出されたわけでありますけれども、確かに行政ニーズはいろいろ厳しい高いものがあるわけでありますけれどもそういう中で職員のストレスといいますかそういうものは大きくなっているなと私も感じておりますし、私自身もストレスがないわけではありませんので感じておりますけれども健康を害するとまでは言えないのではないかと、自己管理というものが大事になってきて職員もまた私も含めてでありますけれども自ら注意をしていかなければならぬのではないかという認識であります。

最後に今後はさらに職員を減らすのか、さらに臨時職員等々はどうするのかという話もいただいたわけでありますけれども、行政ニーズから考えて人口は少しづつ減りつつある

わけですけれども将来の街の姿を見据えて慎重に対応していかなければならないということに尽きるわけでありますけれども、今具体的に職員をこれ以上減らすという基本的な方向性はもっておりません。今人口は少しずつ減りつつありますけれども要望が強いわけでありますから行政サービスは十分していかなければならないという考え方につっております。ただ、かといって増やすのかと、それはなかなかそういう方向にはなっていかないと、現場でありますからそういう突発的な仕事であるとか災害であるとかいろいろなことが出てくるわけでありまして、そういうときには民間の活力を求めなければならぬ部分民間に求める、さらには広域行政、派遣だとかある意味では地域協力隊であるとかさらに臨時職員を少しかかえて行くとか今臨時職員は非常に少なくなってきたしております。かつて補助事業等で充当した時代はそれぞれの補助事業に臨時職員を抱える人件費といいますか物件費といいますかそういうものが付いてきた時代もありましたけども今はそういう時代でもありませんから、そういう事業に臨時職員の配置がなかなか取れないわけでありますけれども、相対的行政としてどうあるべきかということについては職員でまかないきれないものについては臨時職員の配置を考えていかなければならぬ部分もあるのかと思っております。しかし、あくまでも臨時職員は臨時職員でありますので、常に恒常的になるということではありませんのでそのへんは留意しながら慎重に職員のことを職員教育、体制構築等については考えて行きたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） よく言われる民間と比べて役場職員はどうなのだという話もありますけれども、民間ではサービス残業というのは今言葉では言ってはいけないことかもしれませんけれどもそういうことが民間にはよくあると、そうやって仕事を覚えていくという環境がありますが、今わが町において非常に多岐なメニューで感心するほどいろいろなメニューを持ってきてそれに取り組んでいるのは十分わかっています。企画にしても教育委員会にしても他の部署でも本当によくやっているなという気がします。その中で、現状の大課制の行政機構グループ制といわれるこの体制が本当に名の下で機能しているのかなという部分が見えるのです。私のイメージとしてはグループ制というのは品目横断的に職員がフレキシブルに動けるようなイメージがあるのだけれども現実どう見てもグループ制とは言いながらやはり縦なわけです。それがやはり職員によってはストレスになるというような背景もあるのかと、苦しみをみんなで分かち合うような体制をつくってあげないとやはり正直強い人間、弱い人間とあると思うのですけれどもそのへんの補完が最近特に見えてくるかと、今まで以上にすごくハードに仕事をこなしていて職員には敬意を表する部分があるのですが、その辺がもう少し機構改革なりグループ制をもう一度検証する時期で

ないのかと思うのです。町長はいろいろ私にもストレスはありますという話ですけれども、自己研鑽とか自主研修で能力を引き出し、後は人脈をつくってくるのも自主研修のひとつかと思うのですがその辺を考えてもちょっと今職員たちに元気がないといいますかきゅうきゅうとした仕事に私には見えるわけです。そういう観点で機構改革なりグループ制を一度検証するべきではないかと思いますが町長は現状の体制を見てどのように考えておられますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 言葉の端々に南議員から職員の評価をいただいたと思って非常にありがとうございます。ただ、その中で職員が全体的に少ないという観点から非常にご苦労をいただいて、しかし、一生懸命やっていると。ただ、きゅうきゅうとしている部分があると、それは組織の中の大課制なりそういう部分に近因しているのではなかろうかという話があったわけであります。実はだいぶ前になるわけでありますけれども私が引き継いだ時にまさに大課制そのものがありました。グループ制というものが最たるものであつたわけでありますけれども、その中で私はその20年も30年も前に職員あがりでありますから教育委員会などに出向した時には3つもあった課がひとつの課にされて自分も次長という名前をもらったは良いけれどもきゅうきゅうとした時代があったわけでありますけれども、それから見ると少し定着をして総務、住民さらには福祉関係、産業関係と教育委員会と大きな括りになっているわけでありますけれどもそれなりに機能しているとおさえております。その中でそれぞれのグループ制をとっていて、ただ、その時の課長がいて主幹がいてという段階で職種の関係、給与の関係で副主幹などがいたわけでありますけれども、係長というものがいなかった廃止したわけです。これはちょっといかがなものかと、やはり職場の円滑な部分でそして責任を持って業務を進めるというのは1番大事な部分で専門的にやれるのも係長というポストが大事ではないかと、そしてわれわれも若い時もそうでありましたけれども職場に入って20年30年すぎてくると花の係長これはやはり憧れたものです。そういう面では希望をもって働くということも大事だと思って同じ主査30前半くらいのものから40くらいのものまで一律に主査ということではなくて、主査は主査、主任は主任、係長は係長という明確にしながらグループ制を継続しておりますけれどもさせてきたところであります。そういう意味でかなり責任体制といいますか職員のやる気の段階、また指導もある程度行き届いてきたのかと思っています。臨時なり職員の組織づくりというのはコロコロこうすればいいというのではなく相当の期間を必要とするとそのように基本的には思っておりまして、コロコロ代えてしまうと訳が分からなくなってしまうのでそうではなくて相当部署というものを名前もそうでありますけれどもやはり大

事にすべきだと思っています。今大課制はもう一回検証をしてみる時代に入ってきたのかと思っていて私になって年数が少し経ってきましたけれども、今私になって7年半になってあと6ヶ月しかありませんのでその間でどうするこうすると今申し上げることにはならないわけですが、その後新しい人なりになってそういうことの中で検討をもう1回してどうするべきかということを考えてみる必要があるのかとそのように考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） せひとも新しい機構改革を山口町長の下でやってもらったらよいかと思うのですけれども、いずれにしてもグループ制という部分がちょっと機能していないというところは誰しも思っているところかと思います。また、第4次の行政改革推進計画の実施一覧表を見ますと平成24年25年それまで職員提案というのが自主研修に基づいてあったわけですけれどもこの2年間ありませんし今年はどうなのかわかりませんけれどもその辺がさみしいかと、それは何が背景にあるのかというその延長線上にいろいろな質問をさせていただいておりますけれども、せっかくの職員提案の機会があるわけですからその辺が出てきていないというのはどういうことなのか町長の所見といいますか町長はどのように思っておられますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） まさに南議員が指摘されている通り少し職員提案といいますかそういうものが少ないというのが率直な私の感想であります。ただ、その裏は何なのかと考えるときにやはり忙しいのかという部分があると思います。それと、提案するというのは提案の中身にもよりますけれどもそうとう研究なりやらなければならない部分があるわけであります。それで、私が具体的に指示をしているわけではありませんけれども、1人で提案するのではなくてグループで提案するとかその課の中でどうするかとかその係りでこういうことをやったら良いとかそういうことも必要かと思っております。それぞれ内部のこと外部のことがあると思いますが1番良いのは外へ出でいろいろな町民の声を聞きながら外の声に鍛えられてくるのが1番の職員研修かとそのように思っている部分もありますので、外へ出ることが大事だよとそのように普段言ってるつもりであります。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 先程町長から職員の数が減っているという中で民間活力の力を得る出向のものを受け入れれば地域おこし協力隊が美深町は5名いるわけですが、任期終了後も彼らは美深に留まるような、皆さん良い人材だと思うのですがその任期終了後に定住させるという体制も必要ではないかと思うのですが地域おこし協力隊の彼らの今後のあり

方それから新しい人たちが入ってくるそういう可能性とか継続性というものをどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 地域協力隊の関係は地域協力隊の趣旨なり任期なりそういうものはご理解いただいていると思っております。そこでうちが取り組んできたまだ仕事をしてもらっている地域協力隊の皆様方の評価と言いましたら言い方は適當でないかもしれませんけれどもそれをもう一度見てみないとならないと思っております。そこで、新たに迎える人は国の制度の中に乗ったりできるわけであります。任期が切れていく人等々についてはなかなかそういう制度に再度のせるということは不可能なことになってくるわけでありますのでうちとして地域の方々が求められる任期があると求められている方がおられる場合については本人の意向ももちろんあるでしょうけれども将来どうしていくかということを前向きに考えていかなければならないと思います。そういうことをそろそろ具体的に検討していかなければならぬと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 先程行革の下で職員数の減はちょっと休みますという話もあったのですが、行革の推進計画を見ますと再任用制度は今うちの町は凍結ということで行なっておりませんが、最近通常の定年退職のほかに妙に依頼退職の方が多かったりして特に総務課長あたりが頭をなやませている保健師あたりは減って非常に大きな問題だと思っているのですが、能力のある方々を再任用で使うということを今凍結ですけれども第4次の中革も27年度で終わりですけれどもこの辺も少し凍結をとしていく時代に入ってきたのではないかと思うのですが再任用について町長はどうにお考えでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） いろいろな考え方があって再任用したい部分もないわけではないのですけれども凍結していくのが良いのではないかと今の段階では考えております。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 最後にしますけれども、とにかく職員の能力を超えた事務事業の印象も私は思っています。そういう時代背景ですから仕方がないのかもしれませんけれども、先ほど町長は新しい人間にバトンを渡すのか町長がそのまま次の町長になるのか分かりませんけれども機構改革を今一度検証する動きを今からしてもらって職員がのびのびと働くような環境作りもこれからは必要ではないかと、そのことが最終的に住民サービスにもつながりますのでその辺を内部でしっかり議論していただきたいということを申し上げて質問を終わりたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 以上で4番南君の一般質問を終了致します。

以上で一般質問の全部を終了致します。

◎ 日程第6 議案第38号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 議案第38号 美深町町有林野管理条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第38号 美深町町有林野管理条例の一部改正について提案説明を申し上げます。 今年6月本町にお住まいの増田広信さんが所有する山林4筆がありましたけれども約17.7ヘクタールの寄付を申し出いただき誠にありがとうございます。採納させていただいたところであります。このことによって増加した町有林面積について条例の整理が必要となるものでありますのでこの条例の一部改正を行うものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書の説明をさせていただきますので議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第38号 美深町町有林野管理条例の一部改正について。

美深町町有林野管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

1枚めくっていただきまして資料をおつけしておりますのでごらんいただきたいと思います。只今町長から提案説明があった通り寄付による町有林野の取得に伴う面積の増でございまして別表を改めようとするものであります。別表の菊丘地区と小車地区の面積をそれぞれ現行面積から菊丘地区につきましては1,377,928平方メートルに、小車地区につきましては1,501,555平方メートルに改めようとするものでございまして、寄付いただいた面積が約17.7ヘクタールでございまして現行面積が1,067.7ヘクタールでございます。これに17.7ヘクタールを足しますと改正後の面積が1,085.4ヘクタールとなるものでございます。附則といたしまして条例の施行期日でございますけれども公布の日とするものでございます。

以上議案第38号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第38号の説明を終わります。

◎ 日程第7 議案第39号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第39号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第39号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について提案説明をいたします。この組合は退職手当の支給に関する事務を共同処理する一部事務組合で北海道内の市町村と一部事務組合とで組織しておりますが、来年4月から新たに根室北部廃棄物処理広域連合が加入することに伴いまして規約の変更が必要となったものであります。この規約の変更について関係団体と協議するため議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようご案内申し上げ提案説明をいたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第39号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により北海道市町村職員退職手当組合規約を次の通り変更する。

1ページめくっていただきまして資料でご説明をさせていただきたいと思います。この規約は別表の改正でございまして、只今町長から提案説明があった通り新たに根室北部廃棄物処理広域連合を追加するものでございまして別表の区分の欄根室の部分にアンダーラインがあります通りこの広域連合を追加するよう改めるものでございます。なお附則といたしましてこの規約の施行日でありますけれども総務大臣の許可の日からとするものでございます。

以上議案第39号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたのでこれから議案第39号に関し質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がないようですので終了いたします。

討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号 北海道市町村職員退職手当組合の規約の変更についてを採決いたします。

議案第39号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第39号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については原案の通り可決されました。

◎ 日程第8 議案第40号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第40号 平成26年度美深町一般会計補正予算第7号から議案第42号 平成26年度美深町水道事業会計補正予算第1号を議題といたします。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第40号から議案第42号に渡って提出しております一般会計及び介護保険特別会計ならびに水道事業会計の補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。

まず初めに議案40号 平成26年度美深町一般会計補正予算第7号でありますが今回の補正予算につきましては事業量の増加や豪雨災害による被災施設への対応そして最近の燃料費や町内経済を背景とした新たな事業について予算措置するものであります。

まず総務費では、地域リーダーの育成を図る地域づくり研修会の開催経費を措置いたします。

次に民生費ですが、ここしばらく灯油価格が下げ止まりとなっていることに加えて電気料金の値上げが想定されるなど家計の負担は昨年にも増して厳しい状況となっております。今年度もぬくもり助成事業を実施して冬期間における低所得者の生活の安定を図っております。

次に農林産業費では、農地台帳の法制化に伴いまして農地台帳システムの改修整備を行ってまいります。日本型直接支払い制度の中で学習事業を実施していますがこの事業に取り組む農家や地区が増えましたのでこれに対応する予算を措置致します。農業後継者支援策として今年度から経営自立安定補助金などを制度化いたしましたが当初の想定を上回る活用をいただいているので必要な予算を措置してまいります。

次に商工費ですが、地域経済の活性化と商工業振興を目的として商工会が夏のプレミア

ム商品券を発行致しましたが残念ながら未だ消費の低迷が続いておりさらなる景気刺激策が求められている状況にあります。先日第2弾となる冬のプレミアム商品券の発行について商工会から強い要望を受けておりますのでこれを後押ししてまいります。農業後継者対策と同様に商工業担い手支援制度も大変有効に活用いただいております。事業申請に対する予算申請に対応する予算を措置してまいります。イベント館の備品置き場が狭隘となっていることから新たに物置を設置して対処してまいります。

次に木費、消防費、災害復旧費につきましては、先の豪雨災害への対応予算であります道路のバリケードや被災現場の連絡を目的とする携帯電話の購入と被災施設の拡大を防ぐ経費を措置しております。また完成を間近に控えていた川西6号道路災害復旧工事の現場が8月24日の豪雨で罹災をいたしました。この工事の完成には工事費の追加と工期の延長が必要ですのでこれを予算措置とともに、繰越事業として来年の雪解け後の完成を目指したく繰越明許費を設定いたしますのでご理解を賜りたいと思います。

最後に教育費ですが、美深小学校の教員住宅と山村親子住宅について来年度の着工を予定して設計の準備を進めてまいります。また、独立行政法人日本スポーツ振興センターの委託事業として本町のスポーツを通じた町づくり活性化のあり方を調査研究するためエアリアルの評価検証や合宿誘致などによる地域活性化の効果を検討する予算を措置いたします。

歳入でありますか追加補正にかかる事業の財源につきましては国・道補助金など特定財源を充当するほか商工業担い手支援補助金、商店街活性化補助金については過疎債これは創出事業の分でありますけれども借り入れを起こしましてなお不足する財源については繰越金をあてることとしております。以上によりまして一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ5,285万9千円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ48億4,147万5千円となるものであります。

次に、議案第41号 平成26年度美深町介護保険特別会計補正予算1号について説明を申し上げます。今回の補正につきましては平成25年度介護給付費地域支援事業交付金の実績確定に伴い国庫交付金、同補助金、支払い基金交付金の額が確定したことから超過交付となっている707万5千円を返還するための予算措置をするものであります。財源はこれら特定財源を充当し不足分は基金繰入金で調整することとしております。これにより介護保険特別会計補正額は歳入歳出それぞれ740万3千円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ4億9,800万3千円となるものであります。

次に議案第42号 平成26年度美深町水道事業会計補正予算1号について説明を申し上げます。今回の補正は浄水場前処理設備におけるエアーリフト間の修繕費を追加するも

のあります。これにより収益的支出に32万4千円を追加して水道事業費支出総額は7,868万円となるものであります。

以上一般会計、介護保険特別会計ならびに水道事業会計補正予算の提案説明といたします。

よろしくご審理いただき原案決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 別冊配布の議案書第40号の方をごらんいただきたいと思います。

平成26年度美深町一般会計補正予算第7号であります。

平成29年度美深町一般会計補正予算第7号は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 皆様に申し上げますが、本日の日程が終了するまで会議時間を延長いたします。

次に、羽野住民生活課長。

○住民生活課長（羽野保則君） 別冊配布の議案第41号をごらん下さい。

議案第41号 平成26年度美深町介護保険特別会計補正3第1号。

平成26年度美深町介護保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 次、木戸産業施設課長。

○産業施設課長（木戸一博君） それでは別冊配布の議案第42号の説明を出します。

平成26年度美深町水道事業会計補正予算第1号。

平成26年度美深町水道事業会計補正予算第1号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第40号乃至議案第42号までの説明が終わりました。

◎ 日程第9 認定第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 認定第1号 平成25年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 平成25年度水道事業会計決算の認定についてを議題いたします。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 平成25年度各会計の決算審査をお願いするにあたりまして認定第1号から第7号まで全7会計の決算状況の説明を申し上げます。

まず一般会計ですが、平成25年度は美深中学校の改修・改築工事など大型の事業を実施致しましたが実質収支は約3億9千万円の黒字決算となり財政調整基金に1億9,700万円を積み立てております。また、公共施設整備基金に積み立てた実質3億円を合わせますと一般会計にかかる基金の総額は約34億3千万円となり大きく増加したところであります。地方債につきましては新たに4億5千万円ほど借り入れて年度末現在高は若干の増加となっておりますが26年度も中学校や学校給食センターの整備で借入額が大きくなっていますので今後の財政運営には注意をしなければならないと考えております。財政収支については1として財政収支比率、2つとして交際費負担比率、3つとして実質公債費比率いずれも前年度から減少しており良好な状態を維持しております。引き続き健全財政の運営に努めてまいりたいと考えております。

次に認定第2号 平成25年度国民健康保険特別会計決算につきましては、加入被保険者数が引き続き減少傾向にあり前年度比較4.7%の減少、国保税についても4.6%の減少となりました。保険給付費につきましては前年度と比較してマイナス18.9%と大きく減少しております。これによりまして歳入総額6億9,805万7,449円、歳出総額6億5,940万3,460円、差し引き3,865万3,989円の黒字となりそのうち2,000万円を基金に編入し残りの1,865万3,989円を翌年度繰り越しとしたところであります。国保財政調整基金の年度末現在高は8,733万2,021円となっております。

次に認定第3号 平成25年度後期高齢者医療保険特別会計決算につきましては、歳入総額6,843万1,800円、歳出総額6,842万2,900円、差し引き8,900円を翌年度に繰り越しますがこれは平成26年度会計において保険料を北海道後期高齢者医療広域連合へ寄付するための財源となるものであります。

次に認定第4号 平成25年度介護保険特別会計決算について申し上げます。平成25年度の要介護、要支援の認定者数は前年度比5.5%の増加、保険給付費では前年度比12.8%増加しておりますなかでも居宅系サービス費が大きく伸びている状況にあります。これによりまして歳入総額4億7,061万9,307円、歳出総額4億6,596万5,506円、差し引き46万3,801円となりこれを翌年度繰り越ししたところであります。介護給付費準備基金の年度末現在額は6,101万7,425円となっております。

認定第5号 平成26年度簡易水道事業特別会計決算につきましては、水道使用量が前年度と比較して3.4%減少いたしました。決算額は歳入歳出ともに4,822万2,25

0円となっておりますが水道使用量など事業収入を充ててもなお不足する財源につきましては一般会計繰入金で措置しているため歳入歳出同額の決算となるものであります。

次に認定第6号 平成25年度下水道事業特別会計決算につきましては、引き続き公共下水道事業と特別排水処理事業を実施してまいりました。今年度は施設の修繕や更新、不明流入水の調査を実施して長寿命化を図るとともに昨年に引き続き下水道狭量区域拡張工事に伴う環境施設工事を実施してきたところであります。決算額は歳入歳出ともに2億3,972万2,899円となります。これは歳入の不足額を一般会計から繰り入れしているため歳入歳出同額の決算となるものであります。

最後に認定第7号 平成25年度美深町水道事業会計決算の概要について説明を申し上げます。住民の快適な生活に直結している水道事業につきましては常に正常で安全な水を安定的に供給するために水量の確保と水源保全に留意しながら事業の経営効率化に努めてまいりました。建設改良工事につきましては計量法に基づく量水器取り換え工事と消火栓新設、更新工事を実施しております。財政面では収益的収支で1,035万1,697円の純利益が生じ年度の利益剰余金は9,719万1,977円となった次第であります。また、資本的収支につきましては1,490万2,217円の不足が生じましたが内部保留資金等を持って補てんしております。この結果、翌年度繰り越し現金は2億9,297万2,298円となった次第でございます。

以上、平成25年度美深町一般会計特別会計及び水道事業会計の決算概要について説明をいたしました。

よろしくご審議いただき認定いただきますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 認定第1号から認定第7号についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければ終了致します。

お諮りをいたします。

本件については議長及び8番林君を除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置しこれに付託をして審査をしたいと思いますがご異議ございませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、本件については9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置しこれに付託し審査することと決定しました。

お諮りをいたします。

只今設置をされました決算審査特別委員会の委員の選任は委員会条例第6条第1項の規定により議長及び8番議員を除く9人の委員で構成をしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、決算審査特別委員会の委員は小口君、藤守君、藤原君、南君、中野君、山本君、諸岡君、岩崎君、齊藤君の9人に決定をいたしました。

これから暫時休憩をいたします。

再開は5時25分といたします。

休憩 午後 5時12分

議長から委員会条例第8条の規定により決算審査特別委員会を招集します。正・副委員長の互選及び決算審査の日程の決定についてお願ひいたします。

再開 午後 5時23分

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

諸般の報告を申し上げます。

休憩中に決算審査特別委員会が開かれ正・副委員長の互選ならびに決算審査の日程を決定しその結果が議長に届いております。委員長に齊藤君、副委員長に山本君が就任しております。

決算審査特別委員会の日程は9月10日、11日の2日間と決定をいたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第10 報告第5号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 報告第5号を議題といたします。

総務住民常任委員会ならびに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過ならびに結果について報告をいただきます。

総務住民常任委員長。

○4番（南 和博君） 総務住民常任委員会から所管事務調査の報告をいたします。本委

員会は下記の事件について閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定により報告する。

調査事項、包括ケア事業の現状と課題。調査方法、調査。調査日、平成26年7月25日。調査の目的、介護保険制度改革に伴うわが町の今後の対応と予防から介護までの地域包括ケア事業の現状と課題について調査するものであります。調査の内容については資料を添付しておりますのでご一読いただきたいと思います。

調査のまとめを朗読をもって代えます。

美深町における包括ケア事業は町内医療福祉事業者及び行政が連携システムを構築しているが現状として十分に連携が図られている状況ではない。特に、美深厚生病院の協力が医師不足、看護師不足の現状から患者や家族に対して十分な体制整備が図られるには至っていない。町の基幹病院として位置づけられている以上また赤字補てんを運営費助成として手厚く支援している現状から行政からも強く協力体制について要望していくべきである。また、民間診療機関についても協力態勢をいまいちど精査して町民の安心安全の確保のために何が必要かを協議することも必要である。今回の介護保険制度の改正により、訪問型通所型サービス（要支援1・2）生活支援サービス、介護予防支援サービスは地域自治体にサービス運営が平成30年3月にはすべての事業を移行しなければならぬため財政面や地域包括支援センターをはじめとする人員面さらには施設整備等において対応策が急務である。国の指針としては地域ボランティア等の活用でこれらサービスを運営することになっているが自営業者、農業者、地域住民の高齢化ではマンパワーに限界がある。また、施設居住系サービスの入居体系待機者が恒常に50名程があり今後要介護者が増加する推計をみれば民間活力を活用するなどしてサービス付き高齢者住宅の建設・増設支援策を実施すべきであり、さらに、介護福祉にかかる従事者の職務環境を図るとともに在宅介護家族の精神的・肉体的負担の軽減と支援策の拡充に取り組むべきである。近年の統計では美深町から年間280人ほどが転出し、うち10%が65歳以上であり今後団塊世代の指定がこれまで以上に町外に侵食している世代背景から考えると団塊世代の介護認定者の取得例（制度改革でサービス付き高齢者住宅の対象となる）がますます増える可能性が高い。そのことは、わが町の人口減はもとより介護保険給付費等の財政負担につながりゆいしき事態である。まちづくりの観点からも早急な対策が必要である。わが町の実情にあつた包括ケア事業の展開を考えると在宅介護・介護予防事業等においてはボランティアとして従事してくれる人不足もあり地域住民によるボランティアについても有償化を図り一定の対価を還元していくべきである。また、保健推進員の包括ケアシステムの1人としての明確な位置付けも必要である。いずれにしても施設整備等とあらゆる対応策をミックス多

様性のあるシステムが必要と思われる。

以上でございます。

○議長（倉兼政彦君） 只今の南委員長の報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

次、諸岡産業教育常任委員長。

◎ 7番（諸岡 勇君） 所管事務調査報告。

本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第 77 条の規定により報告する。調査事項

- （1）学校給食センターの進ちょく状況について。
- （2）新たな農業、農村政策について。
- （3）農業振興センター事業計画と運営状況。

調査の方法、聞き取り調査、現地視察。調査日、平成 26 年 7 月 28 日。調査の目的、

（1）教育活動のひとつで学校給食が来春から実施する食事の提供で健康増進や体位の向上を目指し正しい食習慣の形成と好ましい人間環境の育成を目指すもの。進ちょく状況、食材調達、エネルギー対策などの調査を行う。（2）平成 25 年 2 月に新たな農業、農村政策が始まり経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払い制度の創設などがある。当町農業者に与える影響など調査。（3）美深町農業振興センターの事業計画、運営状況と企業誘致会社利用中止後どのように運営するのか。

調査の内容については記載をしておりますので一読してください。

14 ページの調査のまとめを一読しましてご承認をいただきたいと思います。

- （1）学校給食センターの進ちょく状況について。

学校給食準備委員会は 8 月末に第 9 回会議を開催し解散となる。給食開始までのスケジュールの中で学校給食運営委員会が平成 27 年 4 月に設置となっているが、運営方法、給食費などの意見をどう反映させるのか疑問がある。運営委員会の開催は年 1 回程度とし準備委員会などの重要なものは規則で謳うので問題はないと考えること。また会計方式は公会計で行う予定。給食の問屋と町内業者の比較で給食費 1 食当たり 20 円から 30 円の違いがある。委託は配送のみで他は直営となる。美深産牛肉を年 1 回程度使用するなど地元食材を使いたいが納入価格がネックとなる。地場のものの種類も少なく冬機関で地元にならぬものなどは道内産指定で取り寄せたい。養護高校では地元産品が結構使われており参考したい。味噌は趣味範囲の製造で給食納入できないか検討中だが基本的には食材の証明書の添付がないと給食に使用できない。アレルギー対策では好き嫌いで申告されても困る

ので医師の診断書が必要である。緊急対応で1名の児童がいる学校、保護者との連絡を密にして対応する。

(2) 新たな農業、農村政策について。

国が試算した30年以降のシミュレーションでは所得13%増であるが北海道では食・飼料用米が相当量収穫した場合の試算でありその通りにはならないと思う。イエスクリーン米など品質アップによる販売単価を上げていく努力が必要である。美深の加工用米の面積は221丁歩でうち17丁歩で年々増えてきている。国は情報を流すだけで生産者自身の対応にかかる農協などが中心となり、ある程度調整されていると思われるが農協も厳しい政策と認識しているようで新たな農業、農村政策について課題は多いと考える。日本型直接支払い制度の創設で老年者の多い営農集団、自治会では難題であるものの将来的には水路、農道などの維持管理まで団体対応の対象事業であり土地面積×単価で限度額が決まっているが敷島、吉野、斑渓、川西、西紋などの取り組に期待をしたい。

(3) 農業振興センター事業計画と運営状況。

土壤診断の水田件数が平成24年と比べて平成25年の件数が多いのは特別栽培米申請要件による増。食肉加工の内容でチョウザメの燻製での使用がある。臨時職員の職員確保を試験的に行った。食肉の関係で勉強会の開催がされた。生産者からも要望が出ていないが加工產品の発掘に努力することに要望する。

以上報告とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 只今の諸岡委員長の報告について質疑を行いますがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ以上で報告を終わりといたします。

◎ 日程第11 休会日の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 休会日の決定を議題といたします。

9日から11日までは議案審査ならびに決算審査特別委員会のため休会としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、9日から11日までは休会といたします。

以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時35分

平成 26 年第 3 回定例会
美深町議会会議録

第 2 号 (平成 26 年 9 月 12 日)

◎議事日程 (第 2 号)

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 認定第 1 号 (平成 25 年度美深町一般会計決算の認定について)
- 第 3 認定第 2 号 (平成 25 年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について)
- 第 4 認定第 3 号 (平成 25 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について)
- 第 5 認定第 4 号 (平成 25 年度美深町介護保険特別会計決算の認定について)
- 第 6 認定第 5 号 (平成 25 年度美深町簡易水道事業特別会計決算の認定について)
- 第 7 認定第 6 号 (平成 25 年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について)
- 第 8 認定第 7 号 (平成 25 年度 美深町水道事業会計決算の認定について)
- 第 9 議案第 38 号 (美深町町有林野管理条例の一部改正について)
- 第 10 議案第 40 号 (平成 26 年度美深町一般会計補正予算(第 7 号))
- 第 11 議案第 41 号 (平成 26 年度美深町介護保険特別会計補正予算(第 1 号))
- 第 12 議案第 42 号 (平成 26 年度美深町水道事業会計補正予算(第 1 号))
- 第 13 意見書案第 3 号 (地方財政の拡充を求める意見書案)
- 第 14 意見書案第 4 号 (手話言語法(仮称)の制定を求める意見書案)
- 第 15 意見書案第 5 号 (道教委、新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子供の実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案)
- 第 16 意見書案第 6 号 (林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書案)
- 日程第 17 議員派遣の件
- 日程第 18 承認第 3 号 (閉会中の所管事務調査の申し出)

◎出席議員（11名）

1番 小口英治君	2番 藤守千代子君
3番 藤原芳幸君	4番 南和博君
5番 中野勇治君	6番 山本進君
7番 諸岡勇君	8番 林寿一君
9番 岩崎泰好君	10番 齊藤和信君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 渡辺英行君	住民生活課長 羽野保則君
産業施設課長 木戸一博君	会計管理者 吉田克彦君
総務グループ主幹 川端秀司君	企画グループ主幹 草野孝治君
生活環境グループ主幹 後藤裕幸君	保健福祉グループ主幹 望月清貴君
税務グループ主幹 山崎義典君	農業グループ主幹 中江勝規君
施設グループ主幹 杉本力君	管理グループ主幹 南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長 宮原宏明君	教育長 石田政充君
教育次長 玉置一広君	教育グループ主幹 桜木健一君
教育グループ主幹 大堀裕康君	幼児センター長 清水目桂子君

◎農業委員会

事務局長 木戸一博君

◎監査委員事務局

事務局長 長谷川 浩君

◎議会事務局

事務局長 長谷川 浩君 事務局副本幹 角田敏彦君

開会 午前10時00分

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11名全員です。

定足数に達しておりますので只今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行なわせます。

長谷川事務局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

決算審査特別委員会が休会中の10日、11日の2日間の日程で開かれ付託事件の審査を終了し委員会報告書が議長あてに提出されており本日の会議に付議しております。

次に、追加議案について申し上げます。

議会側から意見書案4件、議員派遣1件、承認案件1件の合計6件です。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第2 認定第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2乃至日程第8、認定第1号 平成25年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 平成25年度美深町水道事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

本件、認定第1号乃至認定第7号は決算審査特別委員会に付託をしておりましたが委員長から審査が終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過と結果について一括して報告をお願いいたします。

10番 齊藤君。

○委員長（齊藤和信君） それでは認定第1号乃至認定第7号について決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

平成26年第3回定例会において本特別委員会に付託されました認定第1号 平成25年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 平成25年度美深町水道事業会計決算の認定については去る9月10日、11日の日程で町側から提出されました各会計決算書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、ならびに決算説明書、主要政策評価調書、監査委員意見書等に基づき理事者ならびに職員より説明を受け審査を行いました。審査の経過につきましては議長ならびに監査委員を除く全議員で構成する特別委員会で行

いましたので省略させていただきます。審査の結果、認定第1号乃至認定第7号については全員賛成で認定すべきものと決しました。

以上報告を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告は認定第1号 平成25年度美深町一般会計決算の認定についてから認定第7号 平成25年度美深町水道事業会計決算の認定については全員賛成で認定すべきものとの報告であります。決算審査特別委員会は議長及び監査委員を除く全議員で構成する委員会です。従って、質疑・討論を省略し採決を行います。

◎ 日程第2 認定第1号

○議長（倉兼政彦君） まず、日程第2 認定第1号 平成25年度美深町一般会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、認定第1号 平成25年度美深町一般会計決算の認定については認定することと決定をいたしました。

◎ 日程第3 認定第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 認定第2号 平成25年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、認定第2号 平成25年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定については認定することと決定をいたしました。

◎ 日程第4 認定第3号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 認定第3号 平成25年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、認定第3号 平成25年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定については認定することと決定をいたしました。

◎ 日程第5 認定第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 認定第4号 平成25年度美深町介護保険特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、認定第4号 平成25年度美深町介護保険特別会計決算の認定については認定することと決定をいたしました。

◎ 日程第6 認定第5号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 認定第5号 平成25年度美深町簡易水道事業特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、認定第5号 平成25年度美深町簡易水道事業特別会計決算の認定については認定することと決定をいたしました。

◎ 日程第7 認定第6号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 認定第6号 平成25年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、認定第6号 平成25年度美深町下水道事業特別会計決算の認定については認定することと決定をいたしました。

◎ 日程第8 認定第7号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 認定第7号 平成25年度 美深町水道事業会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、認定第7号 平成25年度美深町水道事業会計決算の認定については認定することと決定をいたしました。

◎ 日程第9 議案第38号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第38号 美深町町有林野管理条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第38号に関し質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号 美深町町有林野管理条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第38号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第38号 美深町町有林野管理条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第10 議案第40号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第40号 平成26年度美深町一般会計補正予算第7号を議題といたします。

これから質疑を行います。

10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 民生費のぬくもり助成事業ということで今回当初予算では燃料購入費一時補助費ということで上がっていた中で、昨年度もこのような形であげていますが本年度も2年続けてこのような形で変わっているのですがどのような経緯でぬくもり事業の方にシフトを転換されたのか経緯をお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） ぬくもり助成事業のご質問でございますが、昨年も同様の傾向がございますけれども例年当初予算といたしまして生活保護世帯についての暖房用燃料費購入一時金ということで当初予算を見ているものでございますが、本年につきましても消費税の引き上げについては臨時福祉資金等の対応でございますけれども景気がこのところ持ち直しているということも一部ありますけれども本町のこういった地域においては実感が乏しいと、さらに灯油価格につきましても現在高止まりの状況があります。昨年の同期から見ても高い状況が認められておりまして今後さらに上昇することが考えられております。さらに、電気料金の値上げ等このような情勢の中でこれから冬に向かう中昨年にもました厳しさが見込まれるところでございまして本年度についても低所得者世帯に対する福祉的な措置として冬期間の生活費の一部を助成したいというものでございます。

○議長（倉兼政彦君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） そのような経済状況とか流れというのはおおむね3月あたりで

も消費税の値上げ等もわかったわけで昨年でも灯油の価格の上昇率も踏まえているのであれば当初予算からこのような形の予算付けができなかったのか、それにはやはり道の補助の地域づくり総合交付金という50万円入ってくる中で歳入と支出のバランス、補助の対象とで当初からそのような組み方をすることができないのか再度その辺をお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） 昨年の補正をした際にも申し上げているところでございますけれども、これらにつきましては消費税の引き上げにつきましても臨時福祉給付金という国の対策・対応が実施されてきているものと考えますし、灯油の傾向についても見極めていきたいということで昨年も答弁ではその時点で検討していきたいということで、今年度についても当初については燃料の一時扶助ということで最近の動向を考えた中でやはり本年度についてもぬくもり助成を実施したいと考えております。それから道の助成につきましては昨年実績としてはあるわけですが今後道の方に手続きをとっていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） そうすると今後手続きをとることの中で昨年度は50万円ですね。今回このような形で窓口対象を増やして大きく補助をすることによって道の助成対象といいますか地域作り総合交付金というのは全体の大枠の中でこの中では50万ということで事務報告書には載っているのですがこの交付金というのが若干変わる可能性というはあるのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） 道の動向についてはまだ手元にございませんのでまだこの交付金に対する金額については答弁できない状況でございます。ただ、昨年と同様であれば相当の補助を受けていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 11ページ商工業担い手支援補助金の関係ですけれども、説明があったのですけれども今一度内容の説明と、改めてこれまでの実績それからこの後いろいろまだ要望があると思うのですけれどもその辺の動きを聞かせていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） 提案説明では大変有効に活用いただいているということで事業申請に対する追加予算という形になっております。それで、この商工業担い手支援補助金につきましては昨年度末条例を制定して本年度はじめての事業ということで申

請の見込みが立たないということで当初予算で1,000万円の予算措置を議会と相談して決定させていただいて進めていたところ、これまでの実績としまして新規開業の認定が3件、事業の承継認定1件、人材育成認定8件、人材育成の部分は新規雇用で3件の実績、それと資格取得ですとか研修これで2件の実績ということで合計延べですけれども事業者延べ12件の実績がございます。それで、今後の見込みでございますけれども、この12件で1,000万円の予算がいっぱいになってしまったということで今は人材育成の関係で認定が新たに1件、それと人材育成の中で新規雇用が5件7人の申請の見込みということになっております。あと新規開業については商工会事務局での相談案件が2件、事業継承につきましては相談案件が2件ということでこの部分が流動的になっておりましてこの4件すべてが決まりましたらさらに12月の補正の可能性も出てくるということでその時にご相談したいと考えております。今のところ最低限必要な新規の部分についてとりあえず今回追加の分で見込んでおりまして710万円、人材育成の部分につきましては新規雇用5件7人、それと資格の取得等を見込みまして710万円今後の見込みとしているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 総務住民常任委員会でも審査をしてこの条例が有効に使われていると安心しているのですけれども、近年の条例の中では非常に有効性があって素晴らしいと思っているのですが、今いろいろ説明があったのですけれども商工業の対象の方々から今回の条例は初めてですけれども内容なり要望みたいなものは対象の方々から意見はどういうものがあるのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） 要望の内容といいますか改善に関する部分でしょうか。一応年齢要件につきましては条例で定めておりますけれども概ねという形で条例で謳いましたのでそのへんで事業主さんの方からは助かるといいますか見ていただいているので何とか審査の段階で調整可能かとみております。あと、事業所さんの小規模事業者の定義、この部分で美深の町でも小規模事業者に入らない大きな中規模の事業主さんが対象にならない部分、もしもそういう申請案件についてあった場合、いまだ相談等はないのですけれどもそういった場合その辺の大きな企業については対象にならないのだということがありますけれども、すぐそれを改善してくれというところまでは行っていませんけれどもこれまで2回審査会を開いております。審査会はただ審査をするだけではなくてこの条例等運営に当たっていろいろ委員さんから意見等を伺うことになっておりますのでそういった機会に意見等がございましたら今後検討していくなければならないのかと思っていると

ころでございます。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 聞いた話ですけれども、審査を経て認定を受けるのですけれどもそのへんのスピードアップをもう少ししてくれないかという話も聞いているですが、その辺はどのように捉えてどのように改善していこうと考えておられるのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） 認定の部分につきましては条例上2カ月前に認定申請をあげてもらうという形になっていますので、認定がバラバラに出てきて毎月のように審査会ということにはならないかと思っています。今回初年度ということで2カ月前の申請について申請者に不利益にならないように対応しておりますので条例の周知等々があつて直前に申請した方等々も受け付けております。そういう部分もございましてなるべく事業を開始するのに支障がないように審査会は開いておりますのでケースバイケースで急ぐ場合にあってもしっかりした事業計画書を作ってもらわなければ申請審査もできませんのでそういう形で条例通り2カ月前に申請をしていただければ開業に支障がないような形で審査会は流動的に調整して開催していかなければと思います。あと、人材育成の関係につきましては資格取得ですとか研修につきましては年間で事業主さんがそういった指定資格取得を従業員にさせるとか研修を受けさせるという計画があれば年度当初にあらかじめ申請していただければすぐ事業実施前に決定できると思いますので、認定なしにいきなり申請ということにはならないということでその辺は今後周知徹底して理解が得られれば解消されるのかと思っていますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 11ページです。観光協会の物置の整備工事請負ということでSUN21の場所または物置の関係について説明をいただいたところですが、行灯の倉庫に収納しているものなどもそうですしバス会社のところも物置になっていまして右側の事務所のような二階の辺も物置になっていようであちこち物置だらけのような気がするのですが、どの程度きれいになるのか。行灯をやりながらあそこで流しを使ってみたら何年か前の残飯で水が流れないわけです。私が全部掃除をしたのですけれども、物置をあの様な状態にしていったら詰ってしまうのではないかと思うのですがこれは今回の請負費等でどの程度改善していくのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） 今回まさに物置の整備につきましてはイベント館の行灯を収納するスペースに備品を置いているということで、特に6月・7月、第2・第3・

新生・第4・第5の組みねぶた7機があります。それと行灯に伴う太鼓の台車2機、9機が入っています。その両脇に椅子が300近く配置されているのと、また奥の方にブロックですとか焼き鳥用のテントですとかが入っていて行灯製作の作業に支障があるのでなんとかしてほしいという強い要望が自治会の方からございまして観光協会としても頭を痛めていたところです。今回はこのスペースにある主に椅子ですとか先ほど言いました焼き鳥用のテントそれとブロックこういったものを新たな物置の方に移動して主にこれは貸し出し用に使っていきますのでイベント館の北にあったり南にあったりして出し入れが大変不便です。それと白いテーブルと野外用で焼き物に使う木製のテーブルも併せて100台近くあります。これがイベント館の備品庫に入っていて狭くなっていますのでこれらは新しい物置の方に移動してイベント用に貸し出しますとか出入りが多いものをまとめて物置の方に整理をしていければと思っております。それによって今の南側の備品庫が開けば流したとか階段のところに置いてあるものをいくらかは整理できるのかと思います。流し等につきましては使われた方に掃除をしていただくことになるのかと思っていますので、引き続き気付きましたらご協力いただければありがたいと思っていますので観光協会の方にもお伝えしておきますけれども、そういったことで主にイベント館の行灯のスペースにある備品を整理するのと備品庫の長テーブルを収納して貸し出し用等の備品を一本化してひとつの物置で貸し出ししやすい形にしていきたいと思っておりますのでご理解よろしくお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 大分きれいになりそうな説明なのですが、もちろん大事でありますあとからも質問をしたいのですが、今の行灯の収納庫は当初は展示をしてあるものを見ていただくと、今回はゲリラ豪雨がありまして行灯の全てがだめになったような気がするのですが、それでも盆踊りに使っておられるということで立派だなと思っていますがまたその時にも雨が降りましたさらに追い打ちをかけたと思っていますが、いずれにしても本来のあそこの行灯の収納にはどう戻っていくのかと。鍵も確かに預かっている場所、JRで預かったときもあるのですが今はどのようになっていて展示はしないのかどうか、恥ずかしくてあの物置は見せられないと思ったのですがその点はどう改善されたのか再度お伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） 展示の部分でございますけれども、今年は雨続きで行灯もほとんど破けてしまったということで中を見せるに耐えない部分もあるのかと思っていますが、従来は視察ですか見せてほしいということがありましたら観光協会の方で

見学の対応をしていたと思います。また、相当前になりますけれども看板等を設置してシャッターを開けて一定期間見られる期間をつくった経過もあるように伺っております。今回新年度以降になると思いますけれども物置等で見られるような環境になればその辺につきましては観光協会内部で協議をしていただいて行灯のイベントだけではなくてその後のイベント館の有効活用等を含めて委員さんもそういった発言の機会はあると思いますので相談していければと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 収納等も表彰が終わった後ここにそれぞれ入れますという時代もあったわけです。順位を付けた時代もありまして、そういうことで収納をしていったわけです。そういうルールもだんだん惰性に任せて観光協会の事務局が毎回指示を出しているという状況ですが、なんとなくしまうときに大混乱しながらしまっているという状況なのでその辺ももう少し別なところに収納されるということですからルール的なものを再現してはどうかと。それから流しの汚れの感覚がまだ残っています、あれは専門家がやらないとダメなのではないかと、家庭では考えられないくらい錆もひどいわけです。使うのは全町内会が使うわけですから、それらがみなさん使った人がきれいにしていくのが本来でしょうがそこも使う人がやるべきだといわれてもこれはきれいにならないと思います。どなたかシルバー人材等にお願いをしてきれいにいかなければ新しいものもすぐ古くなってしまうのではないかと、汚物などの整理をしていかないと錆びていってしまうわけですからこういったものの手入れが必要ではないかと思いますがどうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） 物置の質問がとんでもない方に行ってしまいましたが、使用者のモラルという部分が1番かと思います。使い終わったら掃除をしてもらうということで、使い終わったら毎回シルバーにお願いをするとなりますと余計な経費がかかってくるということもございますけれども、今の話だと相当ひどくて錆までいっているのではないかと、この施設の建設は平成8年ですから20年までは経っていませんけれども相当期間がたっていることも事実でございますけれども、その辺は管理している観光協会の方に申し伝えながら使用者への注意、モラルについても周知しながらあまりひどいようでしたらきちんと清掃するということも気にしながらできるように申し伝えたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 11ページと13ページにわたりまして衛生費の中の修繕費なのですけれども、暖房機器の部品の交換ということで37万円ほど経費を見ております。

それと同じく COM100 の運営費の中の冷暖房機の修繕費が出ているわけですけれども、本体が何年経過しているものなのか、そして、本体はいくらぐらいのものだったのか、この経費をかけて修繕をしてどのくらい持つものなのかその辺を教えていただきたいのと、それから、学校給食費の中で消耗品費を学校給食センターの備品購入に項目を改めたところですけれども、消耗品と備品との位置づけはどういう形で位置づけをして消耗品にあたるものが備品になるのか、備品にあたるものが消耗品になるのか、そういう経過をどこで選定をしてこういう形にするのか、例えば、包丁だとかお鍋だとかそういうものが備品になるとは考えられないのですけれどもそういうものが備品になるのか、あるいは食器が備品になるのか、そういう位置づけはどこでされるのかお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） 1 件目の保健センターのボイラーの関係でございますけれども、このたびの故障につきましてはボイラーの本体ということではなくてボイラーを制御する温度設定をするために燃焼制御をする装置が異常になっておりましてその交換をしたいというのでございます。本体自体はまだ何とか稼働しておりますので保健センターにつきましては平成 5 年に建造されておりますので 21 年ほど経つ状況です。それと、申し訳ありませんがボイラー全体については建設工事の中で行なっております今手元には価格はございません。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 藤守さんにお伺いいたしますけれども、備品と消耗品の区別がはっきりすればよいわけですか。給食センター内の話をされているのでしょうか。

2 番 藤守君。

○2 番（藤守千代子君） 備品が消耗品に変更になりましたね。その選定をどういう形で備品なのか消耗品なのか、どこで決めたのかということです。

○議長（倉兼政彦君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 最初に文化会館 COM100 の修繕費の関係です。文化会館は開館 15 周年経っておりまして今回修繕するものは屋外にある冷温水器の冷却棟というのが COM100 の南側に 2 棟あります。そのうちの 1 棟が経年劣化と雪害等によりましてベルトカバーですとか外にむき出しになっているものの分が破損して今回修繕します。2 棟あるもののうち 1 棟の破損が激しいということで今回修繕をするものでございます。今 15 年経って 1 棟がここ数年雪の降り方ですとかということで破損が激しいこともあります。今 15 年経って 1 棟がここまで 15 年もったということで破損が激しいことによってまた相当な期間持つかと判断しています。

○議長（倉兼政彦君） 玉置教育次長。

○教育次長（一広君） 消耗品と備品の区分の関係ですけれども、これにつきましては財務規則の中で物品の分類ということで示されております。その中で備品については基本的に1万円以上、そして品質とか形状が変わらなくて償還期間が長いものというものを備品として扱っているということでございます。今回、消耗品から備品に科目替えをするという予算をあげているわけですが中身的には学校給食で提供する食管、ご飯やおかずをいれる食管です。当初、償却期間が毎日使うものですからそれほど長くないのかと考えまして消耗品という扱いにしていたのですが、その後いろいろメーカーとの打ち合わせの中で10年程度は持つだろうということから今回備品に振り替えさせていただくということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 暖房機器の話で、今回保健センターの方は温度設定の部品が故障したためにそこの修繕だと、これが修繕することによって何年ぐらい持つものなのか、またCOM100の冷房機は1機だけまるごと修繕するのか、また来年ももう1機の方も改修していくかなければならない時期にきているのかその辺についても伺います。もう15年経過しているわけですけれども年々こういう形で備品の修繕費が出てくるのではないかと思うのですけれども、多額のお金をかけないためにはどのような点検をしているのかということもお聞かせ下さい。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） 今回はボイラー本体を制御する機器の異常ということでその交換ということでございますが、通常ボイラーについては20年ほどもつかと考えておりますので制御盤についてもその程度もつものと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 2棟のうち1棟を修繕するということなのですけれども、もう1棟については修繕することまでにはなっておりませんし、その辺も確認して今回1棟の破損が激しいということで今回修繕します。COM100全体で施設が大きいものですから委託料でメンテナンスをしております。そのメンテナンスの中で今回経年劣化に雪害が重なって破損が激しくなったのですけれども、きちんと定期的に確認をしながらしておりますから今回はたまたま雪害等を確認できなくてこの時期になったのですけれども、残りの1棟についてはまだ修繕するには至っておりません。COM100全体も決算委員会等でもお話しをしましたけども15年たっていろいろなものが交換時期ですか修繕にかかるものが出てきております。ただ、大きなものの修繕ですが更新時期ですか

か年次計画とかをたてながらしなければならないですし、今回のように緊急的に修繕が必要なものについては今回のように補正ですとか当初予算等で対応しながらやらなければならぬと思いますけれども、いずれにしても今後大きな修繕が見えてきておりますのでそれを含めて教育委員会の方で計画だとかを立てながら対応していきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 11ページの商工業担い手支援補助金の関係でお聞きしたいと思います。先ほどから同僚議員のお話しもありましたように効果のある条例を作りしっかりと活用されているということは私もうれしく思う1人ですが、ある方からこんな相談を受けたのですが、実はこの方はすでに仕事をやめられている方でありますて、何とかそこを自分の代だけで終わらせたくない気持ちなのだと、ただ、人を探すのはなかなか難しいという話をされておりまして、今のこの条例の具体的な展開の中では申請をされそれを受理してという形になるのですが申請以前の問題としてマッチングといいますかなんとかそこに新しい人が欲しいと、それが町内であればよいのだけれども広く全国的に呼び掛けてそういう方が入ってくれないかと、具体的な動きがあればそれは有効に働くのかとその話を聞きながら思ったのですが、その辺の取り組みが始まっていますけれども相手方商工会ともあるのでしょうかけれども今どのような取り組をしているのか、そして今後どうされるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） 私先ほど審査会で説明しましたけれども正式には商工業担い手支援委員会という組織がございましてこの組織の中で審査に関する業務を業務分担しておりますけれども、実はこの委員会は審査だけではなくてこういった条例の助成措置に関する事務、それと今ご質問のございました条例にかかる情報提供、それと紹介業務、経営支援に関する事務、ということでそれぞれ業務を要項で謳っております。この委員会の事務局の方は役場の総務課なのですけれども、それぞれ商工会の事務局も併せて担当ということで要項で定めておりまして、この間1件の方が、せっかく工房を持っているので何とか若くしてやってくれる人がいたら引き継ぎたいという相談も受けています。そのへんは商工会の方も把握しております。ですから委員会の中で今言った部分等も今後数件こういった案件が出てくればアピールして担い手を公募するといいますかそういったやり方等も視野に入れる必要も出てくるのかと思っております。なかなかマッチングの部分が難しい部分もございますけれども、こういった委員会の中で対応しながらそういうことも協議する場はもっておりますので、あとは実際にどういった形で動くのかというこ

とであくまでもこの要件は商工会員ということがございますのでメインとなっている商工会事務局の中で見ていただくのが1番かと思いますけれども、その辺この委員会は町、商工会それと北洋銀行さんと北星信金さんにも金融機関ということで委員に加わっていただいておりますのでそういう委員会の中で相談していければと思っておりますのでご理解をよろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

8番 林君。

○8番（林 寿一君） 只今の関連でありますが、商工業担い手補助金とその上の商店街活性化利用ですがこれは地方債の利用をしているわけなのですがその理由はどういうことなのか。それから先ほど説明がありました今後もまた12月に補正が出るのではないかという話ですがそれも地方債の運用の考えでいるのかその点をお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 川端総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 地方債の関係でしたので私の方からお答えいたしますけれども、まず、メニューとしては過疎債の中のソフト事業という部分に該当するものでございます。これらにつきましては以前はハード事業だけが過疎債の対象になっていたのですが最近はソフト事業も過疎対策として多いということで事業が対象になってきております。ただ、ハード事業につきましては取り上げられる事業も多くあるのですが枠があって該当しないことがあります。ソフト事業の方はそれとは逆に若干配分の枠にも余裕があることもありますので、ハード・ソフトあわせて有効に活用したいという点で今回はハード・ソフトの事業について過疎債のソフトを使いたいということあります。交付税で充当率も非常に大きいので有利な起債かと考えております。まだ若干余裕があると思いますので増えたら増えた部分は対応できるかと今のところ考えております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 今回の補正予算の中に土木施設災害復旧費が盛り込まれておりますけれども、当初の説明では次年度に繰り越すだろうという見込みの説明があったのですけれども、今後まだ冬に向けて雨も降る季節もありますし冬を越す中でそのへんの状況というのが悪化しないかどうか心配するのですがこのへんに関しては今年手をつけるものがあるのかどうか、そして来年度繰り越しに向けてその辺のことを十分心配される部分はないのかその辺を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 杉本施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） ほとんどのものは次年度に工事の復旧は考えております。この予算に今回挙げた箇所についても来年度ということで、ただ、今年度について

は冬だとかこれから雨を想定しまして若干それに大きく被災がならないような対策を施したのち越年するということでございます。ただ、この工事請負費以外についても考え方はすべて同じような考えでこれから工事をやるということは時期的に無理ですし来年度雪が解けてから本格的な復旧をやっていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければこれにて質疑を終了致します。

これから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号 平成26年度美深町一般会計補正予算第7号を採決いたします。

議案第40号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第40号 平成26年度美深町一般会計補正予算第7号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第11 議案第41号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第41号 平成26年度美深町介護保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行いますが討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決いたします。

議案第41号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第41号 平成26年度美深町介護保険特別会計補正予算第1号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第12 議案第42号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第42号 平成26年度美深町水道事業会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号 平成26年度美深町水道事業会計補正予算第1号を採決いたします。

議案第42号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第42号 平成26年度美深町水道事業会計補正予算第1号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第13 意見書案第3号

○議長（倉兼政彦君） 日程第13 意見書案第3号 地方財政の拡充を求める意見書案を議題といたします。

本件の提出者は南君、賛成者は岩崎君、藤守君、林君、藤原君です。この際、提出者の南君から本件の趣旨について説明をいただきます。

4番 南君。

○4番（南 和博君） 意見書案第3号 地方財政の拡充を求める意見書の提出について朗読をもって説明をいたします。

地方財政の拡充を求める意見書案

政府の平成26年度地方財政計画は、

① 三位一体改革で生じた大幅な財政不足や景気悪化による税収減に対し地方交付税の法定率を引きあげるなど抜本的な具体策をとらず昨年に続いて地方交付税を削減する。

② 地方交付税法の目的・主旨に違反して行革を強要、誘導する算定方式を持ち込むものになっています。地方の財源不足を解消するために地方6団体も地方交付税の法定率引き上げなど抜本的な対策を求めていますが総務省の対応は特例加算や臨時財政対策債の発

行など一時的、臨時的な措置にとどまっています。また、総務省が今年度の地方財政計画で打ち出した地域の元気創造事業費では地方交付税の算定指標に地方公務員の人事費や人件費を除く経常的経費削減などの行革努力を反映させていますが、これは地方の固有財源である地方交付税の目的主旨に反して地方自治体にリストラと住民サービスの低下を押し付けるものです。緊急防災、減債事業も不要不急の公共事業ではなく、学校や福祉施設の耐震化など住民の安全・安心を守る政策に活用されなければなりません。老朽化した公共施設の除去に地方債を当てる政策も公共施設の統廃合を促進するのではなく耐震化や建て替えなど住民サービスを拡充するように執行されなければなりません。よって、本議会は国に対し地方自治の本旨に基づき地方財政の拡充を図るよう下記の事項について強く要望します。

記

- 1、地方自治体が憲法に基づき住民の福祉の増進（地方自治法第1条の2）を図る役割を発揮できるように十分な地方財源を保証すること。
- 2、地方交付税については三位一体改革で大幅に減らされた額を元に戻し、法定率を引き上げて地方の財源格差是正と財源保障の機能を果たすように拡充すること。
- 3、行革努力を反映する交付税の算定は地方交付税法の目的・趣旨に違反し地方自治体へ不当な介入を図るものであり撤回をすること。地方自治体職員の採用を妨げるような介入を行なわないこと。
- 4、緊急防災減債事業は不要不急の公共事業ではなく、住民の安全・安心を確保する施策に活用すること。
- 5、老朽化した公共施設は耐震化建て替えを行えるように財源を保証すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げて提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから意見書案第3号 地方財政の拡充を求める意見書案について採決を行います。
意見書案第3号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、意見書案第3号 地方財政の拡充を求める意見書案は原案の通り可決し、意見書を提出することと決定をいたしました。

◎ 日程第14 意見書案第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 意見書案第4号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書案を議題といたします。

本件の提出者は岩崎君、賛成者は南君、藤守君、林君、藤原君です。この際、提出者の岩崎君から本件の趣旨について説明をいただきます。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 意見書案第4号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出について意見書案の朗読を持って提案といたします。

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書案

手話とは、日本語を音声ではなく、手・指や体の動き・表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。音声が聞こえない、音声で話すことができないなど聴覚障害者にとって日常生活や社会生活を営むうえで手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。しかしながら、わが国で手話は日本語の習得を妨げるものと誤解され多くの学校で手話を使うことが制限されてきた長い歴史があった。国連総会において平成18年12月に採択された障害者権利条約の第2条に、言語とは音声言語および手話その他の形態の非音声言語をいう、と定義され、手話が言語に含まれることが明記された。わが国では平成19年9月にこの条約に署名したものの権利条約批准にあたり必要な国内法の整備が必要なため平成23年7月障害者基本法を改正し手話が言語であることを明確に位置づけた。しかし、この規定だけでは音声言語中心の社会からろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分であり権利条例で言語に関連して置かれているさまざまな規定に対応し、手話言語に関する手話を獲得する、手話で学ぶなどの権利を保障するためには専門法である手話言語法の制定が必要である。よって国においては手話言語法（仮称）を制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣の各位でございます。

議員各位のご賛同を賜りこの意見書可決をお願いするものであります。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから意見書案第4号について採決をいたします。

意見書案第4号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、意見書案第4号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書案は原案の通り可決し、意見書を提出することと決定をいたしました。

◎ 日程第15 意見書案第5号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15 意見書案第5号 道教委、新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子供の実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案を議題といたします。

本件の提出者は、諸岡君、賛成者は小口君、齊藤君、中野君、山本君です。この際、提出者の諸岡君から本件の趣旨について説明を願います。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 意見書案第5号 道教委、新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子供の実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出について意見書案を朗読して皆さんのご了解をいただきたいと思います。

意見書案

道教委は新たな高校教育に関する指針を平成18年に基づき毎年度公立高等学校配置計画を決定し高等学校の募集停止や再編、統合を行ってきました。これによって平成19年以降全道では現在までに20校が募集停止、または募集停止予定、17校が再編統合によって削減または削減予定されております。配置計画で再編・統合・募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じています。さらに、子供の進学を機に地元を離れる保護者も現れ過疎化を加速させ経済や産業・文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の意欲をそぐこととなっています。地元の高校を奪われた子供たちは遠距離通学や下宿

生活などを余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないという事態も報告されています。これからも新たな高校教育に関する指針に基づく配置計画が進めば高校進学率は9.8%を超える状況にありながら北海道の高校の約4.3%がなくなることになります。これはそのまま町の切り捨てひいては北海道地域全体の衰退につながります。従って広大な北海道の実情にそぐわない新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し中学卒業者数の減少期だからこそ学級定数の見直しを行うなど地域に高校を存続させていくべきです。そのためには地域の意見・要望を十分に反映させ地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度をつくり出していくことが必要です。

以上の趣旨に基づき次の事項を実現するよう強く要望します。

記

1・道教委が平成18年に策定した新たな高校教育に関する指針は広大な北海道の実情にそぐわず地域の教育や文化だけではなく経済や産業などの地域の衰退につながることから抜本的な見直しを行うこと。

2、公立高校配置計画については子供・保護者・地元住民など道民の切実な意見に真摯に耳を傾け一方的な策定を行わないこと。

3、教育の機会均等と子供の学習権を保障するため遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤回するとともに、もともと高校が存在しないで町村から高校へ進学する子供たちも制度の対象とすること。

提出者は諸岡 勇、賛成者は小口議員、齊藤議員、中野議員、山本議員であります。

意見書の提出先は、北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海道議会議長であります。

議員の皆さんのご了承をいただきながら意見書が採択されますようお願いを申し上げ提案に変えます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 中身のことではないのですが道教委という名称を正式な名前にするべきではないかと思います。私どもはやはり北海道教育委員会という名称で提出したほうが意見書を読んで下さる方も納得できるような気がするのですがいかがでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） これは上部機関から私どもの議会議長あてに来たものであります、そのうちの中でこの内容等については当美深町にも当てはまるものだと思いながらこ

の意見書を提出することに新たに決めたものであります、内容の上部からの機関も道教委という言葉を使っています。確かにご指摘のように北海道教育委員会というのが正しいわけでありますが、提出先などは北海道教育委員会委員長となっておりましてそういう点で省略されたことについてご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑を終了致します。

これから討論を行いますが討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論を終了致します。

これから意見書案第5号について採決を行います。

意見書案第5号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、意見書案第5号 道教委、新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子供の実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案は原案の通り可決し、意見書を提出することと決定をいたしました。

◎ 日程第16 意見書案第6号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16 意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書案を議題といたします。

本件の提出者は小口君、賛成者は諸岡君、齊藤君、中野君、山本君です。この際、提出者の小口君から本件についての趣旨を説明いただきます。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について意見書案の朗読を持って提案とさせていただきます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案

北海道の林業・木材産業は山村地域を支える基幹産業として発達し雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。しかし、山村では人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来集落はもとより自治体の存続自体が危ぶまれる事態も想定されている。一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で二酸化炭素を吸収・固定する森林、木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、わが国においては化石燃料への依

存が高まっており森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。国はこうした現状を踏まえ平成21年に森林林業再生プランを策定し10年後の木材自給率を50%以上とする目標を掲げ豊かな森林資源を活用して効率的安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給、利用拡大に必要な体制を構築することとした。このような中、北海道は平成21年度に国が創設した森林整備加速化林業再生基金を活用し、干ばつや路網の整備、高性能林業機械の導入、さらには木材加工流通施設、木造公共施設の整備、木質バイオマスのエネルギー利用施設の整備など森林資源の循環利用の実現に向け川上から川下に至る地域のさまざまな取り組を支援している。この結果トドマツやカラマツなど人工林を主体とする森林の整備や森林の整備に伴って産出される木材の有効利用が進み、北海道の木材自給率は全国の2倍以上の約6割に達している。今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中こうした取り組をさらに加速させ地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。よって、国においては次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1、森林の整備から木材の利用促進といった地域の多様な取り組を支援するため森林整備加速化林業再生基金の継続又はこれに代わる恒久的な支援制度を創設するなど林野関連施設の充実強化を図ること。

2、国際的な気候変動対策の枠組みの合意ルールである森林経営による森林吸収量の参入上限額3.5%を最大限確保するため地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなどし、森林整備の推進等のための安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は衆院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣の各位です。

議員各位の賛同を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行いますが討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから意見書案第6号について採決を行います。

意見書案第6号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案は原案の通り可決し、意見書を提出することと決定をいたしました。

◎ 日程第17 議員派遣の件

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第17 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

会議規則第122条の規定によりお手元に配布の通り議員派遣を承認したいと思いますがご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は承認と決定をいたしました。

◎ 日程第18 承認第3号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第18 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出です。

総務住民及び産業教育常任委員会ならびに議会運営委員会からお手元に配布の調査事項について閉会中の事務調査の申し出です。本件申し出の通り承認したいと思いますがそのように決定してご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、総務住民及び産業教育常任委員会ならびに議会運営委員会から閉会中の所管事務調査の申し出については承認と決定をいたしました。

これで本定例会に付議された案件の一切を終了致しましたので会議を閉じます。

これで平成26年第3回美深町議会定例会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午前11時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 倉兼政彦

署名議員 諸岡勇

署名議員 林寿一